

≡ 笠間市第2次総合計画 ≡

後期施策アクションプラン

2022 ▶ 2026



文化交流都市 笠間

— 未来への挑戦 —

令和4年3月

笠間市



ごあいさつ

人口減少時代への挑戦を掲げた第2次総合計画の折り返し地点となり、新型コロナウイルス感染症、直近ではウクライナ情勢など、世界規模の課題にも直面しています。また、日常生活における問題は複雑化、細分化を続け、防災、福祉など多くの分野で「共助」の必要性が高まっていますが、各地域での活動は、参加者の減少などにより活動の継続が困難になってきています。一方で、市全体としては、転入者が転出者を上回る状態に転換しつつあり、また、堅調に進む企業誘致、栗をはじめとした笠間ブランドの強化などが図られてきているなど、これまでの取組みの成果も現れつつあります。

このような中で、後期施策アクションプランでは、人口減少や新型コロナウイルス感染症をはじめ、SDGs、デジタル化、脱炭素社会の実現といった社会変化を踏まえ、「持続可能性の向上」、「社会変化への対応強化」、「DXの加速化」の3つを視点として設定し、これまでの取組みの更なる強化に向けた施策の方向性を決めました。

総合計画の将来像である市民とともに笠間市の未来を拓き、心身ともに健やかで、希望を持ち続け、豊かに暮らすことができる「文化交流都市笠間～未来への挑戦」の実現に向け、行政の各分野での横断的な連携はもとより、市民の皆様や市に関わる企業など、公民連携による取組みを進めてまいります。


結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました各団体及び市民の皆様、関係各位に対し、心から厚くお礼申し上げます。

笠間市長 山口伸樹



文化交流都市 笠間

— 未来への挑戦 —



文化交流都市 笠間
～ 未来への挑戦 ～

序章 後期施策アクションプランについて

1. 計画策定の趣旨及び位置付け	2
2. 計画策定の基本的視点	2
3. 計画の構造・期間及び計画体系	3
4. 市を取り巻く現状	4
5. 後期施策アクションプランの方向性	17
6. 将来ビジョン	18

第1章 都市基盤

方針1 活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります	
施策1 拠点・市街地整備	24
施策2 公共交通	26
施策3 空家・空地対策	28
方針2 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります	
施策1 道路・河川	30
施策2 公園・緑地	34
施策3 景観	36
施策4 上水道	38
施策5 生活排水	40

第2章 生活環境

方針1 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります	
施策1 防災・危機管理	44
施策2 消防・救急	46
施策3 防犯	48
施策4 交通安全	50
施策5 消費者行政	52
方針2 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります	
施策1 脱炭素社会の実現	54
施策2 環境保全・公害防止	56
施策3 廃棄物対策	58

第3章 健康・福祉

方針1 子どもを産み育てやすい環境を整えます	
施策1 子ども・子育て支援	62
方針2 だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます	
施策1 保健・医療	66
施策2 社会保障	70
方針3 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります	
施策1 地域福祉	72
施策2 障害者福祉	74
施策3 高齢者福祉	78

第4章 産業

方針1 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます	
施策1 企業誘致	84
施策2 雇用・労働環境	86
方針2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります	
施策1 観光	88
施策2 地場産品	90
施策3 農林業	92
施策4 商業	96
施策5 工業	98

第5章 教育・文化

方針1 未来を拓く子どもを育みます	
施策1 就学前教育	102
施策2 学校教育	104
方針2 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます	
施策1 生涯学習	110
施策2 芸術・文化	114
施策3 スポーツ	116

第6章 地域づくり

方針1 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります	
施策1 市民協働・地域コミュニティ	122
施策2 多様な人材の活躍	124
施策3 人権尊重	126
施策4 移住・交流	128
施策5 ライフイベント	130

第7章 自治体運営

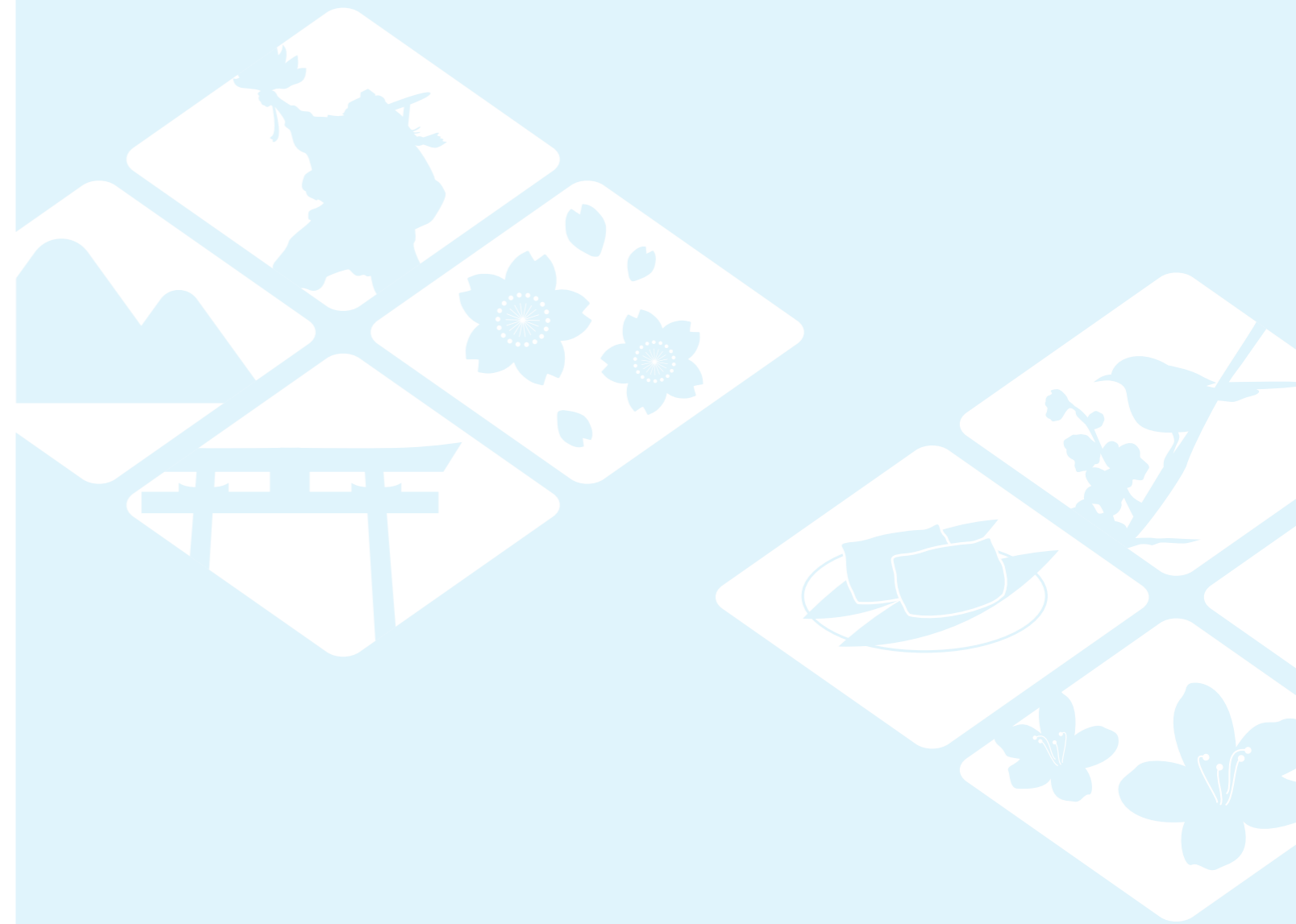
方針1 スリムで効率的な自治体運営をめざします	
施策1 広報・広聴	134
施策2 行政運営	136
施策3 財政運営	138
施策4 公共施設等管理	140
施策5 デジタルトランスフォーメーションの推進	142

資料編

1. 策定体制	148
2. 笠間市総合計画審議会条例	149
3. 笠間市総合計画審議会委員名簿	150
4. 笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規定	151
5. 笠間市総合計画策定委員会委員	153
6. 笠間市総合計画策定委員会 専門部会	153
7. 諮問書・答申書	154
8. 笠間市第2次総合計画策定経過	156
9. 後期施策アクションプランとSDGsの関係	157

序 章

後期施策アクションプランについて



① 計画策定の趣旨及び位置付け

平成29(2017)年3月に策定した「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」を将来像とする笠間市第2次総合計画(以下「総合計画」という。)は、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度の10年度間を計画期間とする将来ビジョン、各5年度間を期間とする前期及び後期の施策アクションプラン、各年度の事業アクションプランを基本構造とし、笠間市創生総合戦略を重点プロジェクトとして位置付け、将来像の実現に向けた各種の取組みを進めています。

その中で、将来ビジョンに定める「人口減少の抑制」及び「地域経済の活性化」という大きな課題に対し、コロナ禍等による新たな社会変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けた取組みを強化するため、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度の5年度間を期間とする後期施策アクションプランを策定するものです。

② 計画策定の基本的視点

▶ 機動性と柔軟性の高い計画

本市の最上位計画として、長期的な視点をもちながらも、自治体を取り巻く社会経済環境の変化への適切な対応や、毎年の施政方針を着実に計画に反映させていくため、計画の階層に応じた適正な計画期間を設定することとし、特に実行階層については、必要に応じて見直しが行えるようにするなど機動性と柔軟性が高い計画とします。

▶ 実現性と信頼性の高い計画

総合計画の重点プロジェクトである「笠間市総合戦略」に基づく事業や施策アクションプランに基づく主要な事業などについて、計画期間内における予算措置の見通しや財政計画などを合わせて整理することで、計画事業の実現性や信頼性を高めます。

▶ 統一性と整合性が確保された計画

総合計画と個別計画の位置付けや各々の役割、関係性を明確にし、計画の二重性や重複をなくし、計画行政の統一性と整合性を確保していきます。

▶ 運用性の高い計画

計画の運用については、PDCA*サイクルを確立し、事業の計画・検討段階、予算編成(要求)段階、実施段階、評価・検証段階、改善段階など行政運営の実情に合わせることで運用性の向上を図ります。

また、総合計画における将来ビジョンや施策アクションプラン、施政方針、総合戦略、さらには個別計画など、上位計画や方針を踏まえた各部の運営方針や課の方針を定めるなど組織目標を明確にすることで、その運用性をさらに高めることとします。

▶ 市民にとってわかりやすい計画

市民に対する説明責任を果たしていくため、計画に掲載する施策や事業などの市の取組みについて、市民に的確に伝え、理解や関心を深めていただけるような計画とします。

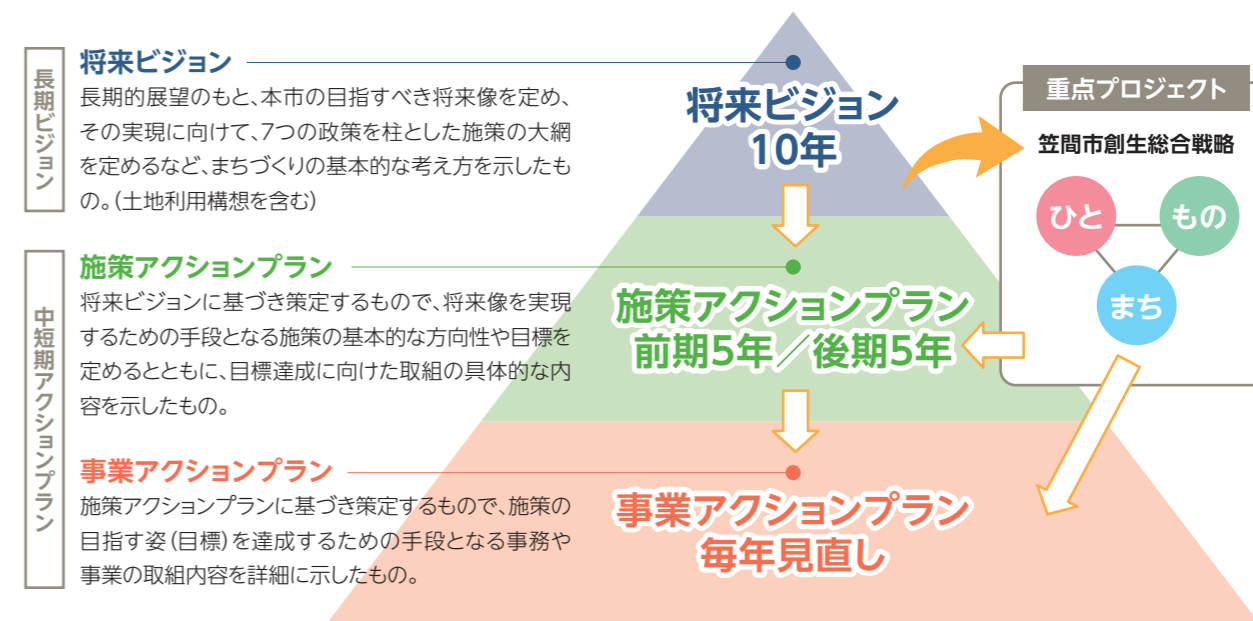
用語解説 ※PDCA: プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。

③ 計画の構造・期間及び計画体系

(1) 総合計画の構造

総合計画の構造は、「将来ビジョン(基本構想)」、「施策アクションプラン(基本計画)」、「事業アクションプラン(事務・事業計画)」の3層構造となります。

また、「笠間市創生総合戦略」を総合計画における重点プロジェクトとして位置付け、戦略に基づく事業については、最重要課題として取組むこととし、総合計画の施策の範囲を越えた分野横断の一体的な取組みも展開していきます。



(2) 計画の期間

将来ビジョンに基づき展開される後期施策アクションプランは、5年を計画期間とします。また、刻々と変化する社会経済情勢に柔軟かつ機動的に対応できるものとするため、必要に応じて見直しが可能なものとします。

さらに、施策アクションプランに基づき毎年度実施する事務や事業の計画となる事業アクションプランについては、実現性の高い計画とするため、1年間とし、毎年度見直しを行います。

平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
第2次総合計画将来ビジョン(政策)/10年									
〔前期〕施策アクションプラン(政策)/5年					〔後期〕施策アクションプラン(政策)/5年 ※毎年度の評価・検証を踏まえ、必要に応じて見直し				
事業アクションプラン(事務・事業)/1年					事業アクションプラン(事務・事業)/1年 ※施策アクションプランの評価・検証結果を踏まえ、毎年度見直し				

(3) 計画の推進体制

総合計画及び笠間市創生総合戦略に基づく施策を計画的かつ効率的に推進するため、施策の所管課は、将来ビジョンに即して、個別計画の策定、改定を行うとともに、個別計画の内容を踏まえ、必要に応じて、施策アクションプランの見直しを行うなど、行政計画の統一性と整合性を図ります。

(4) 計画の進行管理

総合計画に掲げた将来像の実現に向けて、効率的かつ効果的に施策を展開するため、計画の進行管理として、PDCAサイクルを確立し、施策アクションプランに定めた具体的な目標の達成度について、施策評価制度等を活用しながら、毎年度、評価・検証を行い、必要に応じて事業アクションプランの見直しを行います。

また、社会情勢の変化や目標値の達成状況等を勘案し、最適な指標や数値への変更を検討します。

4 市を取り巻く現状

(1) 市を取り巻く社会の変化

総合計画においては、人口の推移、地域産業の動向、財政、市民意識などの現状の把握を行いながら、「都市基盤」、「生活環境」、「健康・福祉」、「産業」、「教育・文化」、「地域づくり」、「自治体運営」の7つの分野においてそれぞれの課題に対する取組みを進めています。その人口減少などの継続的な課題に加え、新型コロナウイルス感染症などの社会的な潮流や変化については次のとおりとなっています。

①人口減少・少子高齢化に対応したまちづくり

わが国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和35(2053)年には1億人を割り込むなど、長期的に減少していくことが予想されており、直近では出生数が大幅に減少したことを含め、人口減少社会への対応は喫緊の課題となっています。そのため、人口減少社会にあっても地域経済の活力を維持・向上させるとともに、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりや子どもを産み育てやすい社会の実現が求められています。

②SDGsの達成とSociety5.0※の実現

環境に関する問題の解決のみならず、経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた取組みが国際的に進められています。

また、わが国においてはコロナ禍を受けて急速に普及するデジタル化について、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会の構築を目指しています。

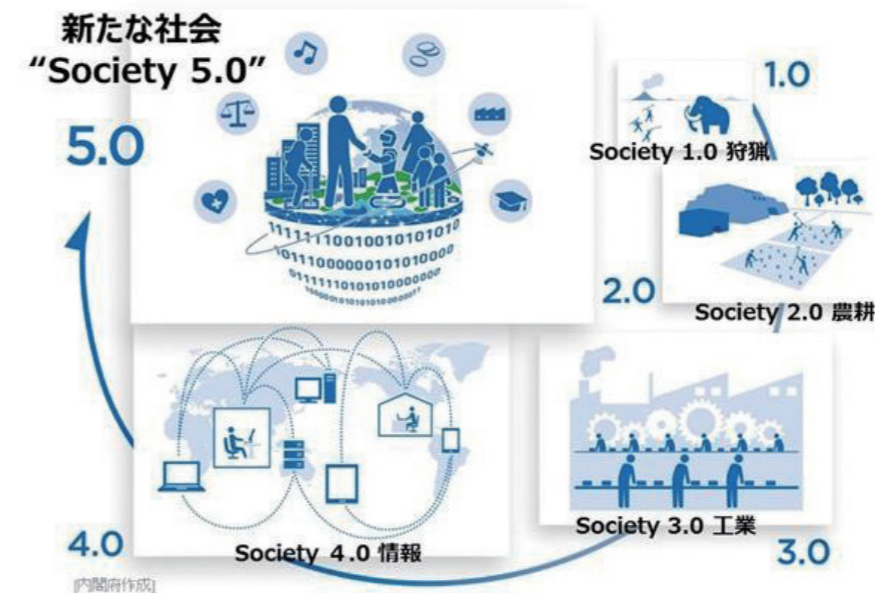
本市においても、デジタルトランスフォーメーション※の推進や新たな技術の導入、公民連携の推進などによる効果的で持続的な行政運営と地域社会の形成が求められています。

用語解説
 ※Society5.0：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。
 ※デジタルトランスフォーメーション(DX)：ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることという概念でデジタルによる変革を表す言葉。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



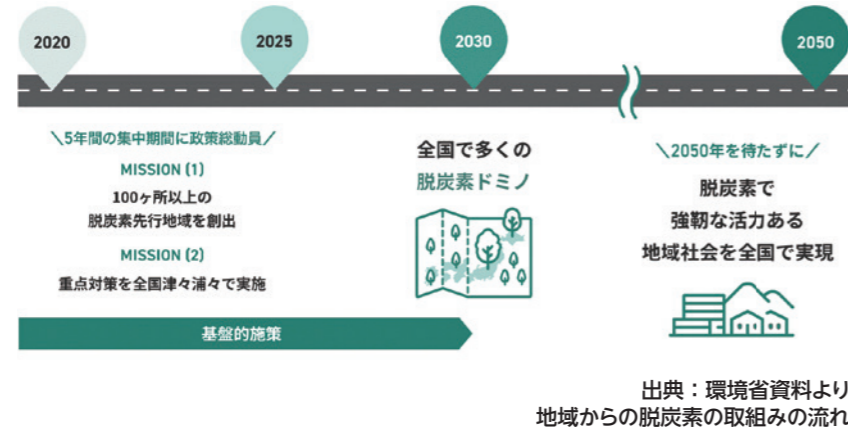
出典：外務省資料より
SDGsの17の目標(ターゲット)



出典：内閣府より
情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもの

③ グリーン社会の実現

令和2(2020)年に国において、令和32(2050)年までにカーボンニュートラル*を目指することを宣言し、脱炭素を主導するとともに、経済成長の喚起と温暖化防止・生物多様性保全との両立を図ることを目指しています。そのため、今後のまちづくりにおいてもカーボンニュートラルを目指し、環境と経済の好循環につながる脱炭素社会の実現が求められています。



④ 新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式への対応

令和2(2020)年、世界がその猛威に直面した新型コロナウイルス感染症は、わが国においても感染が拡大し、全国的な外出自粛の要請や学校の臨時休校をはじめ、緊急事態宣言の発出、緊急経済対策の実施などが社会全体に大きな影響を及ぼしました。

このような状況の中で、生活と経済の双方において、迅速で適切な新型コロナウイルス感染症対策と働き方を含めた新しいスタイルなどへの対応が求められています。

⑤ 安全・安心に対する意識の高まり

わが国では、国土の地理的・地形的・気象的な特性から多くの大規模災害が発生しており、現在、防災・減災、国土強靱化対策が進められています。本市においても東日本大震災での被災を経験した中で、豪雨による災害リスク、感染症との複合的な発生など、様々なリスクが想定されます。これらのことから、防災意識や安全・安心のまちづくりに対する関心は高くなっており、これらの様々な災害に対して、強靱な都市を形成することが求められています。

⑥ 多様性を認めあえる社会づくり

地域には、高齢者や若者、子ども、障がいのある人、外国から来た人、性的マイノリティ*の人など、様々な人が暮らしています。多くの課題に直面している中で、活力ある持続可能な地域社会をつくるためには、誰もが活躍でき、お互いを理解しながら多様性を認めあえる社会の実現が求められています。

用語解説

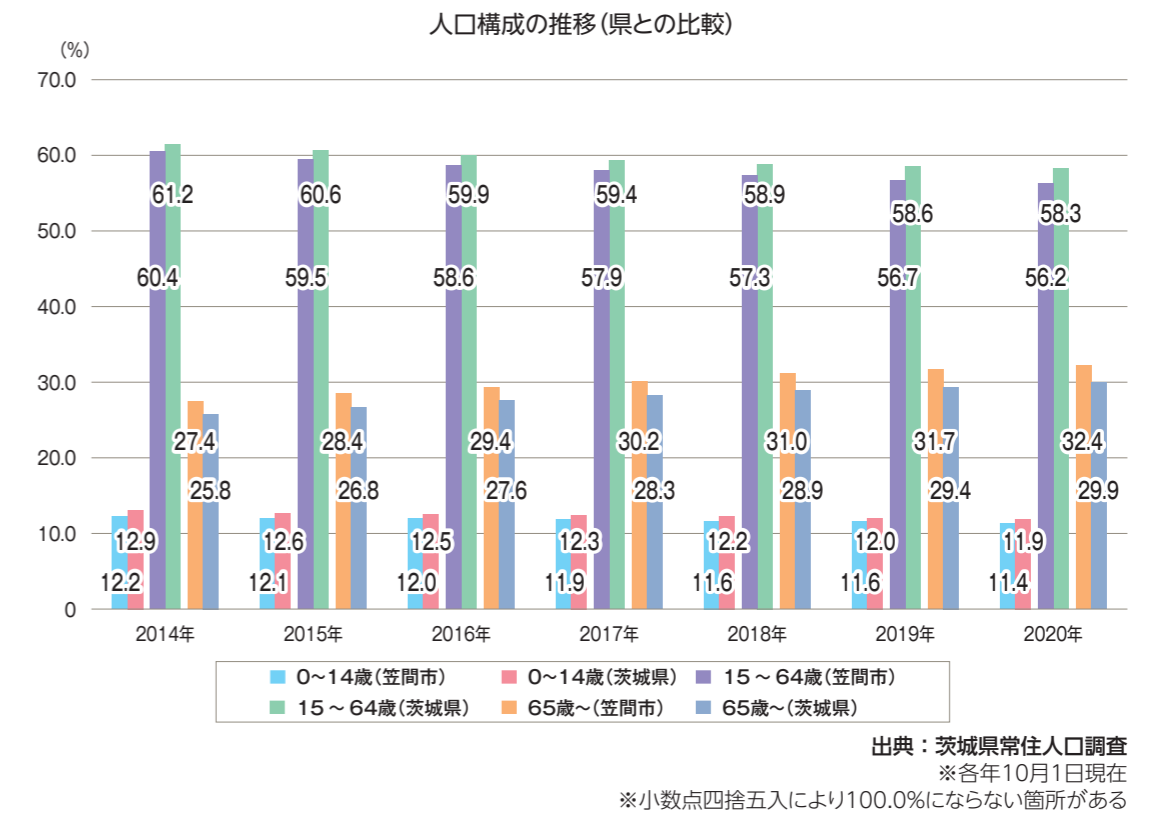
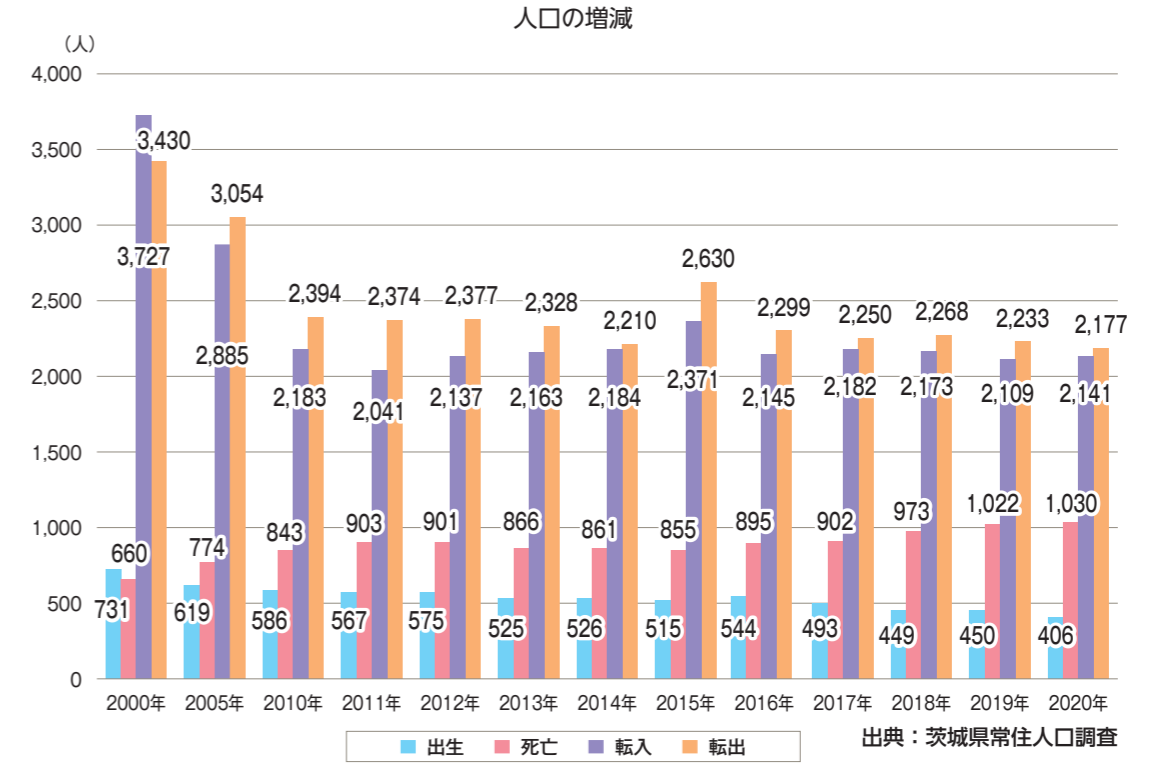
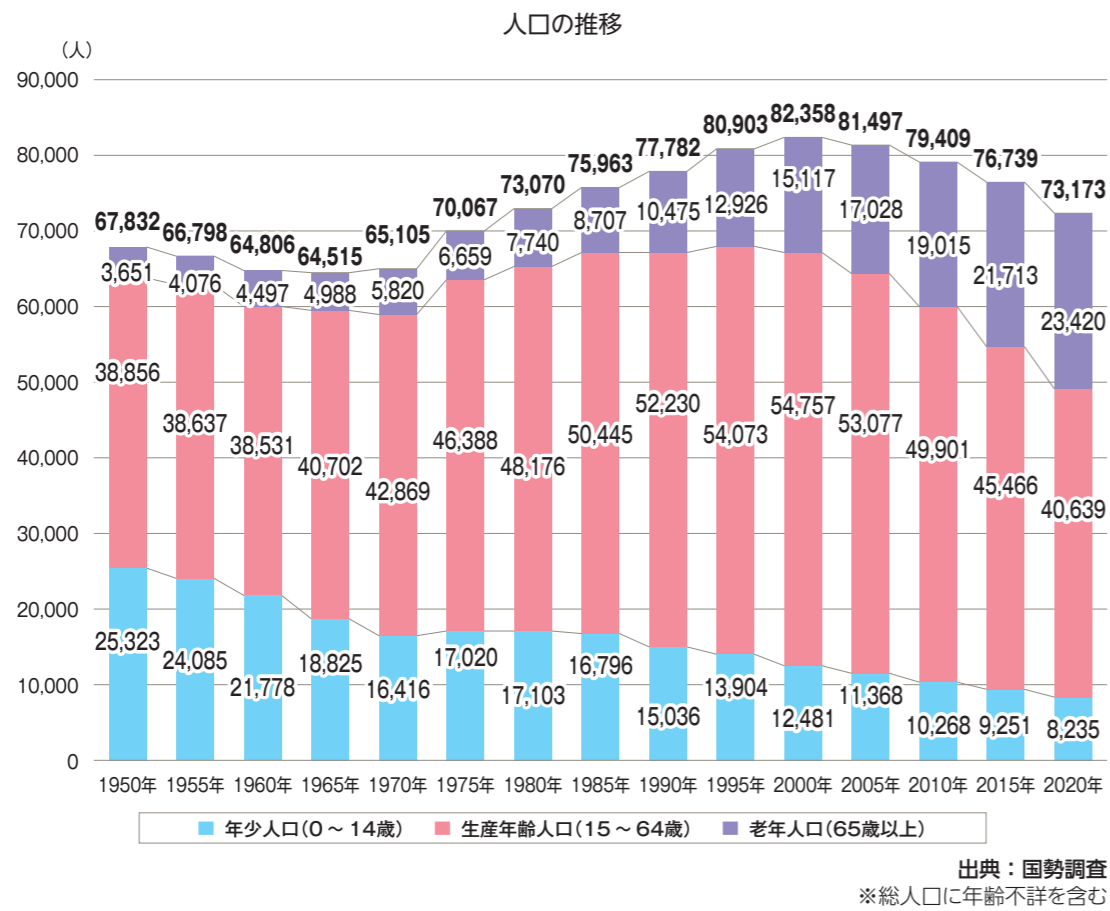
※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。わが国では2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言した。

※性的マイノリティ：性的指向や性自認等に関して多数派と異なる人々のこと。

(2) 人口の推移

本市の人口は平成12(2000)年をピークに減少傾向に転じて推移しており、平成22(2010)年に8万人を下回り、令和2(2020)年は73,173人となっています。

また、年齢3区分別では、年少人口は減少傾向となっており、令和2(2020)年では8,235人、総人口に占める割合は11.3%となっています。また、生産年齢人口も同様に減少傾向となっており、令和2(2020)年は40,639人、総人口に占める割合は55.5%となっています。さらに、老年人口については平成27(2015)年に2万人を超えて増加しており、令和2(2020)年は23,420人、総人口に占める割合は32.0%となっています。人口減少、少子高齢化、人口構造の変化は、様々な分野において影響を及ぼしています。



(3) 地域産業の動向

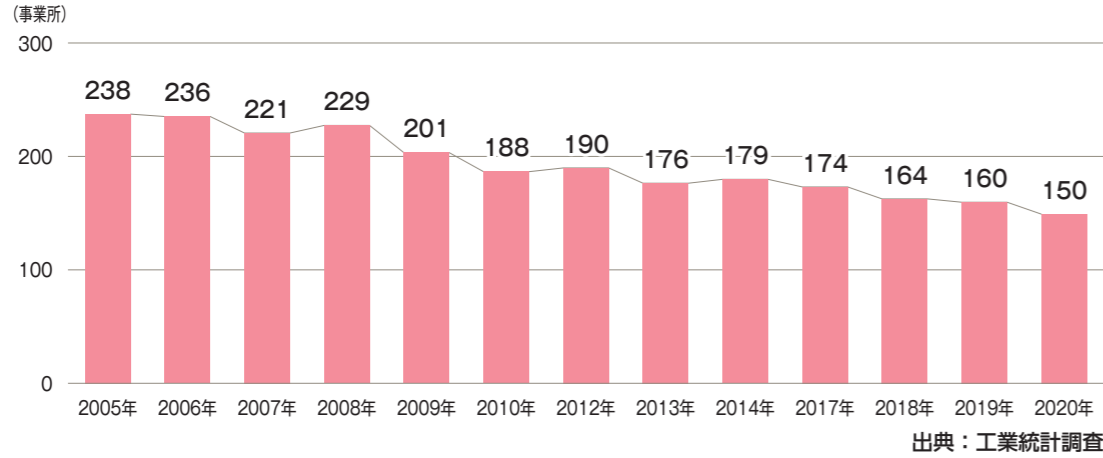
本市の事業所数は減少傾向で、平成30(2018)年には170事業所を下回り、令和2(2020)年は150事業所となっています。製造品出荷額等は、平成22(2010)年までは1,700～2,000億円、平成24(2012)年以降は減少して1,500億円程度となっていました。平成26(2014)年から微増し、令和元(2019)年は1,698億円と、近年は1事業所当たり製造品出荷額等が微増しています。

平成27(2015)年の就業者総数は37,563人となっており、平成22(2010)年から1.6%減少しています。平成12(2000)年から男女ともに就業者数は減少していましたが、平成27(2015)年は女性就業者が微増し、就業者に占める女性割合は43.8%となっています。

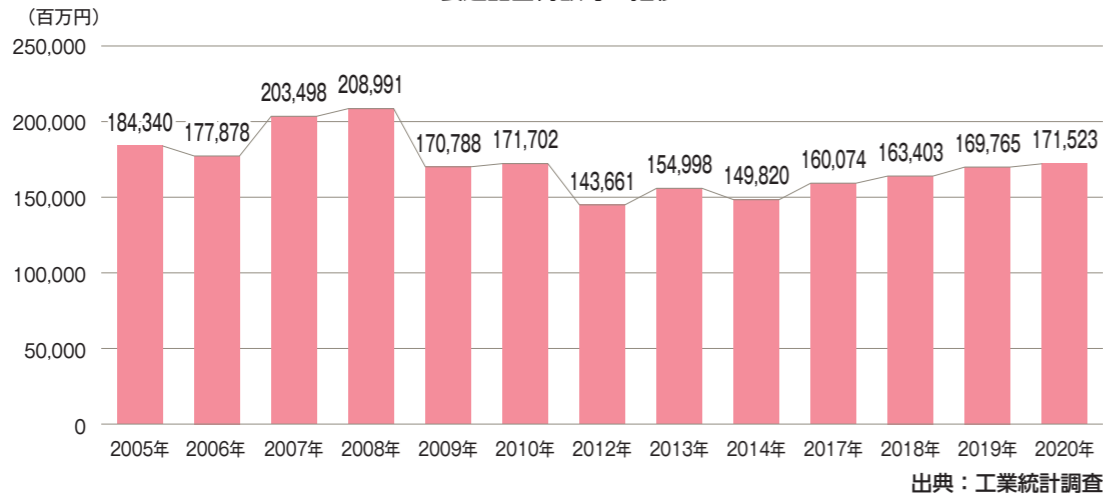
自給的農家数は、平成12(2000)年から増加していますが、販売農家数が減少しており、令和2(2020)年の総農家数は3,276農家となっています。

こうした製造品出荷額等をはじめとする地域産業の動向における一時的な増減は、リーマンショックや東日本大震災といった社会背景が要因とはなりますが、全体の減少傾向は人口減少、少子高齢化の影響もあると考えられます。

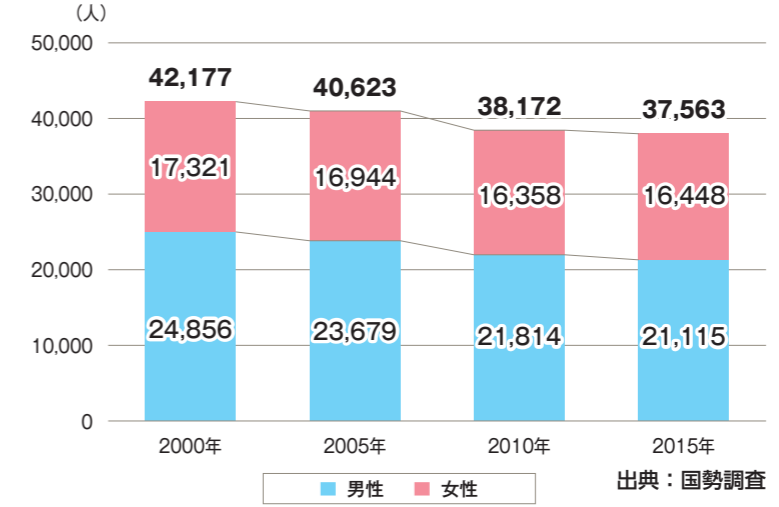
事業所数の推移



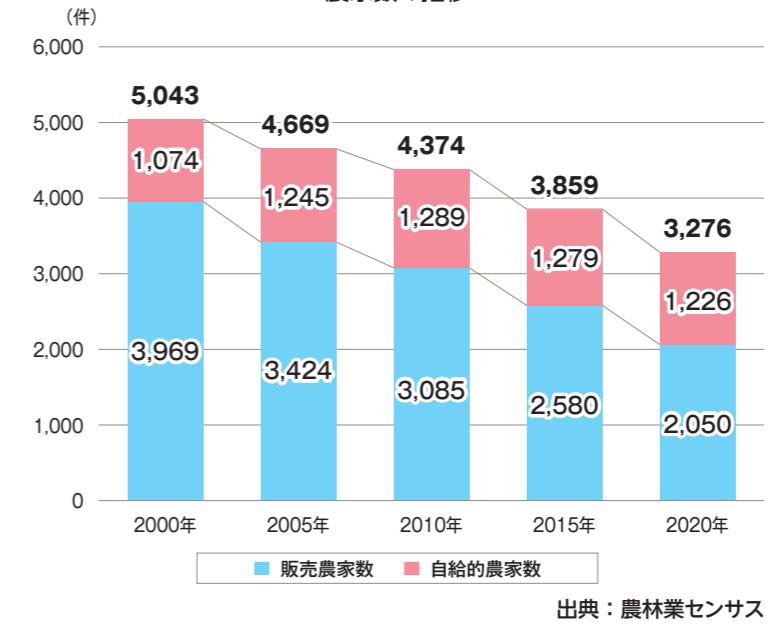
製造品出荷額等の推移



就業者数の推移

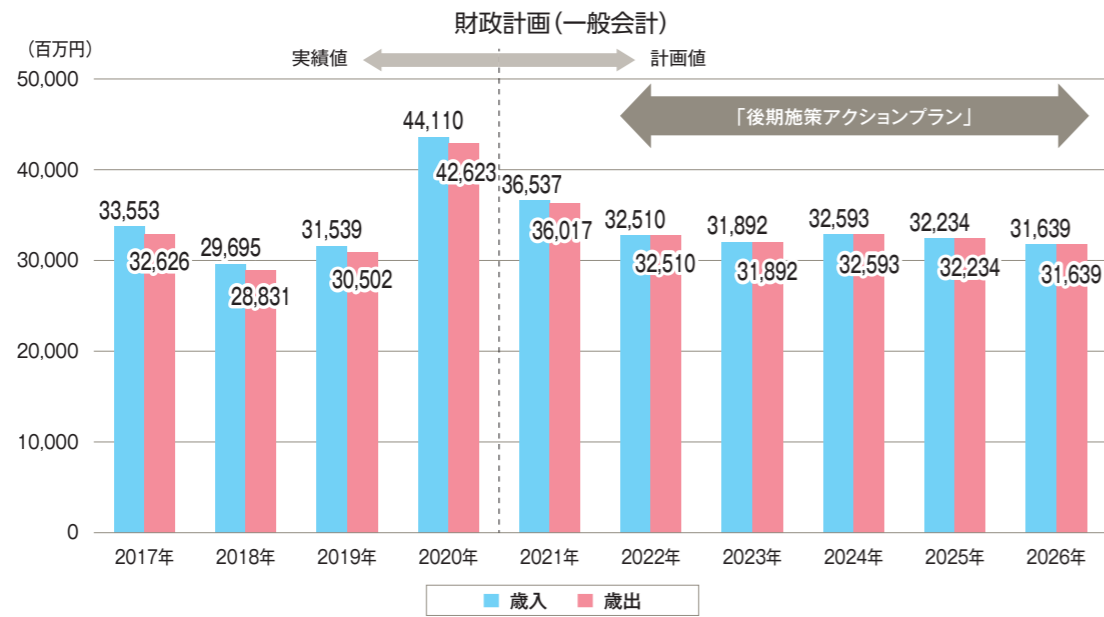


農家数の推移

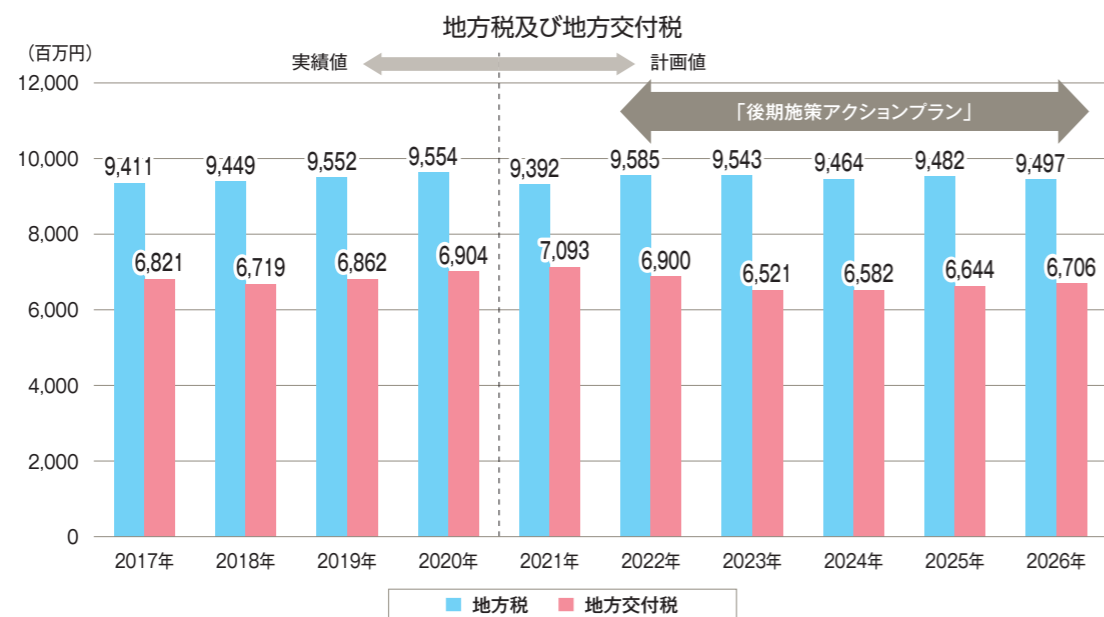


(4) 財政状況

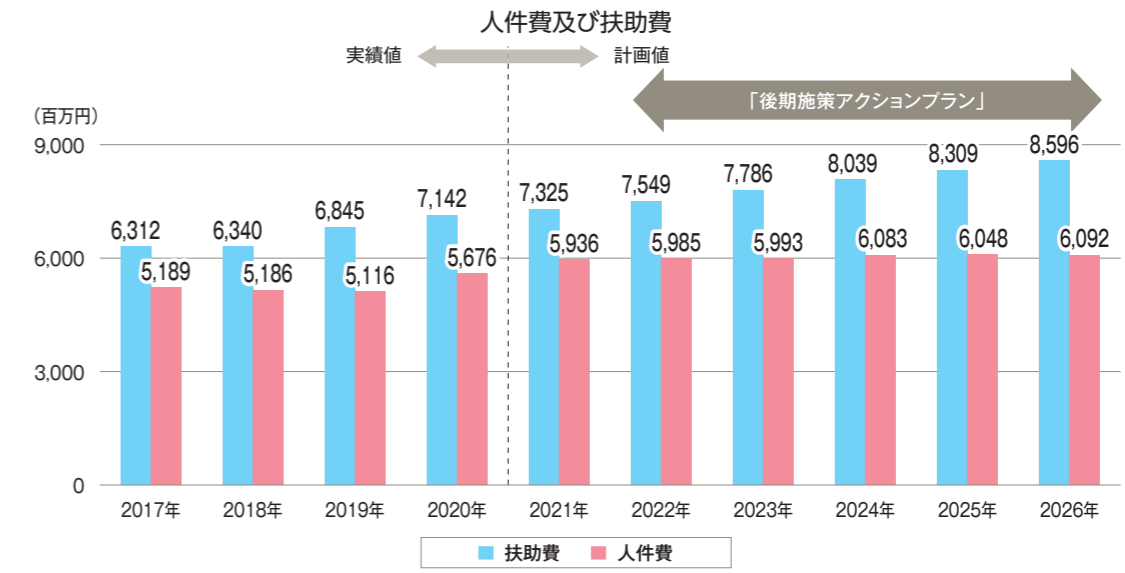
人口減少・少子高齢化が本格的に進展することにより、本市の貴重な財源である税収の減収が予想されています。一方で、歳出においては、人件費が抑制傾向で推移し、また、大規模なハード事業が終息に向かうなど健全な財政運営が図られていますが、扶助費等の社会保障関連経費の更なる増大や、高度経済成長期に整備された公共施設の更新経費に多額の支出が懸念されるなど、将来に向けた財政事情の見通しは、厳しいものとなっています。



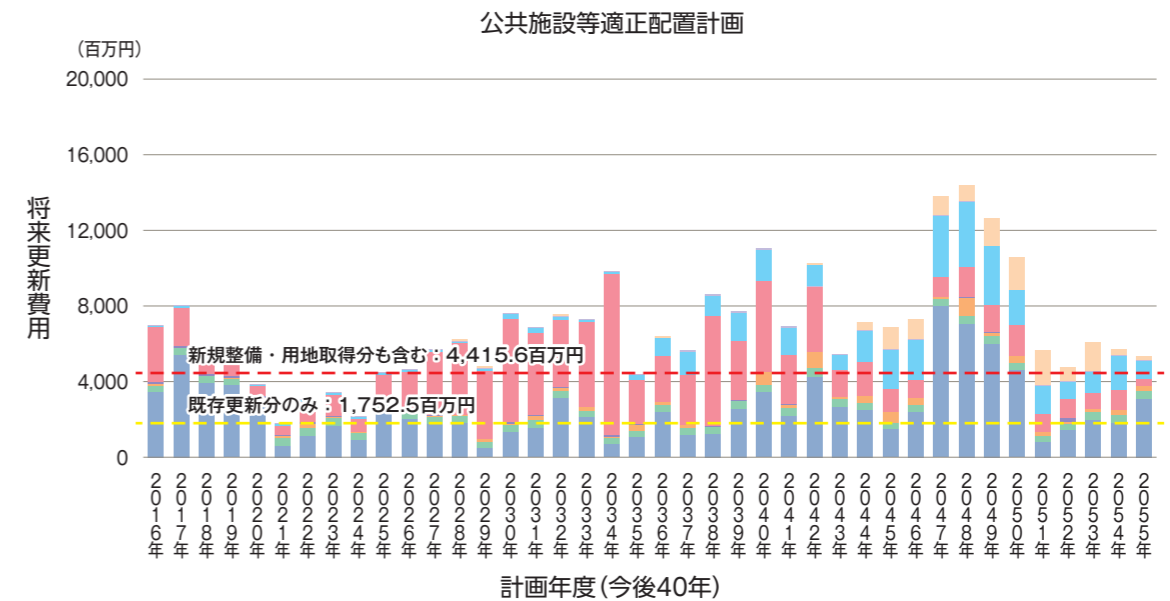
資料：財政課
※令和4(2022)年2月現在、2021年以降は計画値
※2020年度は新型コロナウイルス感染防止対策により、決算額が大きく増加



資料：財政課
※令和4(2022)年2月現在、2021年以降は計画値



資料：財政課
※令和4(2022)年2月現在、2021年以降は計画値



出典：笠間市公共施設等総合管理計画

(5) 市民意識の動向

① 住みやすさと定住意識

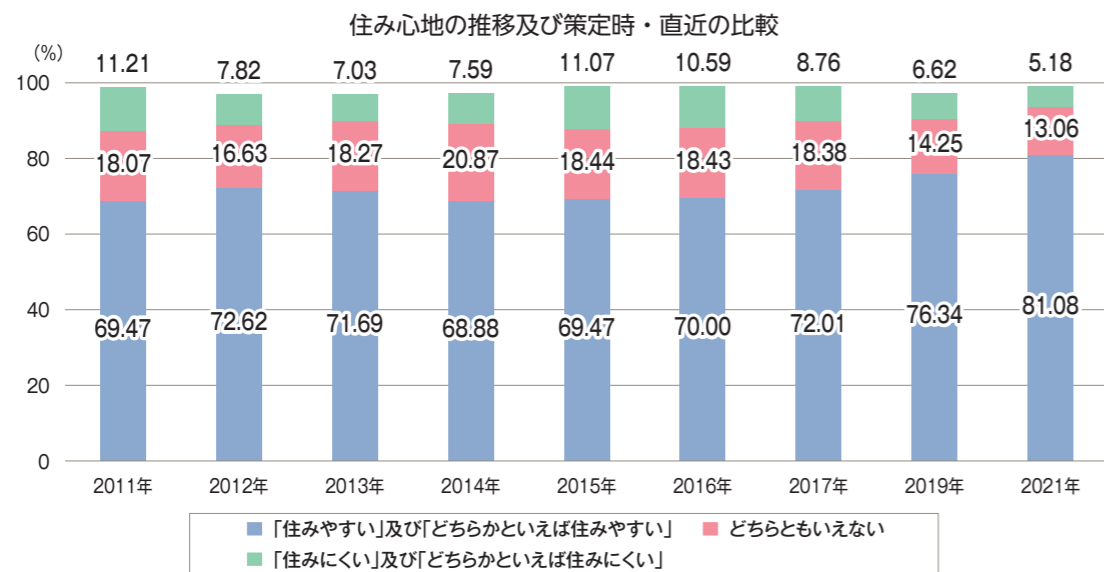
総合計画における政策や施策の方向性を定めるため、近年の市民意識の動向を経年的に把握しています。近年は令和3(2021)年度に市民実感度調査を実施しています。

〈令和3(2021)年度市民実感度調査の概要〉

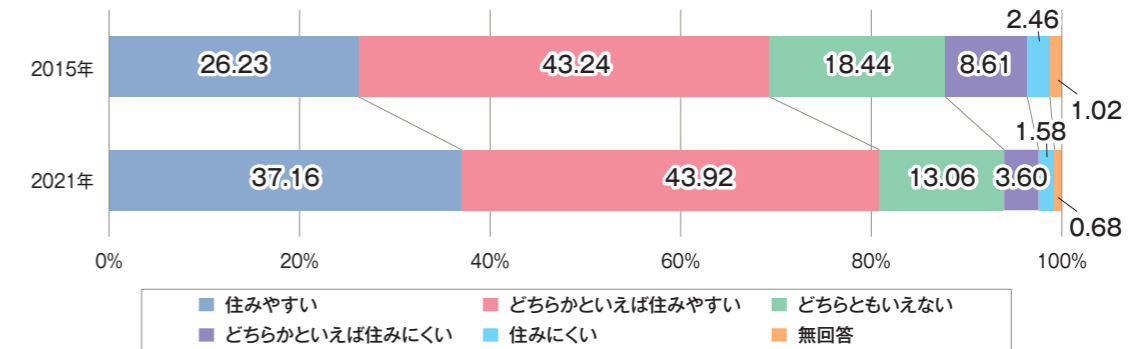
- 調査領域：笠間市全域
- 調査対象：市内に居住する満18歳以上の男女
- 調査手法：郵送配布・回収法(無記名)
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 対象者数：1,000人
- 調査期間：令和3(2021)年4月5日～5月24日
- 回収率：44.40%(444人/1,000人)
- 性別構成比：男性：44.59%、女性：55.41%、無回答：0.00%

市民の本市に対する「住みやすさ」や「定住意識」については、約81%の方が「住みやすい」と回答しており、約80%の方が、「住み続けたい」と回答しています。

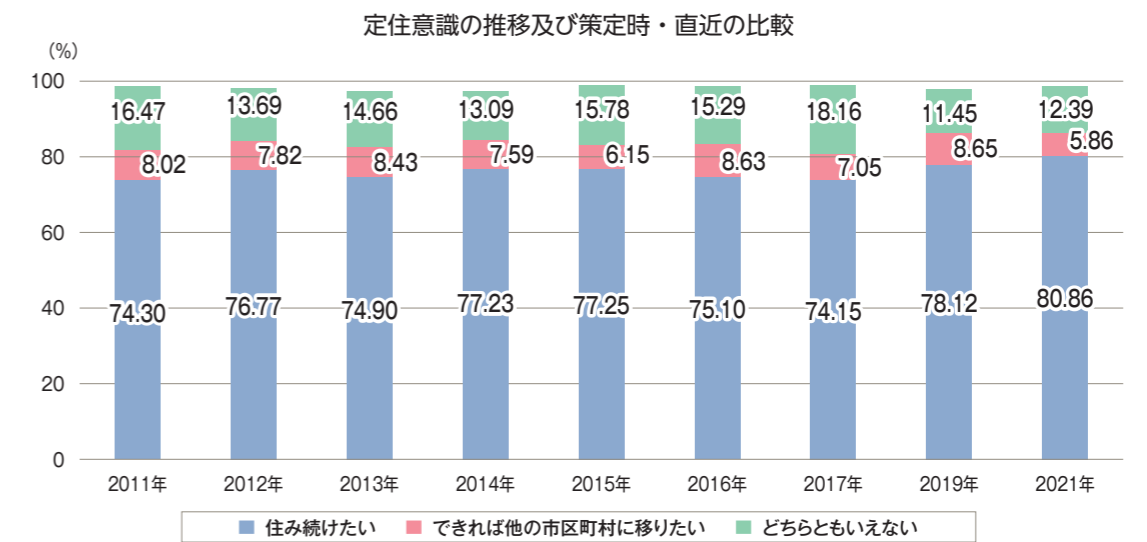
「住みやすい」は平成28(2016)年以降70%から増加し、令和3(2021)年は81%となっています。「定住意識」についても、平成29(2017)年は75%を下回っていましたが、令和3(2021)年は80%を超えて最も高くなっています。



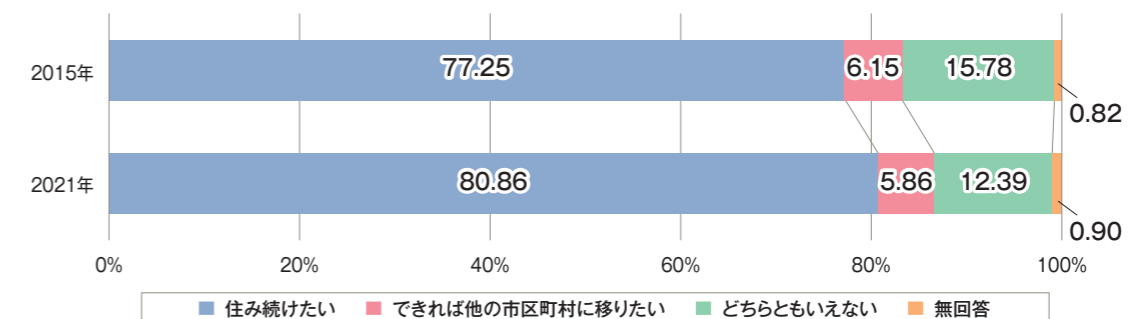
出典：市民実感度調査



出典：市民実感度調査



出典：市民実感度調査



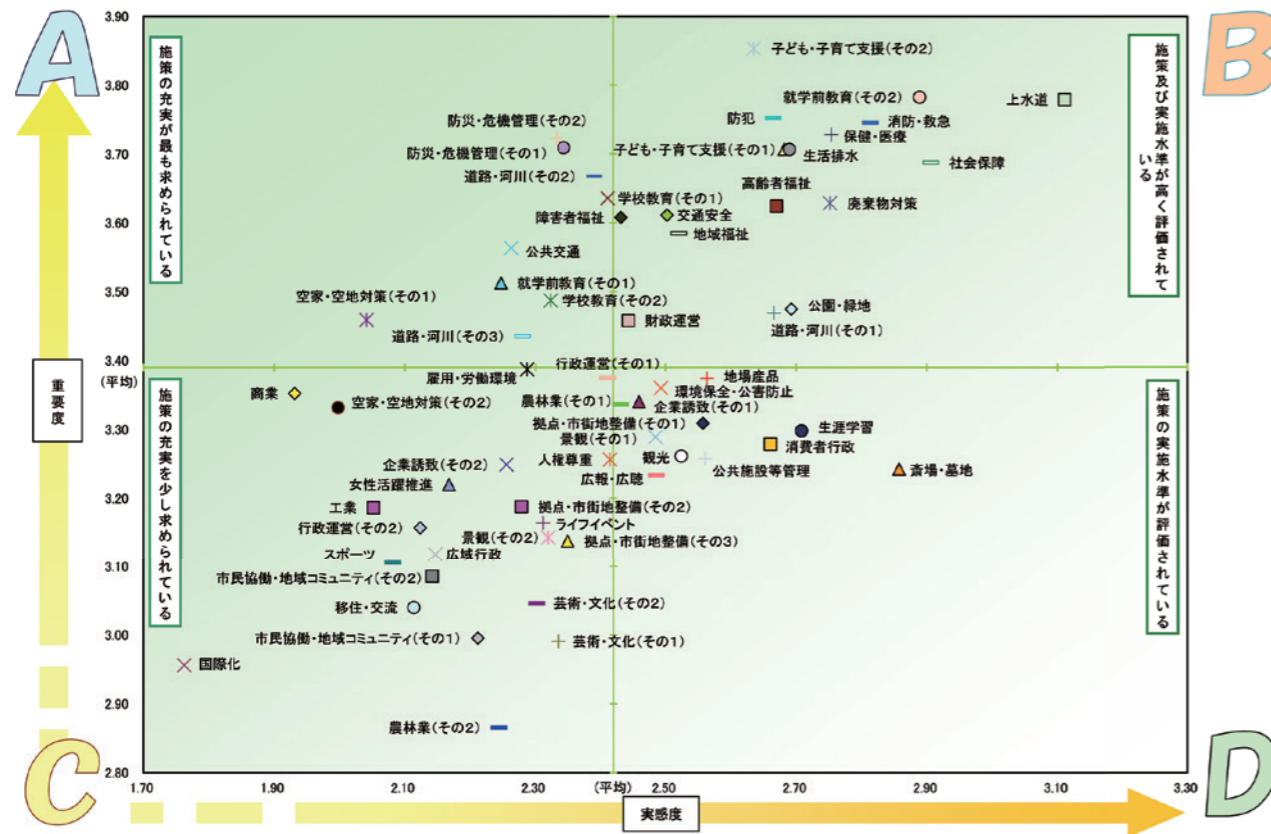
出典：市民実感度調査

② 施策に対する重要度と実感度

市民の施策に対する意識調査として、令和3(2021)年度の市民実感度調査結果を受けて、市民の施策に対する「重要度の加重平均値」を縦軸に、「実感度の加重平均値」を横軸とした散布図を作成し、各々の指標の平均値から目安として4つの領域に分類し、市民の施策に対する期待を把握しました。

なお、設問の間により変化するものであるため、施策の全てに対する意向を反映するものではありません。

〈市民の施策に対する重要度・実感度の加重平均値の散布図〉



(参考)〈市民の施策に対する期待〉

領域A 重要度が高く、実感度が相対的に低い領域に位置しており、施策の充実が最も求められています。
【道路・河川(その2)、防災・危機管理(その2)、防災・危機管理(その1)、学校教育(その1)、公共交通、学校教育(その2)、就学前教育(その1)、道路・河川(その3)、空家・空地対策(その1)の9施策】

領域B 重要度及び実感度がともに高い領域に位置しており、施策の実施水準が高く評価されています。
【就学前教育(その2)、子ども・子育て支援(その2)、財政運営、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉、社会保障、保健・医療、子ども・子育て支援(その1)、廃棄物対策、交通安全、防犯、消防・救急、生活排水、上水道、公園・緑地、道路・河川(その1)の17施策】

領域C 重要度及び実感度がともに低い領域に位置しており、施策の構成や方向性の検討が求められています。
【行政運営(その1)、雇用・労働環境、人権尊重、企業誘致(その2)、拠点・市街地整備(その3)、ライフイベント、拠点・市街地整備(その2)、景観(その2)、女性活躍推進、芸術・文化(その2)、空家・空地対策(その2)、芸術・文化(その1)、商業、行政運営(その2)、広域行政、工業、市民協働・地域コミュニティ(その2)、市民協働・地域コミュニティ(その1)、スポーツ、移住・交流、農林業(その2)、国際化の22施策】

領域D 重要度は低いものの実感度が高い領域に位置しており、施策の実施水準が評価されています。
【斎場・墓地、生涯学習、消費者行政、地場産品、拠点・市街地整備(その1)、環境保全・公害防止、公共施設等管理、企業誘致(その1)、観光、景観(その1)、農林業(その1)、広報・広聴の12施策】

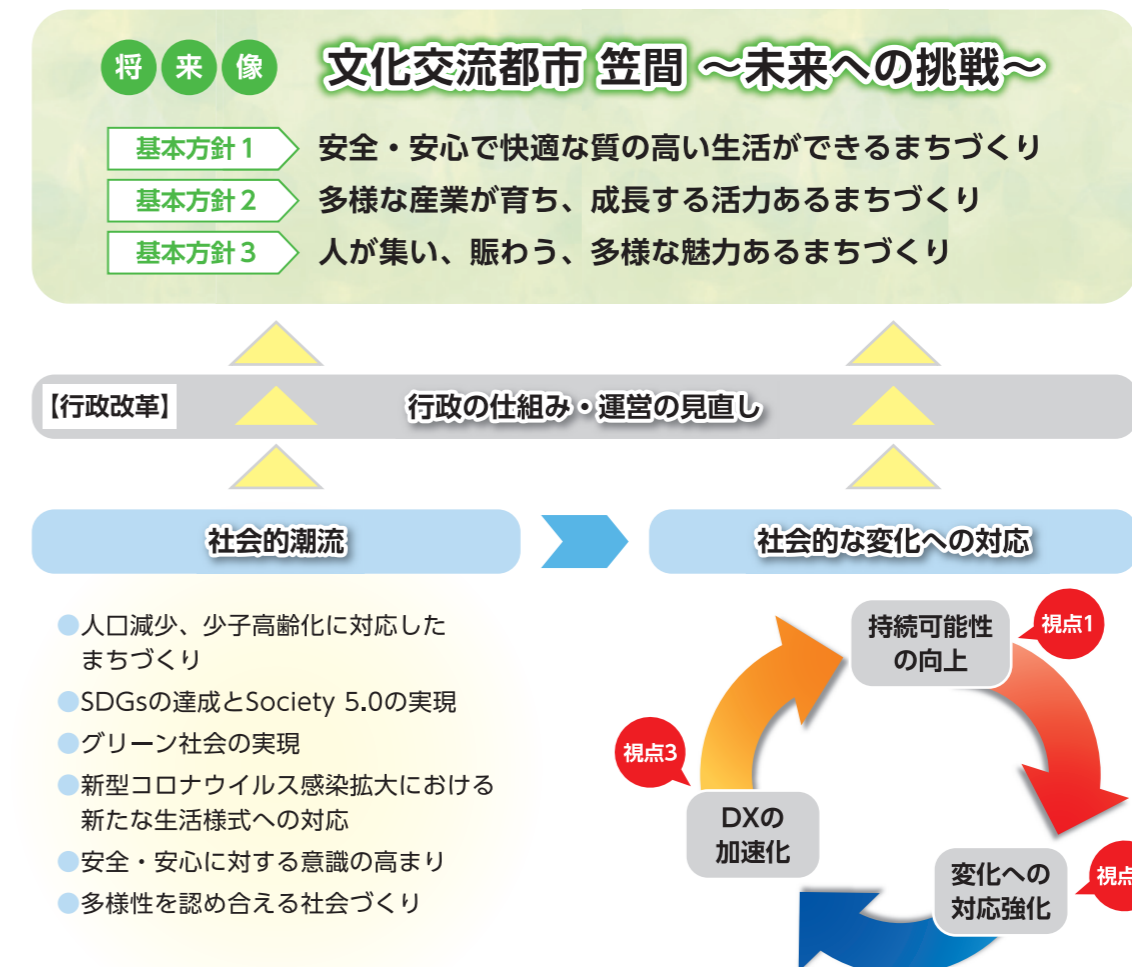
⑤ 後期施策アクションプランの方向性

将来像である「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」に向けて、人口減少については、鉄道など大きなインフラ整備がない中では一定の抑制が図られているものの、概ね社会保障・人口問題研究所の推計どおりの減少となっています。また、経済については、コロナ禍も加わり、上昇している数字はあるものの厳しい状況は続いています。一方で、市民の実感度については、定住意識が上昇を続けていることから、一定の評価がある状況といえます。

また、人口減少や生活者の価値観の多様化が進む中で、今回のコロナ禍により都市部を中心に生活や働き方に更なる変化が生まれています。これらの変化は、将来ビジョンが包含するテーマでもあることから、デジタル化などの取組みの加速化、近年頻発する集中豪雨による被害に対する災害対策など、これまでの取組みの更なる強化が必要となっています。

このような状況を踏まえ、後期施策アクションプランにおいては、将来ビジョンに定める施策の大綱に基づきながら、施策全体を通じた策定の視点として、社会的な潮流や変化への対応として、暮らし、地域経済の双方での持続可能性の向上、新たな日常や価値観の多様化など生活者の変化への対応強化、様々な課題解決につながる変革を生み出すデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速化の3点を設定します。また、同時に、限りある財源及び人材の中で、市民サービスの維持及び向上を図るため、行政の仕組みや運営方法の変革を視点として、各施策の策定を進めます。

〈後期アクションプラン策定の視点〉



6 将来ビジョン

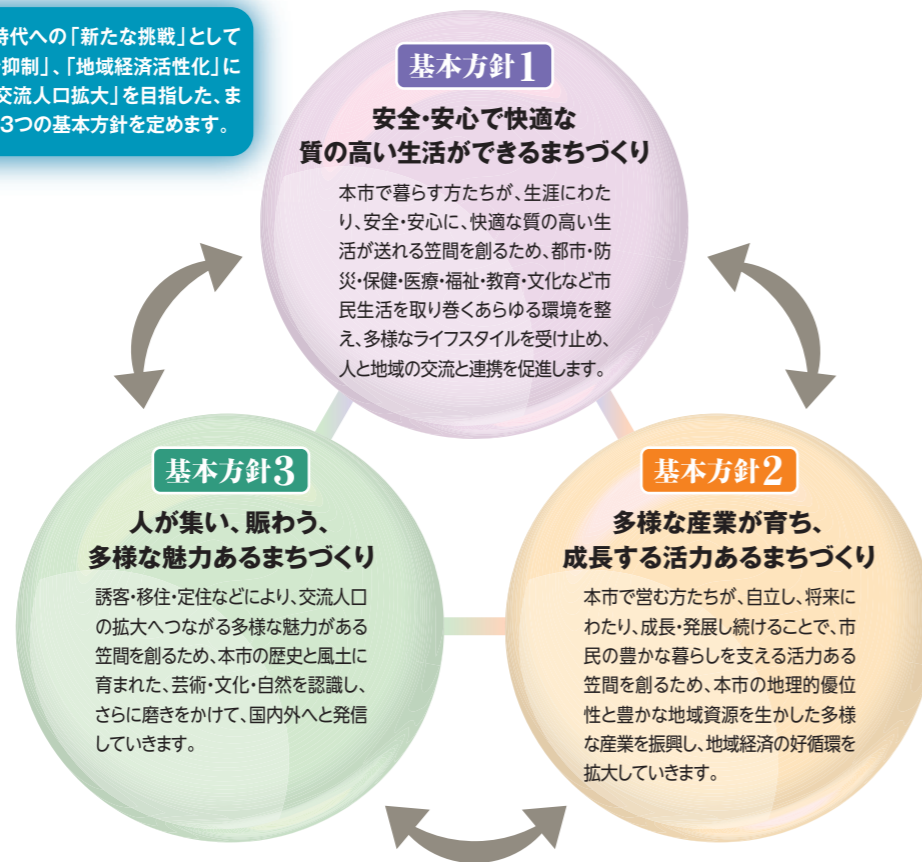
(1) まちづくりの基本方針

本市では1市2町の合併から10年間、「住みよいまち 訪れてよいまち かさま ～みんなで創る文化交流都市～」を将来像として、その実現に向けて、先進性と積極性をもって取り組んできました。

近年の本市を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢社会が現実のものとなる中で、これまでの歴史を振り返ってみても類を見ない水準の人口減少を経験することになります。また、本市財政状況を見通した場合、貴重な財源となる税収が減収傾向にある一方で、社会保障関連経費の増加や高度経済成長期に整備された公共施設の更新等に多額の経費を要するなど大変厳しいものとなっており、危機感をもった対応が求められています。

そのため、総合計画では人口減少時代への「新たな挑戦」として、「人口減少抑制」と「地域経済活性化」に向けて、「交流人口拡大」を目指した、次の3つをまちづくりの基本方針として、これに基づく将来像を定め、その実現に向けた取組みを展開することを示しています。

人口減少時代への「新たな挑戦」として「人口減少抑制」、「地域経済活性化」に向けて、「交流人口拡大」を目指した、まちづくりの3つの基本方針を定めます。

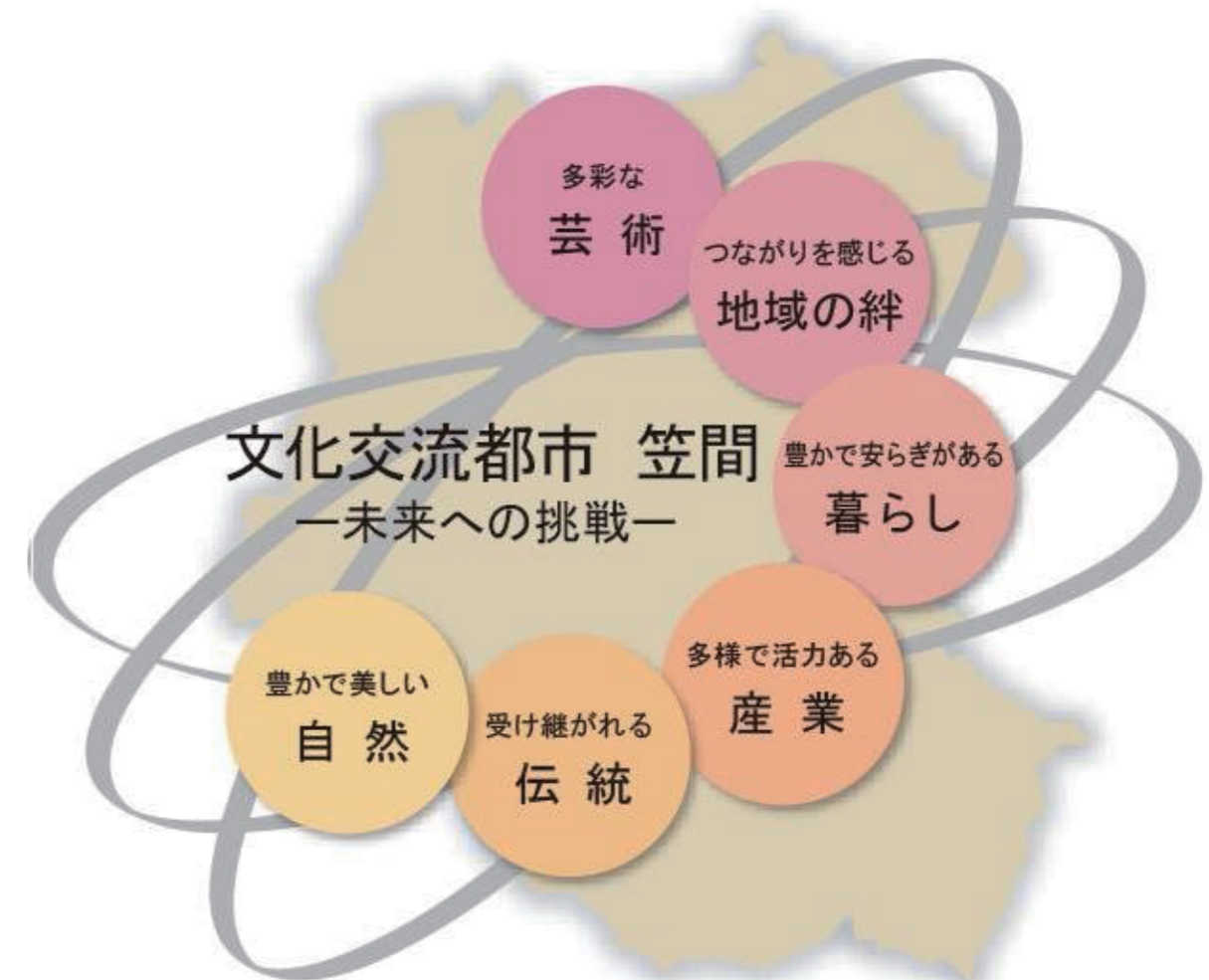


(2) 将来像

〔将来像〕文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～

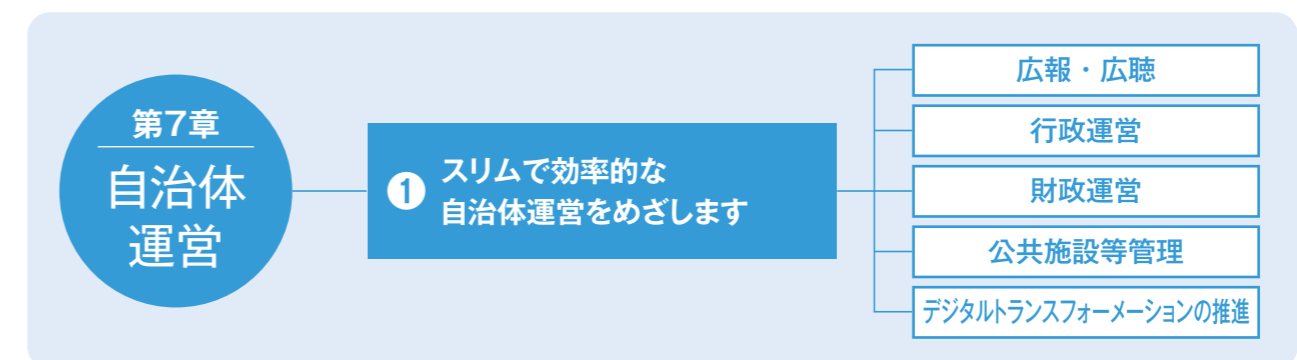
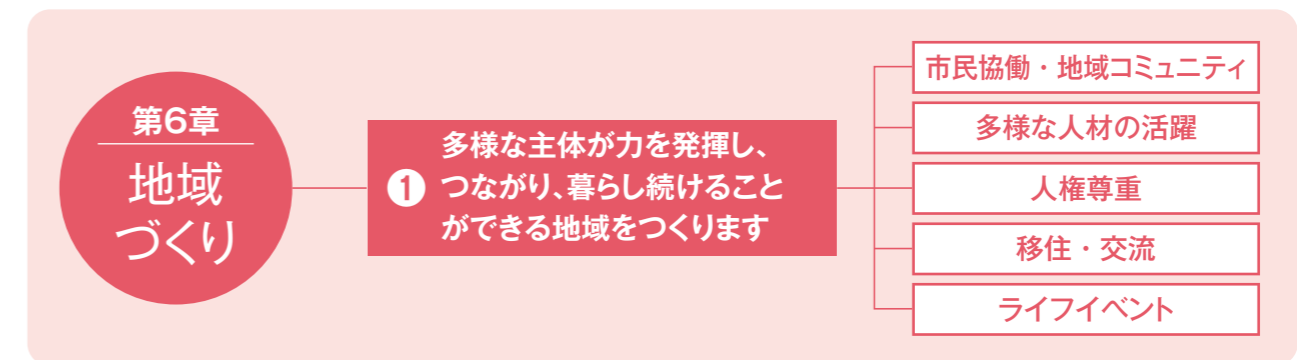
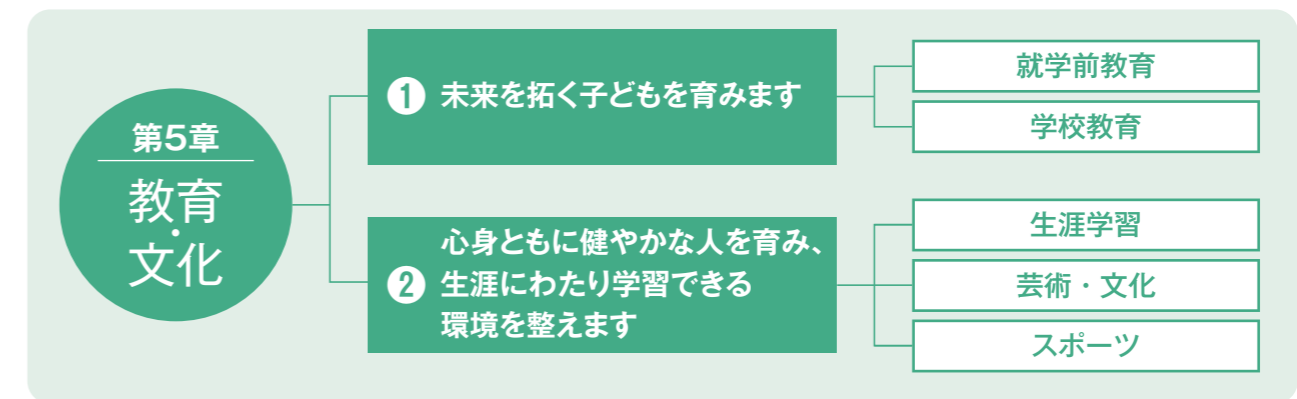
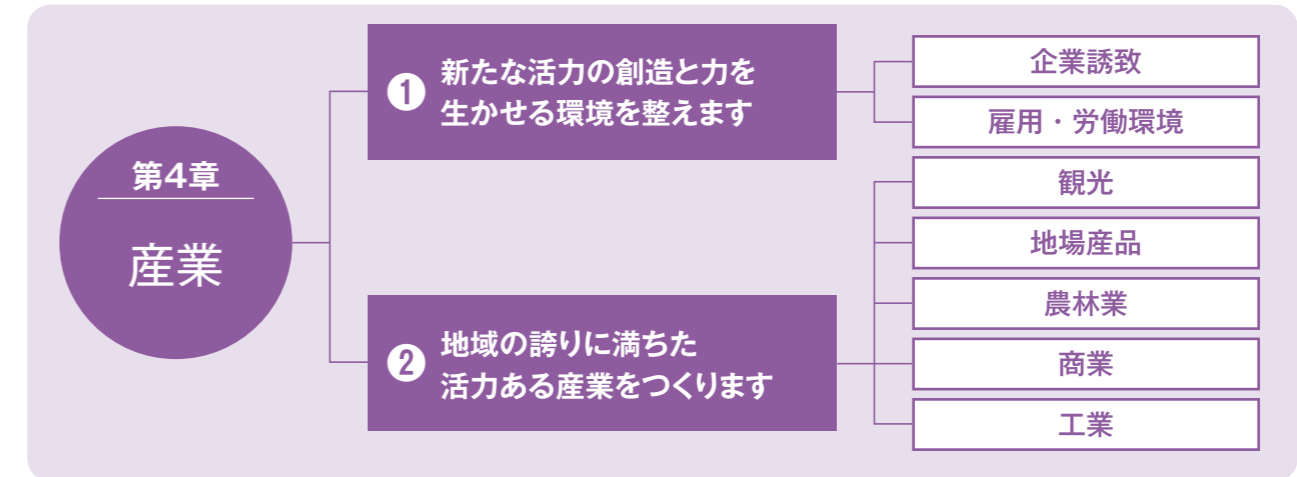
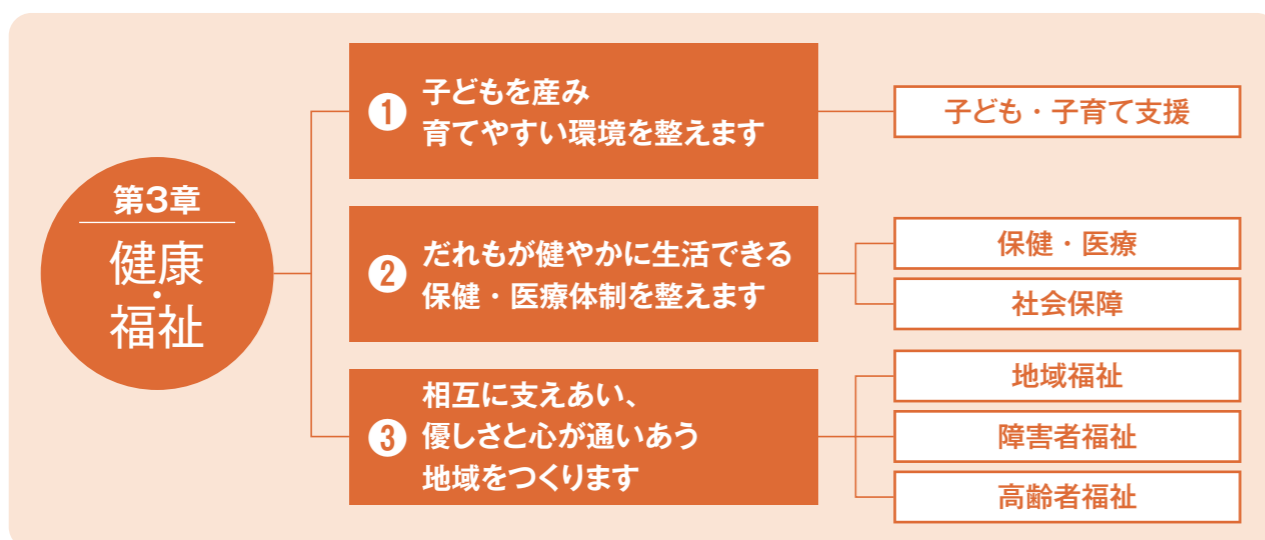
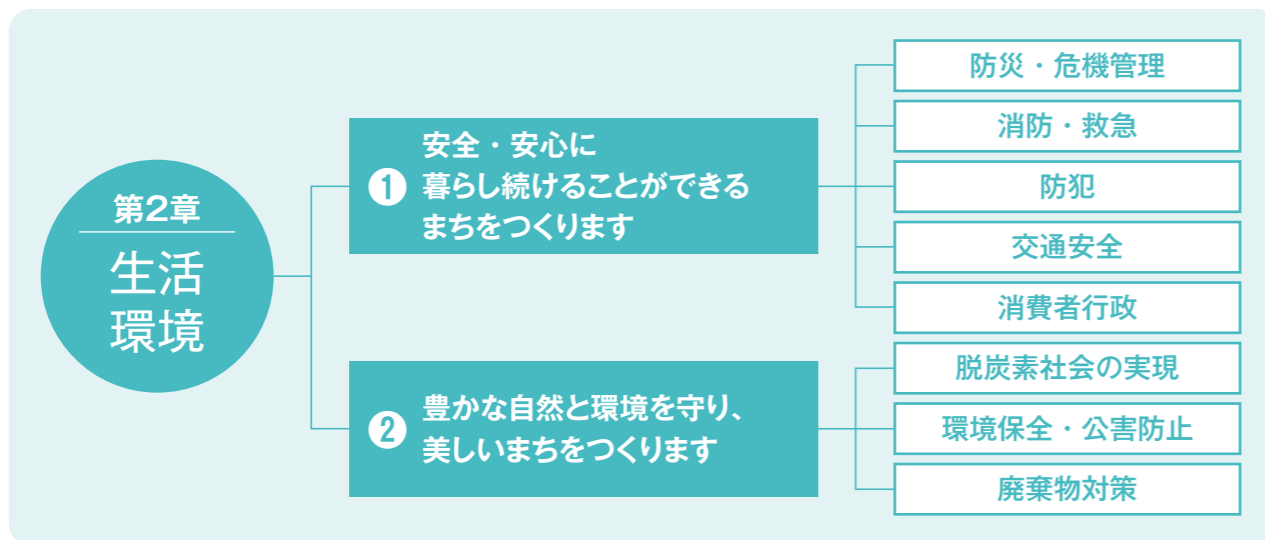
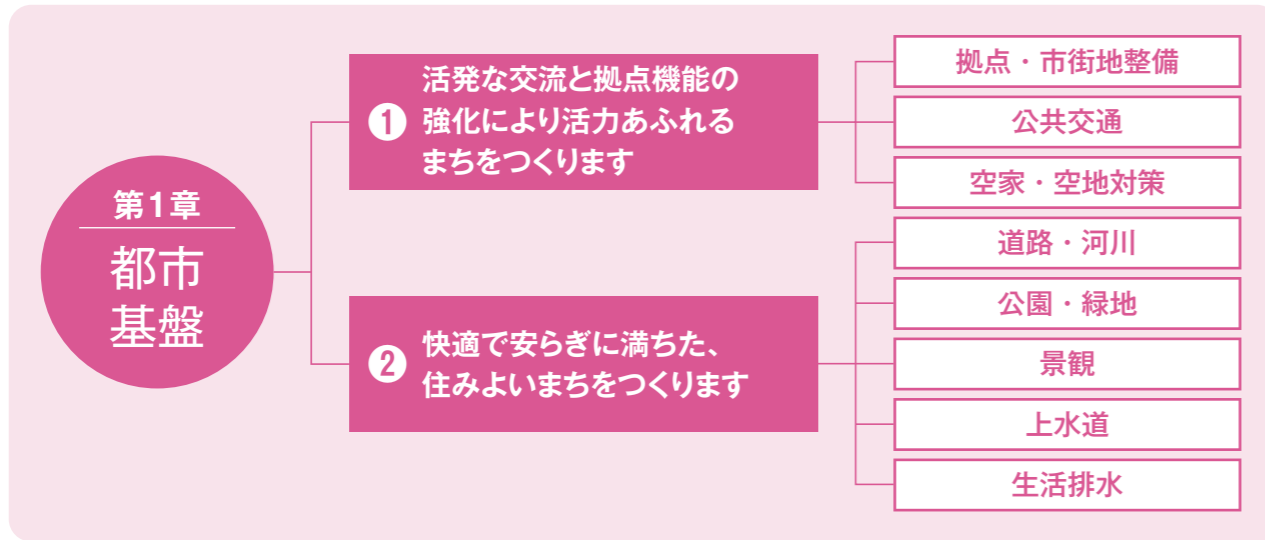
本市には、豊かな自然と多彩な芸術、古来より受け継がれてきた伝統、まちの発展を支え続けてきた多様な産業、さらには住みなれた地域での豊かで安心な暮らしなど、先人たちが築き上げてきた固有の文化が息づいています。

そして今、本市がもつ地理的優位性を背景に、それらの文化をさらに磨き、発信し、市内外における交流と連携を促進し、人口減少・少子高齢化という、我々がかつて経験したことのない大変厳しい時代の中で、市民とともに笠間市の未来を拓き、心身とも健やかで、希望を持ち続け、豊かに暮らすことができる「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」の実現を目指します。



(3) 第2次総合計画後期施策アクションプランにおける施策大綱

まちづくりの基本方針に基づき、本市の目指す将来像「文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～」の実現に向けて、計画的かつ総合的なまちづくりを進めるため、施策大綱を次のとおり定めます。



参考 次ページ以降の各政策の後期施策アクションプランの見方

方針2 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

施策5 生活排水 (1-2-5)

(施策の目指す姿) 良好な水辺環境のまち

現状と課題

◆下水道等の施設は、健康で快適な市民生活や地域産業活動を支えるライフラインのひとつであり、河川等の水辺環境や水質保全にもつながる都市施設となっていることから、全体計画に基づく、計画的な整備を進めてきました。

◆公共下水道については、人口減少・高齢世帯の増について慎重に検討を進めていく必要があります。また、区域の持続的な運営について検討を行う必要が重要となっており、今後の下水道事業の安定的な運営のため、計画区域外の合併処理浄化槽の設置も必要となります。

◆今後は、人口構造の変化を捉え、居住誘導区域など整備した施設の適切な更新や長寿命化・耐震化対応及び使用料収納率の更なる向上や施設の統廃合による経費の削減と効率化を図りながら安全で清潔な環境保全に努めていきます。

施策の目指す姿
まちづくりの基本方針に即し、施策の課題を克服し、施策の目指す姿の姿を記載しています。(キャッチフレーズ)

施策の内容

① 持続可能な下水道事業の推進
下水道事業については、各地区の整備計画に基づき計画的な整備を行います。また、整備された区域については、下水道への接続を促進し、事業収入の確保を強化します。
これまでに整備してきた下水道施設について、長寿命化対策や適切な維持管理を行うため、下水道事業の広域化も検討します。
人口減少による使用料の減収率の向上を図ることと令和4(20料)金改定により財源を確保し、安心維持を図ります。

② 合併処理浄化槽の更なる
水質保全の必要性和併せて合併処理浄化槽補助制度の周知を継続して行い、水質改善の向上に努めます。

担当部署 上下水道部
関連部署 -

主な取組み

- ◆下水道への接続率向上
- ◆下水道施設の長寿命化及び適切な維持管理
- ◆下水道整備区域の見直しと整備
- ◆包括的業務委託の推進

主な取組み

- ◆合併処理浄化槽の更なる普及促進
- ◆合併処理浄化槽設置への支援

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	現時値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
普及率(公共下水道)	%	46.7	47.9
普及率(農業集落排水)	%	8.7	8.7
普及率(合併処理浄化槽)	%	21.7	27.5
市全体の普及率	%	77.1	84.1

生活排水の普及状況

生活排水普及率

資料：下水道部
資料：環境部(合併処理浄化槽)下水道課
資料：環境部(合併処理浄化槽)下水道課
※普及率は人口に5%を割合

◎**現状と課題**
施策の目指す姿の実現に向けて、その背景や現状と課題について記載しています。

◎**現状と課題に関する統計データ**
施策の現況と課題に関する統計データを記載しています。

◎**施策の内容**
施策の目標を達成するための施策の内容と主な取組みを記載しています。

◎**取組みの成果を示す主な指標**
取組みの成果を表す主な指標を記載しています。毎年度又は定期的に把握することが可能なものを選定しています。

後期施策 アクションプラン

第1章 都市基盤

- 1-1-1 拠点・市街地整備
- 1-1-2 公共交通
- 1-1-3 空家・空地対策
- 1-2-1 道路・河川
- 1-2-2 公園・緑地
- 1-2-3 景観
- 1-2-4 上水道
- 1-2-5 生活排水

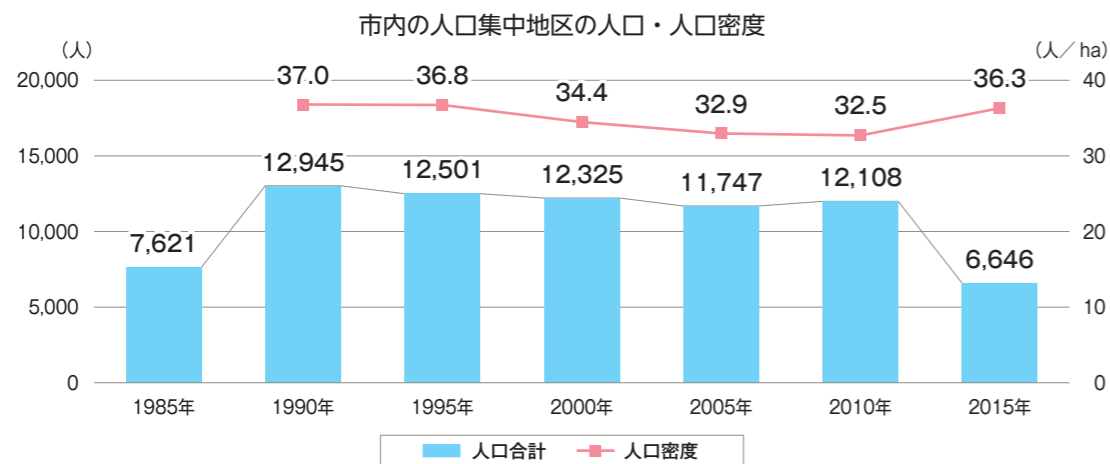
方針1 活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります

施策1 拠点・市街地整備 (1-1-1)

《施策の目指す姿》 交流を生む持続可能なまち

現状と課題

- ◆市内の人口分布は、友部駅・岩間駅・笠間駅周辺のほか、赤坂、旭町、鯉淵周辺に一定の人口集積があり、商業・医療・福祉・学校等の生活機能も集まっていますが、人口減少、少子高齢化が進展する中、これらの都市生活を支える機能の持続性確保や街並みの魅力向上につながる取組みが重要です。
- ◆住宅の耐震化が伸び悩んでいるほか、市街地においても空家や空店舗が増加傾向にあるため、防災や既存ストック*の有効活用面で課題となっています。
- ◆市街地の交流拠点として、地域交流センターともべ「Tomoa」、地域交流センターいわま「あたご」、かさま歴史交流館井筒屋を設置しており、市内外の交流や賑わいを創出しています。
- ◆茨城中央工業団地(笠間地区)や岩間IC周辺地区は、本市産業の拠点として、更なる企業立地により、経済活動や産業活動を牽引することが期待されています。
- ◆笠間稲荷神社周辺や佐白山周辺、笠間芸術の森公園周辺には、歴史・文化・芸術等の魅力ある観光施設が点在しています。また、国道355号沿道には、道の駅かさまが本市のゲートウェイとして整備されたほか、笠間クラインガルテン*周辺や自然豊かな愛宕山周辺・北山公園周辺などには、観光・農業の交流拠点が形成されています。
- ◆今後は、これまでに整備してきた拠点の維持や更なる魅力向上を目指し、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能、公共交通を含め、立地適正化計画に基づく集約と連携のまちづくりを進めていく必要があります。あわせて、住宅の耐震化や空家等の既存ストックの利活用など良好な居住環境を形成していくため、安全で安心な都市基盤づくりと移住・定住の促進、観光、産業など各種の施策との連動が重要となっています。



出典：国土数値情報
 ※1985年の人口密度不明のためグラフから除く
 ※1990年は友部地区に人口集中地区ができたため大幅に増加
 ※2015年は笠間地区の人口集中地区がなくなったため大幅に減少

用語解説
 ※既存ストック：既存住宅・既存店舗のこと。
 ※クラインガルテン：ドイツ語で「小さな庭」を意味する言葉で、日本では主に「市民農園」を意味する。

担当部署	関連部署
都市建設部	全部署

施策の内容

① 持続可能なまちづくり・魅力的な拠点形成の推進

都市機能を集約することにより利便性を高めた市街地拠点と、郊外部のゆとりある既存集落をつなぎ、持続可能なまちづくりを推進します。

また、都市の拠点となる地区や施設の更なる機能強化及び大規模な未利用公有地の利活用の促進を図り、魅力向上に努めます。

主な取組み

- 立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくり
- 市街地と周辺地区のネットワーク構築
- 既存拠点施設への公民連携の導入等による、魅力向上と持続性強化
- 工業団地周辺の企業立地に資する基盤整備

② 「暮らしの質の向上」につながる良好な居住環境の形成

良好な住宅ストックの形成と、適切な維持や活用を推進します。また、空家・空地施策や既存建築物の耐震化等により、既存ストックの利活用を促進し、市街地における防災性や活力の向上を図ります。

暮らしの質の向上を図るため、里山等の自然環境と調和した良好な居住環境を保全し、地域特性に応じたまちづくりや、景観・環境施策と連携した取組みを進めます。

主な取組み

- 空家・空地政策と連動した居住誘導の支援
- 建築物に対する耐震化促進
- 開発行為等の適正な指導
- 公営住宅の利活用推進
- 地区計画や建築協定等のルールづくりの支援

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
居住誘導区域内の人口密度	人/ha	23.3	23.3
良好な住環境が形成されていると感じている割合	%	36.5	50.0

※居住誘導区域については、笠間市立地適正化計画で定める居住誘導区域とする。
 ※良好な住環境が形成されていると感じている割合は、令和3年度調査のため、令和3年度を現状値とする。



道の駅かさま外観



道の駅かさま芝生広場

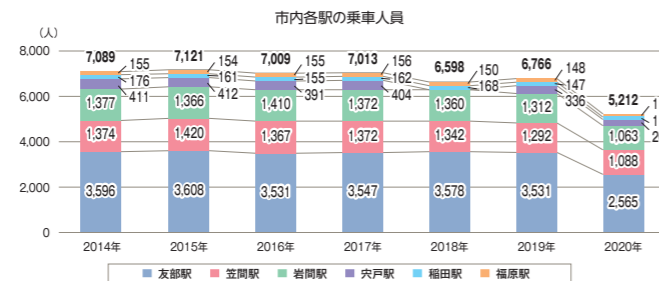
方針1 活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります

施策2 **公共交通** (1-1-2)

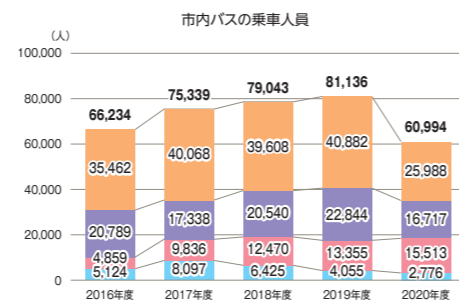
《施策の目指す姿》 **多様な移動手段が確保されたまち**

現状と課題

- ◆本市の鉄道交通は市内をJR常磐線とJR水戸線が通り、特急が停車する友部駅をはじめ6つの駅を有し、友部駅・岩間駅・笠間駅は路線バスの発着地となっています。また、多様な移動手段の一つとして、笠間市自転車活用推進計画に基づき、本市の交通体系における自転車の位置づけを明確にして利活用を促進しています。
- ◆公共交通は拠点と市街地、観光資源をつなぐ生活交通と観光交通の両面の役割があります。生活交通では自動車中心のライフスタイルにおける高齢者への安全で利便性の高い交通手段の提供、観光交通では周遊性の高い交通体系の確保など、生活交通と観光交通の一体的な検討が必要です。
- ◆今後は、利用者の増加や利便性向上を含めた持続可能な公共交通システムの構築やMaaS*などの新たな技術の導入検討、渋滞緩和はもとより道の駅かさまなどの拠点をはじめとする市内への周遊性を向上させるネットワークの構築が必要となっています。これらの構築にあたっては、生活環境政策とも連動した環境配慮型のモビリティの導入検討も必要となります。
- ◆人口減少や少子高齢化を背景に、高齢者を主な利用者とするデマンドタクシーかさまの導入をはじめ、移動手段の確保を図ってきましたが、公共交通全体の利用者の減少により、市の関連経費の増大が見受けられます。現状と同じ形態、手法での持続は困難であり、公共交通そのものの在り方の根本的な見直し、また、MaaSなどの新たな交通システムの導入検討により、持続可能な公共交通の確立が必要となっています。



出典：JR東日本旅客鉄道株式会社HP
 ※2018年の穴戸駅は非公開のため合計から除く
 ※2020年度はコロナ禍の影響により減少



資料：企画政策課
 ※2020年度はコロナ禍の影響により減少



デマンドタクシー

用語解説

※MaaS: Mobility・as・a・Serviceの略。ICTを活用して交通をクラウド化し、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつながる新たな移動の概念。

担当部署	関連部署
市長公室	市民生活部 保健福祉部 産業経済部 都市建設部 教育部

施策の内容

① 持続可能な公共交通システムの構築

公共交通については、スマートシティ形成の一環として、市内における新たな移動手段の確保と公共交通の再編と併せてMaaSの導入を視野に入れた取組みを展開します。また、道の駅かさまなどの拠点との連結や周遊性を向上させるとともに、コロナ禍における移動手段の変容を的確に捉え、全体的な公共交通網の最適化を図るための再編・検討を行います。

② 多様な交通手段の確保と利用促進

デマンドタクシーかさまは、利便性の向上と持続性の確保、路線バスは運行支援を継続しながら、市内全体における公共交通の最適化を図り、利用を促進します。

また、広域交通の基幹となる鉄道は、事業者や期成同盟会など機関連携による利用促進策の検討と推進を図り、高速バス及び観光周遊バスは、拠点や施策連携による利用促進策を展開していきます。

更なるさらに交通手段として、自転車や環境配慮型モビリティなどの利活用を促進します。

主な取組み

- MaaSなどの先進的な交通システムの導入検討
- 公共交通網の再編

主な取組み

- 多様な移動手段の検討と導入
- デマンドタクシーかさまの更なる利便性向上の検討と利用促進
- 常磐線、水戸線の利用促進及び運行改善要望
- 路線バスの利便性向上に向けた事業者との連携及び利用促進

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公共交通利用者数(鉄道市内駅乗車人数)	人/日	6,766	7,121
公共交通利用者数(路線バス※補助路線のみ)	人/年	81,136	92,768
公共交通利用者数(デマンドタクシーかさま)	人/年	59,247	80,000
市内の公共交通機関を使いやすいと感じている人の割合	%	34.9	50.0

※公共交通利用者数(鉄道・路線バス・デマンドタクシー)については、コロナ禍の影響により令和2年度は大きく減少したため、令和元年度の値を現状値とする。

※市内の公共交通機関を使いやすいと感じている人の割合は、令和3年度調査のため、令和3年度を現状値とする。

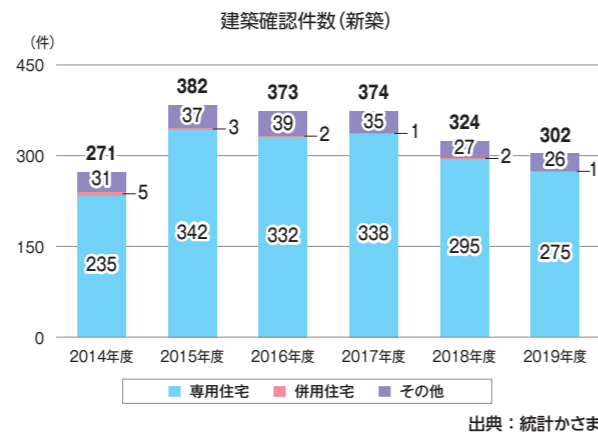
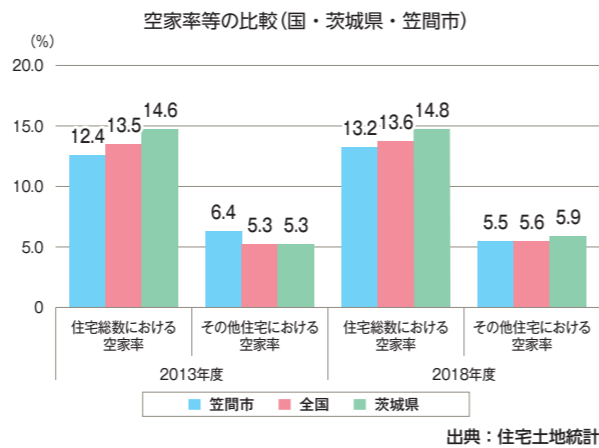
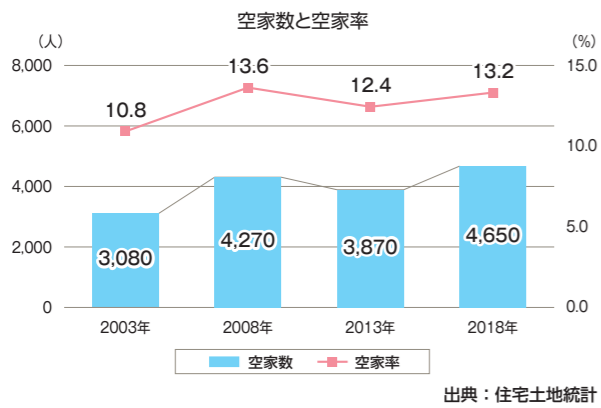
方針1 活発な交流と拠点機能の強化により活力あふれるまちをつくります

施策3 空家・空地対策 (1-1-3)

《施策の目指す姿》 快適な住環境のまち

現状と課題

- ◆人口減少、少子高齢化が進み、全国的に空家等が増加しており、本市においても使用されていない多くの住宅ストックが点在している状況です。空家は適切な管理が行われていないと、防災、衛生、景観など生活環境における様々な面で影響を及ぼすおそれがあり、本市においても空家等に対する適切な行政指導と利活用などの空家対策が課題となっています。
- ◆空家を居住資源として再利用する空家バンクや、各種補助金などの取組みを進めており、順調に実績を伸ばしていますが、所有者の個々の事情により利活用が進まない物件があるなど、空家の登録物件が不足する傾向にあります。既存ストックの更なる掘り起し等を含めた供給促進と、空家を活用した移住・定住の需要喚起の両面を推進することが重要です。
- ◆今後は、空家・空地の所有者に対する適正管理の効果的な啓発、空家バンク制度の活用促進が必要となっており、快適な住環境の形成に向けた他の土地利用関連施策との連動による対策手法の構築が必要となっています。



担当部署	関連部署
市長公室	市民生活部 都市建設部

施策の内容

① 空家・空地バンク制度の推進

管理不全の空家などに対する適正な指導を継続的に行うとともに、利活用や解体に係る各種支援制度の活用を促すことで、空家や空地の活用を促進します。また、空家・空地バンクに登録可能な物件の情報収集や相談者への登録促進など、バンク制度の更なる利用促進を図ります。

主な取組み

- 空家・空地バンク制度への登録促進
- 管理不全の空家、空地に対する適正指導
- 空家等対策協議会の適正な運営
- 空家の利活用や解体に係る補助制度の実施

② 住まいが循環する仕組みの構築

使用していない土地・家屋等を買いたい・貸したい人と買いたい・借りたい人をつなげ、住まいが循環し利活用が進む仕組みの構築を検討します。

空地に関しては、現に所有者がいない場合や、管理者等の確認方法など、更なる対応の検討が必要であり、土地の納税義務者に対するの通知等を行いながら把握に努めます。

主な取組み

- 住まいが循環し、利活用が進む仕組みの構築
- 空家と移住が連動する仕組みの構築
- 空家、空地への居住誘導施策の実施
- 空家化の未然防止と活用促進への啓発

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市の行政指導により改善された管理不全空家等の件数(累計)	件	240	300
「空家バンク」に登録された空家等の成約件数(累計)	件	128	250
「空家バンク」制度を活用した移住・定住者数(累計)	人	271	500
建築確認件数(新築)	件/年	302	400

方針2 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

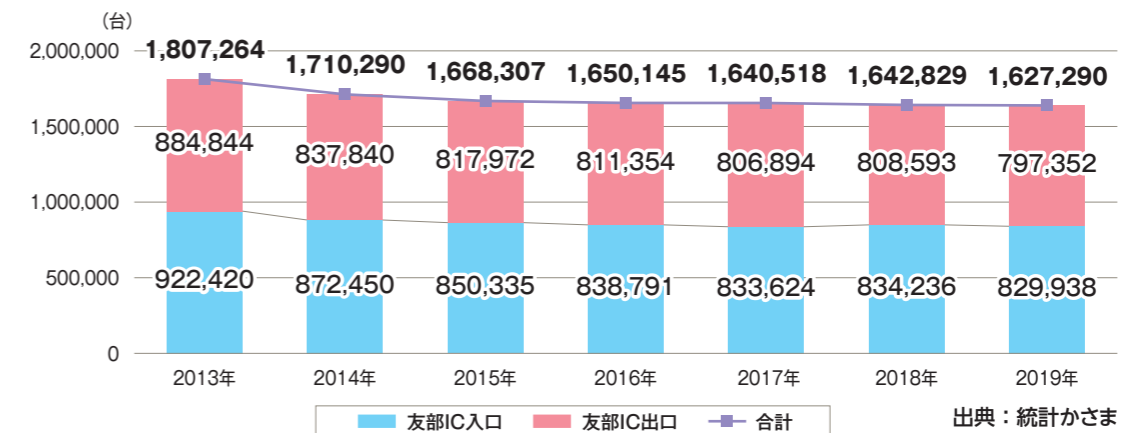
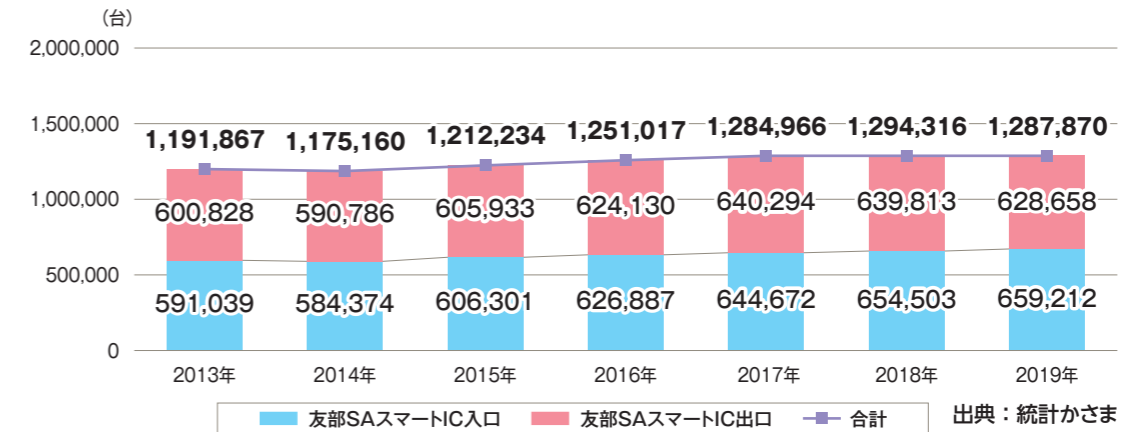
施策1 道路・河川 (1-2-1)

《施策の目指す姿》 道路・河川が安全快適なまち

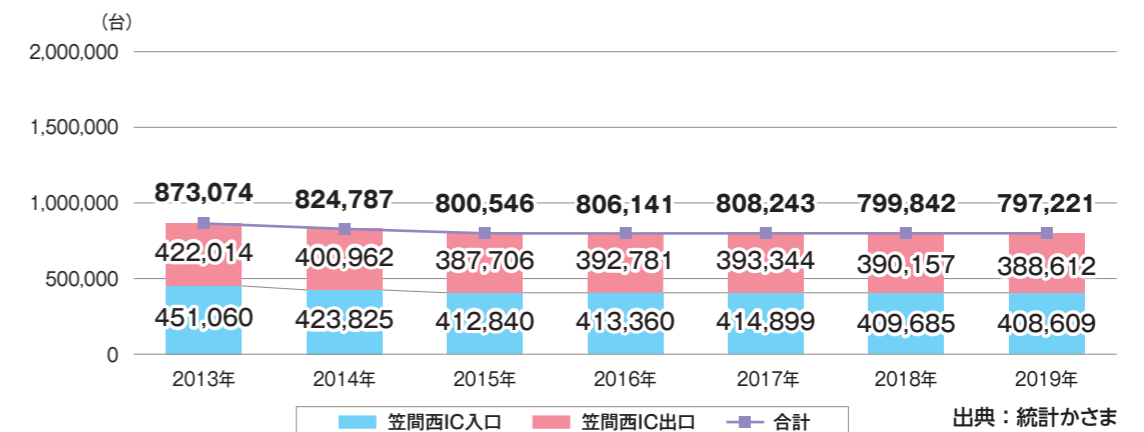
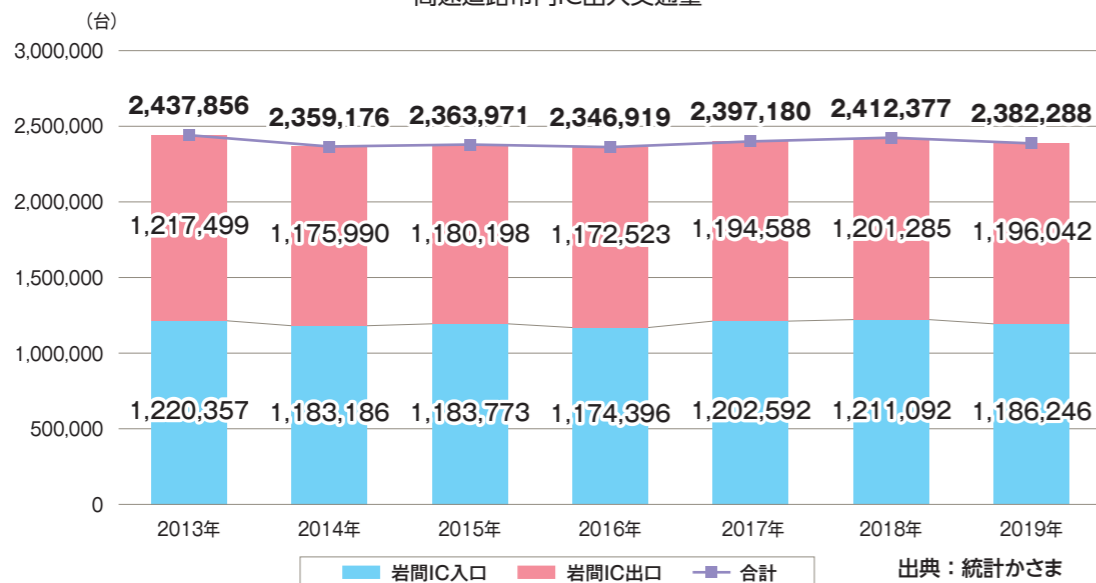
現状と課題

- ◆本市では、これまで国道・県道の整備を促進するとともに、地域間を結ぶ幹線道路や都市計画道路、生活道路について計画的な整備を進め、地域間交流の促進や移動時間の短縮を図るとともに、安全・安心な道路施設の維持管理に努めてきました。また、北関東自動車道の笠間西IC—友部IC間の(仮称)笠間PAスマートインターチェンジ設置など広域交通の利便性向上に併せ、県北や県南、県西地域とのアクセスを更に向上させることで、県内における交通のハブ機能を高めていくため、国や県などと連動して整備を促進していくことが重要です。
- ◆生活道路については、地域の要望等に対し限られた財源で対応するため、優先順位をつけ、地権者の合意形成をもって事業を実施するなど、効率的な整備を進めていますが、今後も増大する維持費用について、新たな手法の構築などを含めた検討が必要です。また、幹線道路では、完成までに長い期間を要している路線もあり、用地取得をはじめとした様々な事由の早期解決が課題となっています。
- ◆河川については、県管理河川の改修を促進するとともに、水害を防ぐために流域内の遊水・保水機能の保持に努めてきました。また、地域住民との連携や、関係機関との調整を行いながら、浸水被害を防止するための雨水排水路の整備を進めてきました。
- ◆今後は、継続的な市内ネットワーク路線の整備を推進していくとともに、集約と連携のまちづくりを意識した道路網の構築及び道路の維持管理、老朽化対策や耐震対策など災害に強い道路づくり、歩行者空間等における安全で快適な道路環境の確保が必要となっています。また、河川については、近年の局地的な豪雨の頻発等をふまえ、更なる改修の促進をしていくとともに、防災・危機管理施策とも連動した対応など、豊かで穏やかな河川の整備が必要となっています。

担当部署	関連部署
都市建設部	—



高速道路市内IC出入交通量



施策の内容

① 広域交通網と生活道路環境の整備促進

現在整備を行っている国道・県道については整備促進を要望していくとともに、(仮称)茨城縦貫幹線道路などの構想についても、事業の促進を図ります。

市内の幹線道路の整備については、集約と連携のまちづくりに向け、市街地と郊外を最適に連結する道路網の構築を計画的に進めていくとともに、歩行者空間についても、安全性や利便性の向上を図るための整備を行っていきます。

生活道路については、安全性や利用頻度などを考慮したうえで、計画的に整備を進めていきます。また、これまでに整備した道路インフラについては、長寿命化を行っていくとともに、地元事業者と連携のもと、適切な管理に努めていきます。

主な取組み

- (仮称)茨城縦貫幹線道路などの広域交通の整備促進
- 集約と連携のまちづくりに向けた道路網の形成
- 歩行者空間の安全性、利便性向上
- 生活道路、狭あい道路の整備
- 道路インフラの長寿命化と適切な管理

② 河川改修の促進と維持管理

茨城県と連携し、市内を流れる一級河川の整備を促進するとともに、準用河川の適切な維持管理を行い、市内の浸水被害の防止に向けた改修を計画的に行います。

主な取組み

- 一級河川の整備促進及び準用河川の適切な管理
- 雨水排水路の整備と適切な管理
- 河川パトロールなど定期点検の継続実施

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
道路の整備率(改良率)	%	44.3	46.8
道路の整備率(舗装率)	%	66.6	68.6
道路里親団体数	団体	41	41



南友部平町線



南友部平町線

方針2 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

施策2 公園・緑地 (1-2-2)

《施策の目指す姿》 賑わいと憩いの公園があるまち

現状と課題

- ◆本市には、年間を通じて大規模なイベント等の会場となる県営笠間芸術の森公園や、笠間中央公園をはじめとした、多くの方々の憩いと交流の場となる都市公園が整備されています。
- ◆豊かな自然環境に囲まれ、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園の区域を広く有し、北山公園や福ちゃんの森公園など、多様な機能をもつ公園も整備され、観光や自然体験などによる交流の場として活用されています。また、豊かな自然環境に囲まれた公園は、身近な緑として自然保護の意識を育む重要な資源となっているとともに、これらの自然環境をはじめとした緑地については、脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素の貴重な吸収源ともなっています。さらに、総合公園やムラサキパークかさま(笠間芸術の森公園スケートパーク)等の、広域的に利用されるスポーツ施設により、若年層の利用の拡大や、広域交流の促進が図られています。
- ◆遊具やベンチ、トイレなどの公園施設について、バリアフリーに対応していないことや、老朽化の進行により安全性や快適性の確保が課題となっています。また、災害時における避難場所として、防災機能の向上に向けた取組みなども求められています。
- ◆今後は、多くの方が集い、賑わいと憩いの交流の場としての活用や自然環境の保護意識の醸成に加え、景観形成や都市防災などの多面的な活用や、市内観光や周遊の中での拠点の一つとして新たな活用等、更なる質的向上が求められています。また、公園管理については、公民連携をはじめとした持続可能な運営体制の確立が必要となっています。

＜主な公園＞

名称	面積(ha)	種別
笠間芸術の森公園	38.4	都市公園
笠間市総合公園	23.5	
笠間中央公園	2.4	
北山公園	48.9	その他公園
あたご天狗の森(公園)	9.2	
つつじ公園	6.9	
福ちゃんの森公園	1.5	

出典：統計かさま、各公園管理資料



ムラサキパークかさま

＜県立自然公園＞

公園名称	関係市町村	面積(ha)	特別地域面積(ha)				土地所有別面積(ha)		
			第1種	第2種	第3種	計	国	公	私
笠間県立自然公園	笠間市 桜川市 城里町	3,969	20	75	534	629	665	8	3,296
吾国愛宕県立自然公園	笠間市 桜川市 石岡市	3,835	27	6	641	674	795	38	3,002

出典：茨城県自然公園等配置図

担当部署	関連部署
都市建設部	総務部 市民生活部 産業経済部 教育部

施策の内容

① 自然環境の保全と身近な緑を育む体制づくり

市民の自然保護への理解を深め自然公園等の豊かな環境を保全するため、自然学習イベントを継続的に実施するとともに、脱炭素社会の実現と連動した取組みを行っていきます。

また、身近な公園や緑地の利用環境を維持していくため、地域の自主的な維持管理体制の構築を進めるとともに、市民意識の啓発を図ります。

主な取組み

- 脱炭素社会の実現と連動した自然環境の保全
- 自然保護の意識啓発
- 都市緑化に対する意識啓発
- 都市公園グリーンパートナー制度*の活用

② 賑わいと憩いを創出する公園の整備と維持

市内の公園・緑地の多様な機能を活かし、市民の憩いの場、賑わいや広域的な交流の場としての活用や適正な配置を推進します。さらに各公園施設については、バリアフリー化や長寿命化・老朽施設の更新を行うとともに、公民連携など持続可能な運営・管理体制を確保し、様々な利用者層に親しまれるよう公園の魅力向上を図ります。

また、災害時の公園の活用や備蓄場所など防災面から公園施設の機能を有効活用する取組みを推進します。

主な取組み

- 各公園の適切な維持管理と適正配置
- 公民連携による新たな公園管理手法の構築
- 公園施設の機能充実と質の向上

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公園における公民連携導入数(累計) (指定管理・パークPFIなど)	件	4	8
公園が憩いの場となっていると感じる割合	%	57.2	60.0

*公園が憩いの場となっていると感じる割合は、令和3年度調査のため、令和3年度を現状値とする。

用語解説

*グリーンパートナー制度：公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し、報奨金を交付することにより、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図ることを目的として制定された制度。

方針2 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

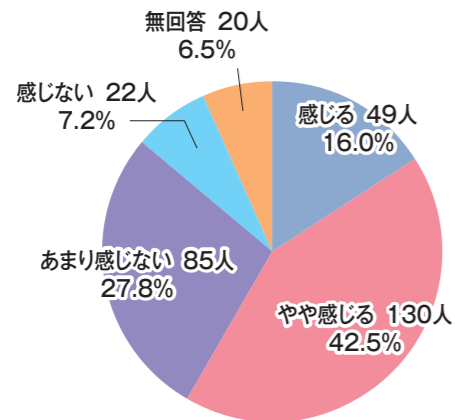
施策3 景観 (1-2-3)

《施策の目指す姿》 美しい景観が形成されたまち

現状と課題

- ◆本市は、愛宕山や涸沼川等の豊かな自然に恵まれており、笠間稲荷神社や笠間焼、稲田みかげ石等、世界に誇るたくさんの魅力があります。これらを背景に「緑豊かな山並み景観」、「農地と集落と丘陵が織りなす田園景観」、「伝統と地場産業が形づくる市街地景観」等、美しい景観が形成されています。
- ◆美しい景観を維持するため笠間市景観計画を策定し、地区の特性にあった景観形成方針を示し、景観の保全・誘導に関する施策や良好な景観形成に向けた施策を推進しています。太陽光発電施設や空家・空店舗及び空地、耕作放棄地は景観上の課題となっており、各分野の対策等と連動した取組みが求められます。
- ◆各種イベント等により、市民自らが景観に対する重要性を認識し、良好な景観を形成していく意識の醸成や、地域で景観形成に取り組んでいる団体等の活動支援など地域の理解と関わりを大事にしながら持続可能な景観形成を推進していくことが必要です。
- ◆今後は、各地域の特性に合わせた「自然」、「歴史」、「文化」、「産業」、「暮らし」の景観の形成や、住環境及び自然環境との調和による景観の適切な保全が必要となっています。また、景観資源を地域活性化につなげる取組みが求められています。

「本市の景観は魅力的だと感じるか」の回答 (景観に関する市民アンケート)



	回答数	送付者数	回収率
回答総数	306人	1200人	25.5%
笠間地区	102人	400人	25.5%
友部地区	130人	500人	26.0%
岩間地区	70人	300人	23.3%

出典：笠間市景観計画



笠間城跡

担当部署	関連部署
都市建設部	市長公室 市民生活部 産業経済部

施策の内容

① 豊かで美しい景観資源の保全と活用の推進

山々の緑や河川の水辺などの貴重な自然景観を保全するとともに、イベントなどを通じて地域の自然を学び育む市民意識の高揚を図ります。田園や里山の景観を一体的に保全し、本市の里山生活の魅力を高めます。

また、歴史的・文化的に重要な神社仏閣、催事や神事といった伝統的な風習は、後世まで残していくべき地域の宝として保存・活用を推進します。石材業や窯業といった世界に誇れる産業についても、人の営みが一体となった地域固有の景観として保存・活用を推進します。

② 魅力ある都市景観の形成と活用の推進

笠間市景観計画や笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例などに基づく規制・誘導により、住環境や自然環境と調和した良好な景観の形成を図ります。地域の特性を活かした笠間市らしい都市景観の形成に向けて、仕組みやルールを整えて実践していきます。

また、地域での景観形成や環境美化に関する活動を支援するとともに、景観に対する市民の意識高揚を図るため、広報紙による普及啓発、講演会、ワークショップ*などの取組みを進めます。

主な取組み

- 景観を地域活性化につなげる仕組みの構築
- 文化財や地場産業と連動した景観形成の推進
- 農林業施策と連動した田園景観の保全

主な取組み

- 開発行為等の適正な指導
- 空家・空地対策と連動した都市景観の保全
- 屋外広告物の適正管理
- 景観に対する意識の醸成

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市の行政指導により改善された管理不全空家等の件数(累計)【再掲】	件	240	300
農地等の保全管理活動に取り組む団体数(累計)	団体	44	49
自然景観が良好に保たれていると感じる割合	%	44.4	60.0

*自然景観が良好に保たれていると感じる割合は、令和3年度調査のため、令和3年度を現状値とする。



*ワークショップ：参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究会などを指す。

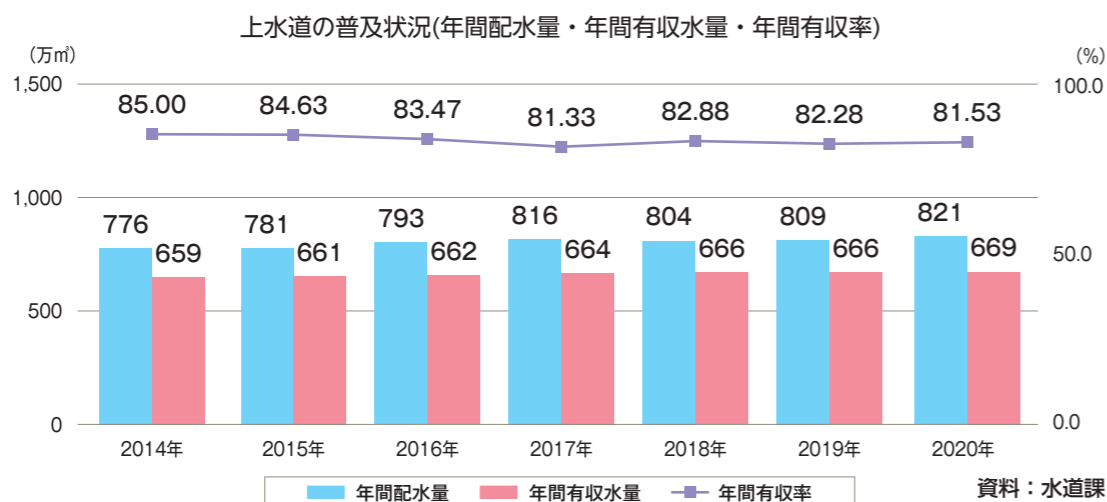
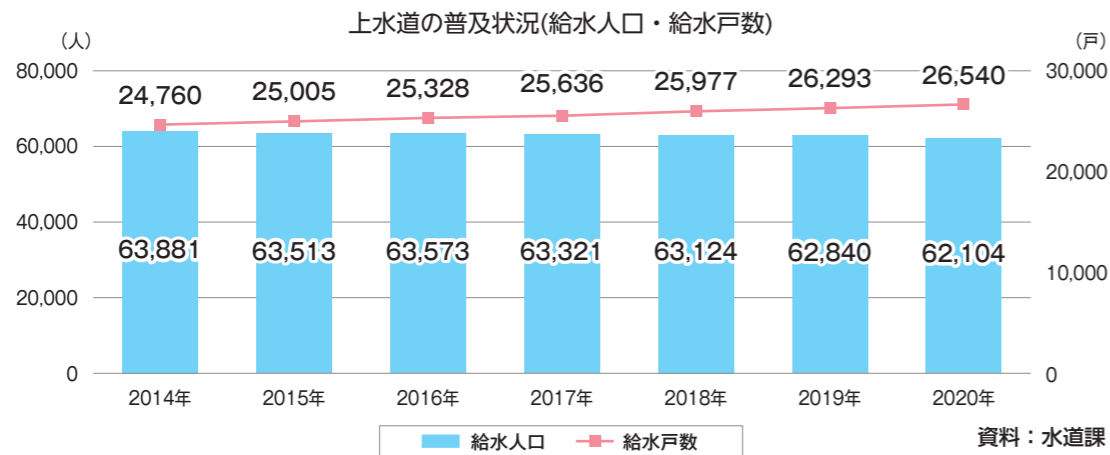
方針2 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

施策4 上水道 (1-2-4)

《施策の目指す姿》 水の安定供給ができるまち

現状と課題

- ◆本市では、令和元(2019)年度に策定した笠間市水道事業第2次基本計画に基づき、災害に強い施設整備と計画的な維持管理を行うなど、水の安定供給に努めています。石綿管の更新が完了し、今後は老朽管の更新を計画的に進めます。また、穴戸浄水場をはじめとする施設の更新についても計画的に行っていきます。
- ◆将来、人口減少に伴う給水収益の減少が予想される中、老朽化した水道施設の更新費用を確保するため、有収率*や普及率の向上に努め、安定した水道事業の運営が必要となります。
- ◆今後は、市民生活や地域活動を支えるライフラインを維持するため、耐震性に優れた効率的で低コストな施設の整備に取り組み、水道水の安全の確保「安全」、確実な給水の確保「強靱」、供給体制の持続性の確保「持続」など、笠間市水道事業第2次基本計画をもとに、安全・安心な安定した水の供給を継続できるようこれまで以上に健全な経営に努めます。また、水道の安定供給基盤を維持するため、水道事業の広域化、経営・運営の見直しが必要となっています。



用語解説 ※有収率：給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。

担当部署	関連部署
上下水道部	-

施策の内容

① 水道水の安全の確保

これまでに整備してきた水道施設について、耐震化や適切な維持管理を行うとともに、老朽化などによる更新が必要な施設については、今後の事業推移を考慮しながら適切な更新を行っていきます。また、「老朽管更新計画」(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)に基づき、漏水リスクの高い老朽管を優先的・計画的に更新を行い、年間有収率の向上を図ります。

主な取組み

- 老朽管から耐震性のある管への更新
- 浄水場などの水道施設の更新
- 水道施設の保守点検及び修繕

② 持続可能な供給体制の構築

水道事業の安定的な運営のため、現在行っている包括的業務委託を推進するとともに、更なる拡大の検討や、茨城県における水道事業の広域化についての検討も行います。また、安定した水道水を供給するため、今後の使用量を考慮しながら地下水等の水資源の確保を行っていきます。

主な取組み

- 包括的業務委託の更なる推進
- 水道事業に係る広域化の検討
- 井戸の新設や浚渫、及び県水受水量の確保

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
年間有収率	%	81.5	90.0
老朽管更新率 (老朽管更新計画 令和3～12年度)	%	-	51.8
水道普及率	%	90.8	94.1

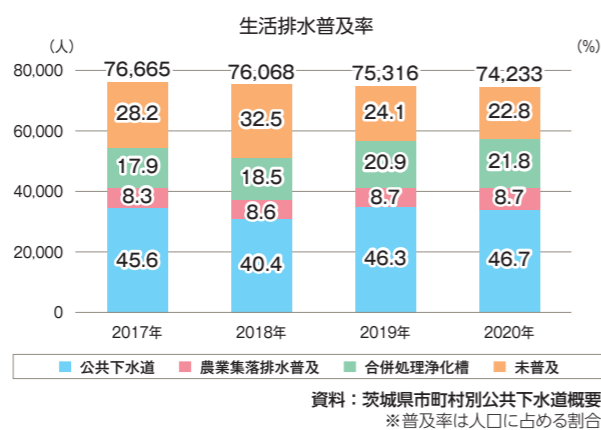
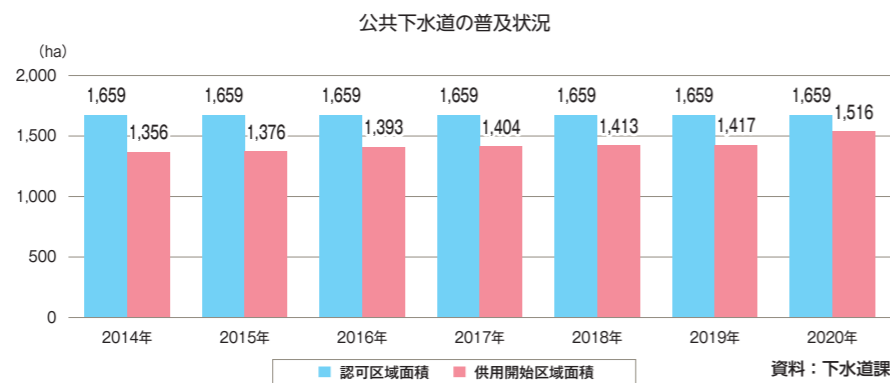
方針2 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります

施策5 生活排水 (1-2-5)

《施策の目指す姿》 良好な水辺環境のまち

現状と課題

- ◆ 下水道等の施設は、健康で快適な市民生活や地域産業活動を支えるライフラインのひとつであり、河川等の水辺環境や水質保全にもつながる都市施設となっていることから、全体計画に基づく、計画的な整備を進めてきました。
- ◆ 公共下水道については、人口減少・高齢世帯の増加など地域の状況等を特に考慮しながら今後の計画について慎重に検討を進めていく必要があります。また、農業集落排水についても、現在までに整備した計画区域の持続的な運営について検討を行う必要があります。いずれについても、整備区域内の接続率向上が重要となっており、今後の下水道事業の安定的な運営のためにも特に取り組むべき課題となっています。
- ◆ 今後は、人口構造の変化を捉え、居住誘導区域などへの効率的な整備を推進するとともに、現在までに整備した施設の適切な更新や長寿命化・耐震化対策の強化が必要となっています。また、下水道接続率及び使用料収納率の更なる向上や施設の統廃合による事業の広域化の検討を行い、汚水処理事業の安定的な経営の維持と効率化を図りながら安全で清潔な環境保全に努めていきます。



施策の内容

① 持続可能な下水道事業の推進

下水道事業については、各地区の整備計画に基づき計画的な整備を行います。また、整備された区域については、下水道への接続を促進し、事業収入の確保を強化します。

これまでに整備してきた下水道施設について、長寿命化対策や適切な維持管理を行い、安定的な下水道事業を行うとともに、茨城県や近隣市町村との下水道事業の広域化も検討します。

人口減少による使用料の減収については、接続率の向上を図ることと令和4(2022)年4月からの料金改定により財源を確保し、安定した経営基盤の維持を図ります。

② 合併処理浄化槽の更なる普及

水質保全の必要性和併せて合併処理浄化槽設置補助制度の周知を継続して行い、水質改善の向上に努めます。

主な取組み

- 下水道への接続率向上
- 下水道施設の長寿命化及び適切な維持管理
- 下水道整備区域の見直しと整備
- 包括的業務委託の推進

主な取組み

- 合併処理浄化槽の更なる普及促進
- 合併処理浄化槽設置への支援

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
普及率(公共下水道)	%	46.7	47.9
普及率(農業集落排水)	%	8.7	8.7
普及率(合併処理浄化槽)	%	21.7	27.5
市全体の普及率	%	77.1	84.1



※合併処理浄化槽：便所と連結してし尿及びこれと併せて生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備又は施設のこと。

後期施策 アクションプラン

第2章 生活環境

- 2-1-1 防災・危機管理
- 2-1-2 消防・救急
- 2-1-3 防犯
- 2-1-4 交通安全
- 2-1-5 消費者行政
- 2-2-1 脱炭素社会の実現
- 2-2-2 環境保全・公害防止
- 2-2-3 廃棄物対策



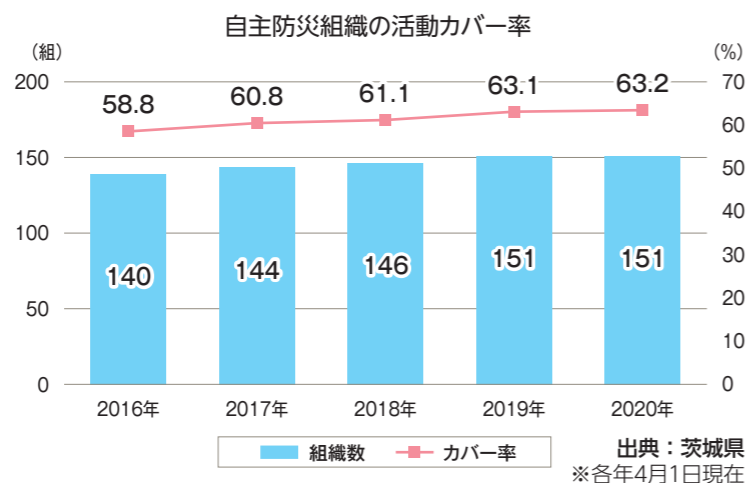
方針1 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります

施策1 防災・危機管理 (2-1-1)

《施策の目指す姿》 市民とともにつくる災害に強いまち

現状と課題

- ◆近年は、台風・豪雨など自然災害による被害が様々な地域で発生しています。本市では、防災対策として災害時における要配慮者への避難支援の具体化、要配慮者利用施設における避難確保計画策定の促進、防災行政無線のデジタル化への更新など、防災体制の整備を行っています。加えて、自主防災組織の結成促進や、総合防災訓練、防災学習の実施などにより、平時の備えの充実に努めてきました。また、令和元(2019)年度には、笠間市国土強靱化地域計画も策定しており、計画の推進を行っています。
- ◆有事の際の避難体制については、要配慮者の避難体制や避難所運営における感染症対策など複合的な対策が求められています。令和2(2020)年度より開始した届出制自主避難所などの取組を継続して行っていく必要があり、また、避難所運営における感染症対策などについては、具体的な対応策を継続的に実施していく必要があります。
- ◆人口減少や高齢化を背景にした地域の防災力の低下が懸念されており、地域による平素からの見守り活動と自主防災活動の継続的な支援が必要です。
- ◆原子力災害について、本市は平成29(2017)年12月に広域避難計画を策定し、避難訓練や避難退域時検査訓練等を実施しています。引き続き避難受入自治体との連携を強化するとともに、県やUPZ*14市町村全体での連携した取組が必要となっています。
- ◆今後は、地震や風水害などの異常気象等の災害に対する市民一人ひとりの防災意識向上や更なる醸成が必要不可欠であり、同時に多様化する社会情勢等に即応できる防災機能強化が必要となっています。また、人口減少や高齢化が進む中で、地域における共助の強化により、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。



用語解説 ※UPZ: Urgent Protective action planning Zoneの略。東海第二原子力発電所から30km圏内に位置し、屋内退避等の防護措置を行う、緊急時防護措置を準備する区域のこと。

担当部署	関連部署
総務部	保健福祉部

施策の内容

① 防災意識の醸成と地域防災力の強化

災害時には「自助」「共助」が重要となることから、市民一人ひとりの防災意識の醸成や防災知識の普及・啓発を図るための、防災教育や防災訓練の実施、地域の防災力を担う自主防災組織の育成強化を推進します。また、自然災害や原子力災害の避難体制について、有事の際に速やかな避難が行えるよう、関係機関や地域住民と連携した避難訓練等を実施します。

主な取組み

- 防災意識の更なる醸成のための普及・啓発
- 関係機関や地域住民と連携した避難訓練の実施
- 自主防災組織の結成及び育成・強化

② 防災体制の整備

災害における対応が迅速かつ的確に行えるよう、情報収集や伝達、初動活動、応急対策、支援活動といった災害状況に応じた体制整備に継続して取り組みます。特に、感染症対策など複合的な災害を踏まえた対応が必要なことから、避難所における感染防止対策の徹底や、届出制自主避難所(災害時に地区集会所等を避難所として開設)による分散避難、災害用資機材や非常用物資の確保など、被災者支援活動等の体制を整備します。

主な取組み

- 感染症対策を踏まえた防災体制の強化
- 災害用資機材や非常用物資の確保
- 災害時要配慮者の支援

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
自主防災組織の結成率	%	63.2	66.0
災害時支援協定数(累計)	件	54	66



防災宿泊学習



防災出前講座

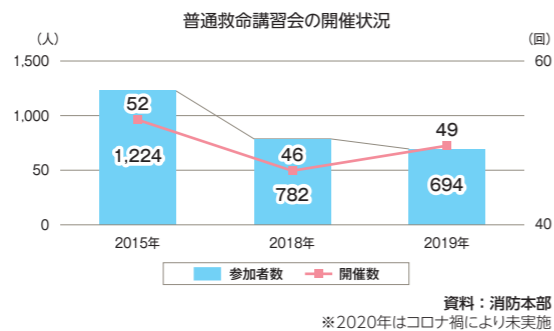
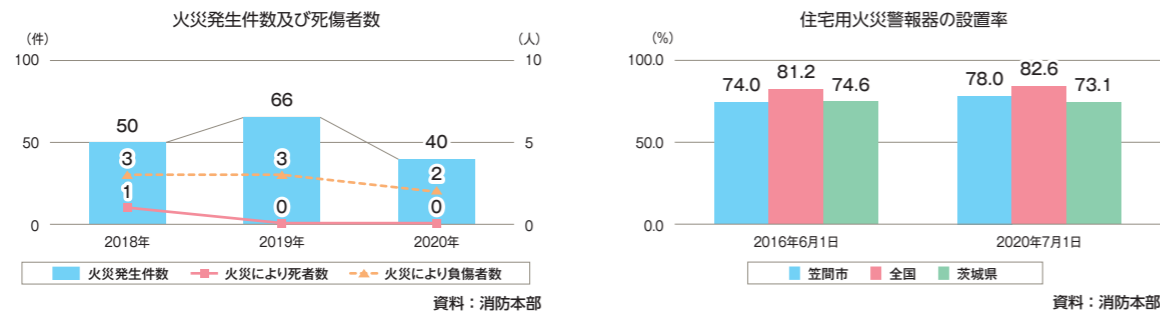
方針1 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります

施策2 消防・救急 (2-1-2)

《施策の目指す姿》 安全・安心がつづくまち

現状と課題

- ◆ 消防体制については、人口減少や高齢化に伴う消防団の団員数の確保が課題となっており、地域における防災活動の担い手の確保が難しくなりつつある中、地域の消防体制の維持については大きな見直しが必要となっています。
- ◆ 市民の安全・安心な暮らしを構築するうえで、救急体制の安定した確保が重要であり、高齢化の進行や在宅医療の普及等を踏まえ、不要不急の救急出動の適正化を図る必要があります。また、市民に応急手当の普及啓発活動を実施しており、啓発手法を検討しながら継続する必要があります。
- ◆ 消防施設については、常備及び非常備消防車両の計画的な更新、耐震基準以前の建築物の更新に取り組んでいます。令和3(2021)年度に消防強靱化計画を策定し、老朽化した消防署の建替えや消防施設の在り方、人員配置の見直し、車両の適正配置の検討を行っていきます。
- ◆ 火災予防については、消防法の一部改正で住宅用火災警報器の設置が義務化されてから、街頭広報や防火診断の実施、民生委員等を通じた設置の呼びかけを継続して行ってきました。また、重大な消防法令違反のある防火対象物*の公表制度をはじめ、違反対象物の所有者等に対し法的根拠に基づく違反是正の指導、改善も行っています。引き続き、防火意識の向上を図るとともに、消防設備の設置を働きかけていく必要があります。
- ◆ 今後は、火災予防に対する更なる意識醸成など、効果的な対策を推進するとともに、人口減少に合わせた消防体制の構築が必要となっています。また、救急体制についても、感染症等の拡大防止対策を意識した体制の更なる強化や、救急車の適正利用の周知などが必要となっています。



用語解説

*防火対象物：不特定多数の人が利用する用途の防火対象物のこと。

担当部署	関連部署
消防本部	—

施策の内容

① 消防救急体制の最適化

消防庁舎、車両及び資機材に係る整備や改修については、消防強靱化計画に基づき計画的な整備等を行い、消防力の強化を進めるとともに、救急ボランティア育成や応急手当の普及・啓発、適正な救急車利用の呼びかけなどにも取り組んでいきます。また、地域消防力の持続のため、消防団員の確保対策となる募集案内や平成29年(2017)の法改正により消防ポンプ車の運転に必要な準中型自動車免許の免許取得支援などの支援策を行い、団員確保に向けた取組みを強化します。

主な取組み

- 消防強靱化計画に基づく消防体制の強化
- 消防庁舎の更新と各種資機材等の整備
- 応急手当普及・啓発
- 救急車の適正利用の推進
- 消防団の持続に向けた団員確保の取組み

② 火災予防体制の充実

防火対象物に対する消防設備の設置については、広報などによる周知を更に図るとともに、立入検査などにより適正な指導で改善を促すなどの取組みを強化します。また、火災予防の重要性について、幼少期からの意識醸成を図るため、市内の保育所等と連携した避難訓練を引き続き行っていきます。

主な取組み

- 立入検査・査察・指導の強化
- 消防設備設置に係る周知の強化
- 避難訓練などによる幼少期からの防火意識の醸成

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
一般市民による心肺蘇生法救命措置実施率	%	59.0	70.0
消防団員への準中型免許取得補助人数(累計)	人	2	20
住宅用火災警報器の設置率	%	78.0	83.0

※消防団員への準中型免許取得補助人数については、補助制度が令和3年度からとなっていることから、令和3年度実績見込を現状値とする。

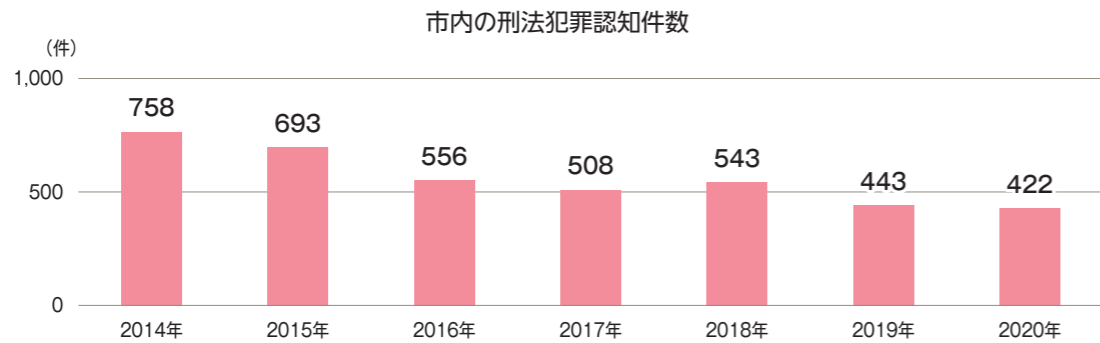
方針1 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります

施策3 **防犯** (2-1-3)

《施策の目指す姿》 安心して暮らせる犯罪の少ないまち

現状と課題

- ◆近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺やインターネット・スマートフォンの利用に起因する犯罪など、犯罪が多様化・巧妙化しており、市民生活の近くで起こる犯罪や被害にあうリスクなど、市民の不安が増大傾向といえます。各種犯罪に対し、個人の防犯意識を高めるための様々な媒体を活用した啓発活動に加え、地域全体で抑制する仕組みづくりが必要となっています。
- ◆防犯対策では、セーフティサポーター*の協力により、民間交番「あさひ」を設置運営しており、地域の防犯力の向上に欠かせないものとなっています。行政、警察と防犯連絡員や防犯ボランティア等との連携による防犯啓発活動・パトロール活動・あいさつ等の声掛け活動が犯罪抑止力となっており、個人の防犯意識の高揚にもつながっています。また、消費生活対策では消費生活センターが中心となって行政や警察と連携し、消費者被害の防止対策を行っています。
- ◆市民の防犯意識の向上の取組みにより、年々、犯罪発生件数は減少し、一定の効果が出ています。一方で、人口減少や高齢化による防犯活動団体の担い手は、5年間で3割弱の減少がみられることから、新たな担い手の育成や地域と一体となった防犯活動の体制や活動団体の持続性が課題となっています。
- ◆今後は、多様化・巧妙化する犯罪に対し、防犯意識の醸成や、地域における防犯活動の持続性や取組みの強化、防犯対策と消費者行政、警察等との連携などがさらに重要となっています。



出典：茨城県警察本部刑事部刑事総務課

施策の内容

① 防犯意識の高揚と防犯活動の持続

防犯意識を高めるためには警察や関係機関と防犯団体との連携体制を強化することが重要であり、防犯ボランティアの人員確保に努めます。

また、近年高度化・複雑化する振り込め詐欺などの特殊犯罪に関しては、消費生活センターや関係機関と連携し、被害防止に向けて、市民の防犯意識の向上を図り、安全安心なまちづくりを推進していきます。

② 防犯体制の強化

犯罪発生件数の減少には、地域ぐるみでの見守りや呼びかけが重要なため、防犯連絡員会議での意見などを集約して、防犯活動運営に取り入れています。

犯罪の抑止効果が高いまちなか防犯カメラは、これまで市内主要51箇所に103台を設置しています。令和2(2020)年度からは防犯カメラ設置の補助金を交付することにより、地域防犯活動を補完しており、今後は台数や設置個所の適正化を図るとともに、警察との連携体制を強化するなど、効果向上の取組みを図ります。

主な取組み

- 防犯に係る情報等の提供
- 防犯活動団体の持続に向けた人員確保
- 関係機関と連携した防犯活動の強化

主な取組み

- 防犯灯の設置及び設置支援
- 防犯カメラの設置及び設置支援

担当部署	関連部署
市民生活部	—

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
刑法犯罪認知件数	件/年	422	310以下
防犯自主活動組織数	団体	26	26
安心して暮らせていると感じる割合	%	59.2	65.0

*安心して暮らせていると感じる割合は、令和3年度調査のため、令和3年度を現状値とする。



*セーフティサポーター：地域の防犯活動に精通した民間交番の職員のこと。

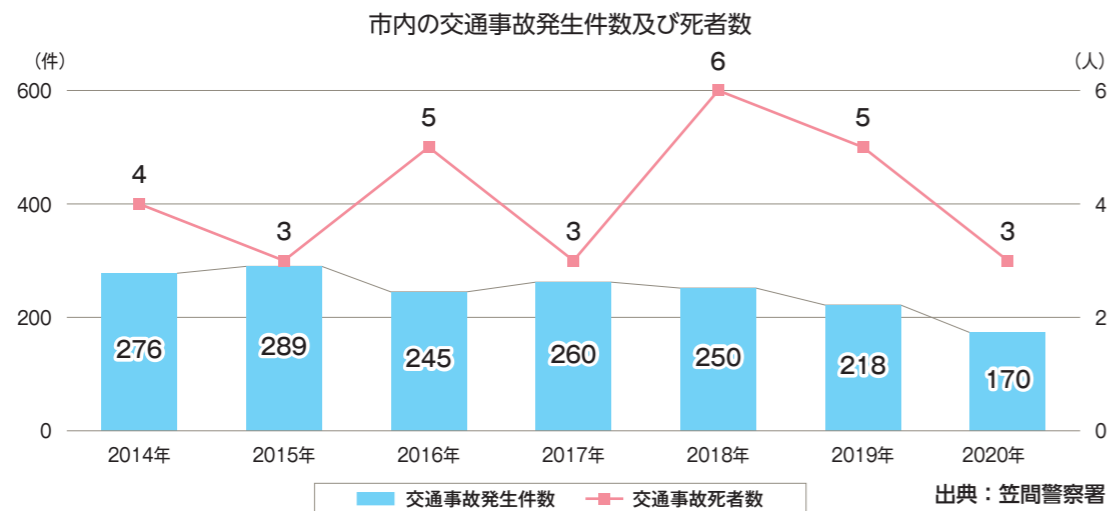
方針1 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります

施策4 **交通安全** (2-1-4)

《施策の目指す姿》 **安全に通行できる環境が整ったまち**

現状と課題

- ◆交通安全運動や交通安全教室などを実施し、交通安全に関する普及啓発活動を推進してきました。事故発生件数は減少していますが、現在の交通事故死者数の半数は高齢者となっています。今後も高齢運転者の増加が見込まれるため、事故発生件数や死者数の減少に向けた、高齢者を中心とした更なる交通安全の意識改革が必要となっています。引き続き、高齢者運転免許自主返納支援事業の推進や交通安全教育指導員による交通安全教育を実施していく必要があります。
- ◆本市においては、交通体系の中に自転車の活用を位置付けており、笠間市自転車活用推進計画に基づく活用促進を図っていくためにも、買物等や通学・通勤の生活交通として、また、本市への来訪者の自転車交通の安全対策が求められます。
- ◆交通における危険箇所の対応については、歩道の計画的な整備や自転車の安全利用に関する条例を制定するなど、自動車と歩行者と自転車それぞれが安全に通行できる環境の構築を行うとともに、ボランティア団体での通学路における子どもたちの登下校の見守りなど、ハード面とソフト面の両面において取組みを進めています。しかし、交通危険箇所の改善については未だ市内すべてに対応できていないことから、歩道や自転車レーンの計画的な整備が必要となっているとともに、ボランティア団体などの人員確保も必要となっています。
- ◆今後は、近年多発する高齢者の交通事故に対応した交通安全対策の強化や、全世代においての交通安全意識の向上のために、笠間市交通安全計画に基づいた長期的な視点での取組みを推進していく必要があります。また、通学や観光などで身近に活用されている自転車について、自転車の安全利用に関する条例に基づく安全利用の推進とともに、環境施策と連動した利用拡大の取組みも必要となっています。



担当部署	関連部署
市民生活部	市長公室 保健福祉部 都市建設部 教育部

施策の内容

① 交通安全意識の高揚

全世代において、交通安全意識の啓発を図るため、笠間市交通安全計画に基づく取組みを推進します。

交通安全協会や交通安全母の会の活動を支援しながら交通安全運動を促進していくとともに、活動持続のための人員確保やボランティアの確保についても取り組んでいきます。

自転車の活用については、近年、エコな移動手段や健康増進など需要の高まりが見られ、市においても自転車活用推進計画や自転車の安全利用に関する条例を定めており、自転車利用での交通安全についても、取組みを強化していきます。

主な取組み

- 笠間市交通安全計画の推進
- 交通安全活動団体の持続に向けた人員確保
- 交通安全運動や交通安全教室の継続的な実施
- 子どもたちの登下校に係る見守り強化
- 高齢者運転免許自主返納の更なる推進
- 自転車の活用に係る交通安全意識の啓発

② 道路交通環境の整備

道路パトロールによる危険箇所の点検を継続的に行うとともに、安全性を高める交通安全施設の整備を計画的に推進します。

また、学校や警察、道路管理者と連携した通学路安全点検により、危険箇所を早期に把握し、子どもたちが安全に通学できる環境を整備していきます。

自転車の活用需要の高まりにより、自転車の活用は進んでいるところですが、自転車交通の環境を計画的に整備することにより、自動車・歩行者・自転車それぞれにとって安全な道路交通環境の整備を図っていきます。

主な取組み

- 交通安全施設の定期的なパトロール
- 関係機関と連携した通学路点検の継続的な実施
- 自転車の安全利用の促進
- 信号機の設置要望や交通安全施設(イメージランプなど)の整備



登校時

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
交通事故発生件数	件/年	218	190以下
交通事故死者数	人/年	5	0

※交通事故発生件数・死者数については、令和2年度はコロナ禍により大きく減少したため、令和元年度を現状値とする。

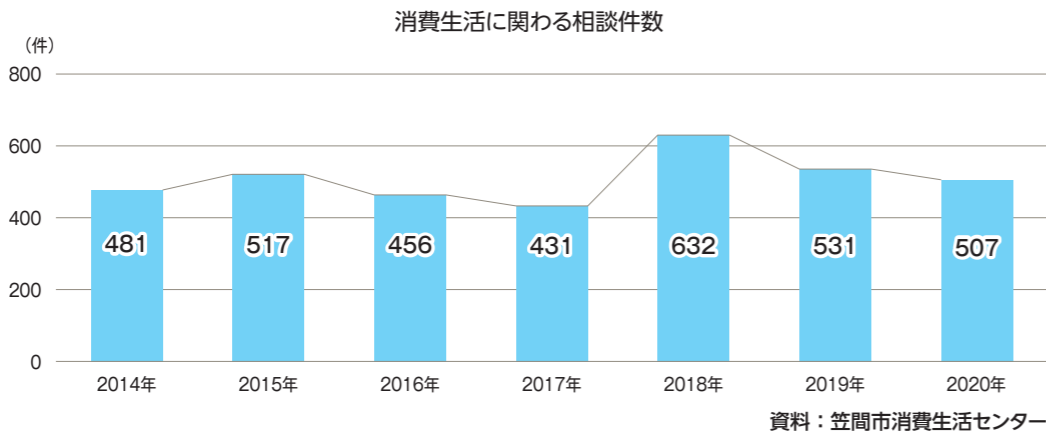
方針1 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります

施策5 消費者行政 (2-1-5)

《施策の目指す姿》 安全・安心な消費活動ができるまち

現状と課題

- ◆消費生活に関わる現状としては、ニセ電話詐欺、食品表示偽装、デジタルコンテンツに関するものなど多岐にわたり複雑・巧妙化しています。市では広報紙等での情報提供や出前講座等による継続した消費者教育や消費生活マイスターの任命を行い、被害の未然防止に努めています。消費者被害については減少傾向ではありますが、被害の未然防止のため消費生活センターの相談体制の充実化など、更なる取組みの必要性が高まっているとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、周知・啓発方法の見直しも必要となっています。
- ◆消費生活に関する活動団体については、人口減少や高齢化を背景として会員数の減少が進んでいます。一方で、高齢者の被害が多い状況もあり、団体活動の持続性について対応が求められています。
- ◆法改正により、令和4(2022)年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることを受け、小中学校や高校のうちから消費者教育を展開していくことが重要となっています。
- ◆今後は、多様化する消費者被害等に対し、迅速かつ効果的な周知による被害の拡大防止や、消費生活センターや関係機関等との連携による未然防止対策の強化を図るとともに、地域全体における被害防止対策の強化が求められています。また、成年年齢が引き下げられることで、若年層からの啓発や消費者教育の展開など、全世代を通じた意識啓発が必要となっています。



項目	2020年	項目	2020年
食料品	29	レンタル・リース・賃貸	13
住居品	16	金融・保険	56
光熱水品	20	運輸・通信	65
被服品	15	教育・教養	4
保健衛生品	24	保健・福祉サービス	8
教養娯楽品	39	その他(相続・相隣関係)	122
車両・乗り物	13	計	507
土地・建物・設備	41		
その他の商品	42		

資料：笠間市消費生活センター

担当部署	関連部署
市民生活部	保健福祉部 教育部

施策の内容

① 消費者トラブル防止体制の強化

消費生活に関する講座や相談会に関する周知等を早期に行い、参加者の増加を図ります。また、市内の店舗に対する行政の立入検査も行い、消費者が商品を購入や使用する際に、品質や注意事項などの適正な情報提供を受け、安全を図ることが出来るよう取り組んでいきます。消費生活相談業務や出前講座等はNPO※に業務委託をしており、問題解決や被害救済に向け、連携を密にしながら体制整備を行っています。複雑化、多様化する消費者トラブルについて、引き続き広報紙やインターネット、SNS※を活用し、住民に随時情報を提供し、注意喚起をしていくとともに、消費生活マイスターを任命し、より地域に密着した見守りを行うことで未然に被害の防止を図っていきます。

主な取組み

- 複雑化、多様化する消費者トラブルへの相談や注意喚起の強化
- 消費生活マイスターを中心としたトラブル防止の取組み
- 若年層からの消費者教育の推進

また、令和4(2022)年4月から成年年齢が引き下がることから、学校・笠間市消費生活センター等が連携し、成年となる前の高校生に向けて、若者の消費者トラブル防止のための啓発や消費者教育の推進を図ります。

② 消費者団体の持続支援

消費生活問題は時代を反映し、高齢者の被害が急増しており、わかりやすく情報を地域に提供していくことが大切なため、消費者団体の活動支援と会員確保に向けて、出前講座など団体の活動の場の提供や、消費者団体の会員の募集などの支援を行います。

主な取組み

- 団体活動への支援
- 消費者団体の持続に向けた人員確保

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
消費生活マイスターの養成数(累計)	人	25	44
消費生活に関する講座の回数	回	30	42
学校での消費生活出前講座の回数	回	—	8
消費者団体活動参加人数	人	204	440
立入検査店舗件数	件	9	9

※消費生活に関する講座の回数については、令和2年度はコロナ禍により大きく減少したため、令和元年度を現状値とする。

用語解説 ※NPO: Nonprofit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略。広義では非営利団体のこと。狭義では非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
※SNS: Social Networking Serviceの略で、ネット上で社会的なつながりを持つことができるサービスのこと。写真・動画共有ソーシャル・ネットワーク・キング・サービスのInstagramや、テキストや画像、動画、URLを投稿できるTwitter、メッセージのやり取りや通話のできるLINEなどが含まれる。

方針2 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります

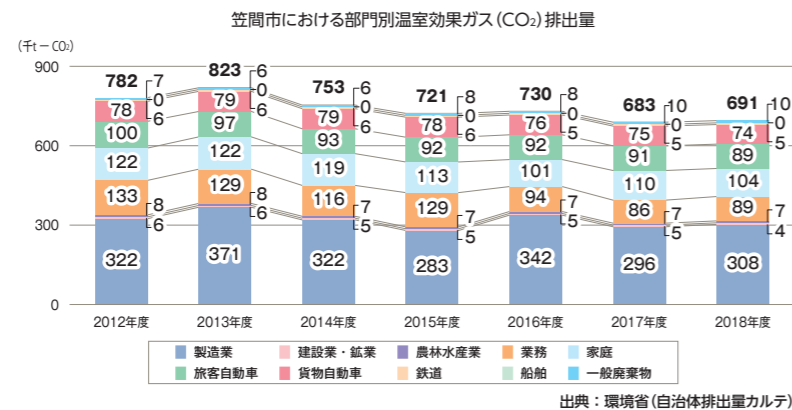
施策1

脱炭素社会の実現 (2-2-1)

《施策の目指す姿》 脱炭素社会の実現を目指すまち

現状と課題

- ◆本市では、令和3(2021)年3月に「第2次笠間市環境基本計画」の中間見直しを行い、資源を有効活用する循環型社会と地球温暖化防止に貢献する社会を目指し、プラスチックごみゼロと、2050年カーボンニュートラルの実現を新たな取組みと位置付け、ゼロカーボンシティ*を宣言しました。
- ◆本市の再生可能エネルギーにおける取組みについては、公共施設の一部において太陽光発電の設置や地中熱の利用を行っており、更なる再生可能エネルギー導入等の取組みについて検討を進めるとともに、実行していくことが必要となっています。
- ◆人が生活する上で欠かすことのできない交通・移動については、公用車の更新時期に併せ、低燃費車への切替等を行っています。また、シェアサイクルの導入やグリーンスローモビリティの試験運行なども行っており、幅広い分野での低燃費車や電気自動車をはじめとした環境に配慮したモビリティへの移行を検討・実施する必要があります。
- ◆市民生活については、プラスチックごみゼロ宣言による4R*などのリサイクル意識の啓発や資源物回収の制度強化などの取組みを行っています。また、市内の事業所の取組みの展開や小学生向けの環境啓発運動も行っており、これらの取組みの更なる強化のほか、住宅施策での環境配慮型住宅(ZEH**等)などの推進が必要となっています。
- ◆CO₂吸収源の確保については、林業分野での適切な森林管理をはじめ、景観の保全などにおける森林環境の保全など他の施策との連携により取組みを行っています。また、近年開発等が行われている太陽光発電など、森林を伐採しての再生可能エネルギーの確保等が進んでいますが、森林管理や景観保全の観点での適正な開発調整等が必要となっています。
- ◆今後は、脱炭素社会の実現に向けたあらゆる分野との連携強化や、エネルギー施策の検討、CO₂吸収源の確保等の更なる推進が必要となっています。また、市の施策はもとより、市民一人ひとりが脱炭素社会の実現に向けた、今できることに取り組んでいくことで、市全体が脱炭素社会の実現に向けた行動を起こすことが必要となっています。



用語解説

※ゼロカーボンシティ：2050年までにCO₂(二酸化炭素)の排出量から吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすることを旨とする(脱炭素化)を、首長もしくは地方公共団体から公表された都道府県または市町村のこと。
 ※4R：ごみを減らす取組みのことで、「Refuse(リフューズ)：断る」、「Reduce(リデュース)：減らす」、「Reuse(リユース)：繰り返し使う」、「Recycle(リサイクル)：資源として再利用する」の頭文字をとった総称。
 ※ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。断熱、省エネ、創エネを組み合わせることで、住宅の一次エネルギーの年間消費量が正味でおおむねゼロになる住まいのこと。

担当部署	関連部署
市民生活部	全部署

施策の内容

① 生活を向上させる地域脱炭素の推進

環境・経済・社会の視点から、地域コミュニティや住まいなどの生活や、経済活動などの市民に身近なところから、脱炭素社会の実現に向けた啓発と推進を図ります。

また、市が率先して電気の地産地消に取組むことにより、市民や事業所への取組みの拡大を図ります。

主な取組み

- 公共施設における再生可能エネルギーの主力電源化の推進
- 住宅や事業所への再生可能エネルギーの積極的な導入
- エコライフスタイルの啓発推進

② 二酸化炭素(CO₂)吸収源の確保

二酸化炭素(CO₂)の吸収源となる森林などの自然環境について、農林業施策と連動した適切な森林の管理と環境保全を行い、カーボンニュートラルを目指します。

主な取組み

- 森林の適正管理と環境保全の啓発

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市役所の温室効果ガス排出量の削減(累計)	%	—	▲6.0
市補助による住宅用太陽光発電システム設置容量(累計)	KW	—	2,300

方針2 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります

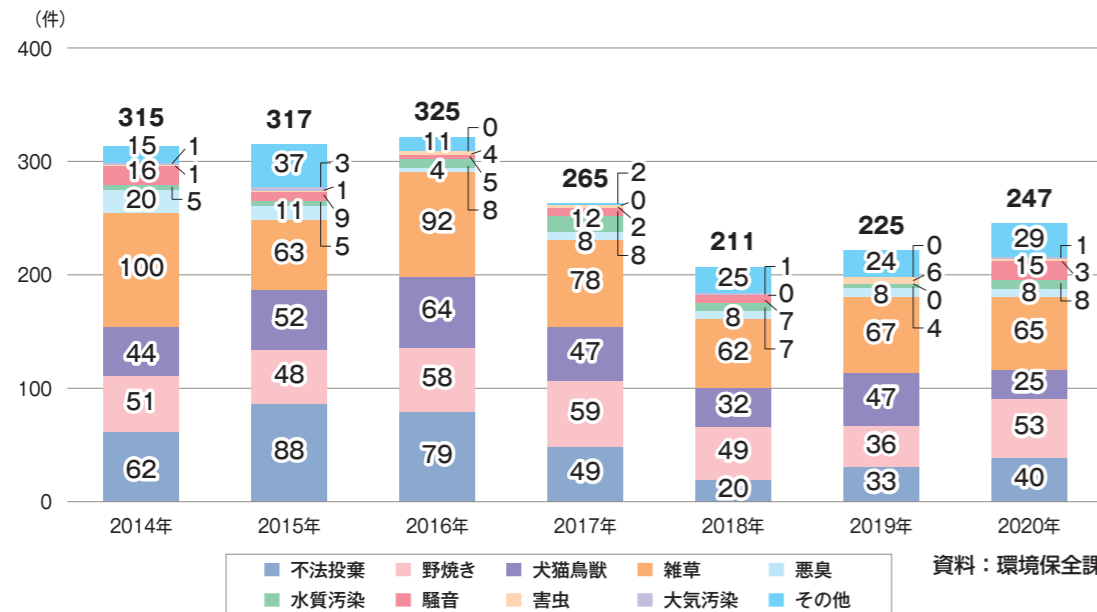
施策2 **環境保全・公害防止** (2-2-2)

《施策の目指す姿》 **自然環境と生活環境が持続するまち**

現状と課題

- ◆ 地域資源の一つである豊かな自然環境の魅力を一層向上させるため、県立自然公園やビオトープ*など本市の自然豊かなフィールドを活用して、環境関連団体と連携した自然観察会や環境イベントなど、環境保全活動・環境教育による市民の意識啓発を図っています。
- ◆ 自然環境の保全に関しては、市民意識の醸成を図るため様々な取り組みを行ってきましたが、市民生活の多様化や新たな生活様式への対応が求められるため、継続的な取り組みについて実施手法の見直しを含めた検討が必要となっています。
- ◆ 生活環境に関しては、公害等の防止に係る各種指導等を実施しており、今後も継続した取り組みを行う必要があります。また、ペットの飼養については飼い主への啓発活動を行うとともに、不妊去勢手術費の助成などを行っており、継続した取り組みが必要となっています。
- ◆ 脱炭素社会の実現との連携については、市民の環境意識の醸成をはじめ、身近な自然環境の保全から、河川や水資源の水質向上など、現在の環境をより向上していく取り組みや幅広い分野において総合的に取り組むところであり、自然と生活の両面において推進体制の強化が求められています。
- ◆ 今後は、豊かな自然環境及び快適な生活環境の両面において保全、持続していくための意識啓発や取り組みの強化が必要となっています。また、この取り組みが脱炭素社会実現への取り組みの基盤となるよう、連携した体制が必要となっています。

公害等苦情・相談件数



施策の内容

① 自然環境の保全

市の地域資源となる豊かで美しい自然環境の保全に努めるとともに、山なみ・水辺の保全を脱炭素社会の実現施策や景観施策とも連動を図りながら進めていきます。

環境に関する学習や保全活動の機会を提供し、市民・事業者等が主体的に環境保全活動に取り組める環境づくりを進めます。環境イベントの実施や環境関連の情報発信を継続的に行うことにより、環境への意識啓発を行うとともに、より効果的な広報や実施回数を増やすなどして参加者の増加を図っていきます。

主な取組み

- 各施策と連動した自然環境の保全
- 水辺環境の保全と生態系の維持
- 環境保全意識の更なる醸成



環境人形劇

② 生活環境の保全

自然と調和し、住み心地が良い生活環境を形成するため、大気や水質の汚染、騒音、土壌・地盤環境、有害化学物質等の公害の未然防止に努めます。

また、市民生活の中ではごみやペットの糞等の問題について、一層のモラル向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

主な取組み

- 愛玩動物適正飼養の徹底
- 公害防止に向けた啓発
- 公害監視体制の強化

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
水質浄化基準達成率	%	82.7	90.0
日常生活において、環境に配慮していると感じる割合	%	46.6	60.0
動物指導センターにおける犬猫の収容頭数	頭/年	144	84以下

※日常生活において、環境に配慮していると感じる割合は、令和3年度調査のため、令和3年度を現状値とする。



※ビオトープ：野生生物が安定的に生息できる空間のこと。

方針2 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります

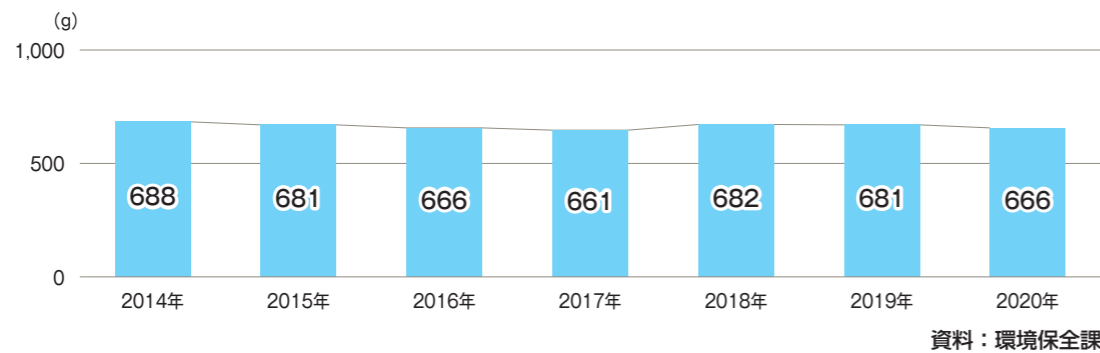
施策3 廃棄物対策 (2-2-3)

《施策の目指す姿》 あらゆる資源が循環するまち

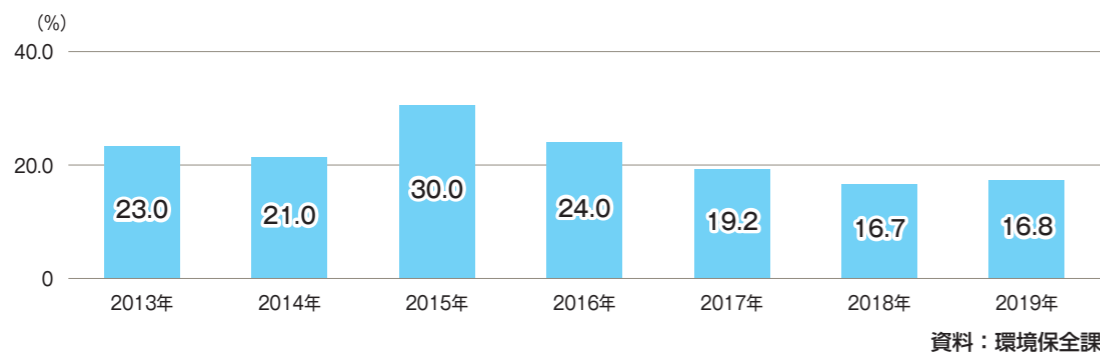
現状と課題

- ◆ 廃棄物対策として、地域自らが行う資源物団体回収に対する助成事業や、小型家電回収品目の拡大、エコショップ認定制度の継続実施等により、ごみの減量化やリサイクルを推進しています。また、脱炭素社会の実現に向けた廃プラスチック対策など、更なるリサイクル推進のための新たな取組みと継続した取組みが必要となっています。今後は、資源循環型社会の構築に向け、リサイクルとごみの減量化に対する市民や事業者の意識醸成を更に促していく必要があります。
- ◆ 不法投棄については、不法投棄されやすい箇所への監視カメラの設置や、パトロールなど、監視活動の強化に加え、現地確認にドローンを活用するなど新たな取組みも行っており、今後も継続した取組みにより不法投棄の撲滅が求められています。
- ◆ 廃棄物処理体制については、令和2(2020)年度から笠間市環境センターとして笠間市直営の施設になったほか、エコフロンティアかさまの埋立完了に伴う運営終了、一般廃棄物処理施設の転換期を迎えている状況です。今後の人口減少などを踏まえた廃棄物処理施設の整備が必要となっています。
- ◆ 今後は、脱炭素社会の実現に向け、リサイクルなどのあらゆる資源が循環する仕組みの構築と促進を積極的に推進していくことが重要課題となっています。あわせて、廃棄物処理体制の強化や、不法投棄防止体制の強化が課題です。

1人1日当たりのごみの排出量



ごみの再資源化率



担当部署	関連部署
市民生活部	総務部

施策の内容

① 一般廃棄物処理基本計画の推進

一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物処理の効率的かつ円滑な処理ができる体制を確保します。

市民、事業者、来訪者及び行政が一体となって、脱炭素社会の実現のため、ごみの減量化や資源化を推進します。プラスチックごみについては、令和4(2022)年4月1日から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことをうけ、今後のプラスチックごみの分別や処理方法について、市内の事業者と連携し検討をしていきます。また、ごみ処理施設に直接持ち込む家庭ごみ及び事業系ごみについては、令和4(2022)年4月1日より一般廃棄物取扱手数料の無料区分の廃止を実施するなどの処理手数料の改定や、段階的にごみ処理体制の統一を行っていきます。地域でのごみ集積所の利用についても促進するとともに、今後の市全体のごみを処理する新たな処理施設の建設に向けた計画の策定を行い、環境に配慮した処理施設の整備を行います。

主な取組み

- 一般廃棄物処理基本計画の推進とごみ処理体制の統一
- 脱炭素社会の実現と連動したごみの発生抑制
- あらゆる資源のリサイクル意識の醸成
- 新たな処理施設の計画的な整備



水平リサイクル



水平リサイクル

② 不法投棄防止体制の強化

ごみのない清潔なまちに向け、不法投棄を未然に防ぐための監視活動を強化するとともに、市民との協働による環境美化活動の推進や、マナー・モラルの向上を図り、ごみを持ち込ませない・捨てられない環境づくりを促進します。

主な取組み

- 不法投棄防止監視体制の更なる強化
- 市民協働の環境美化活動の推進

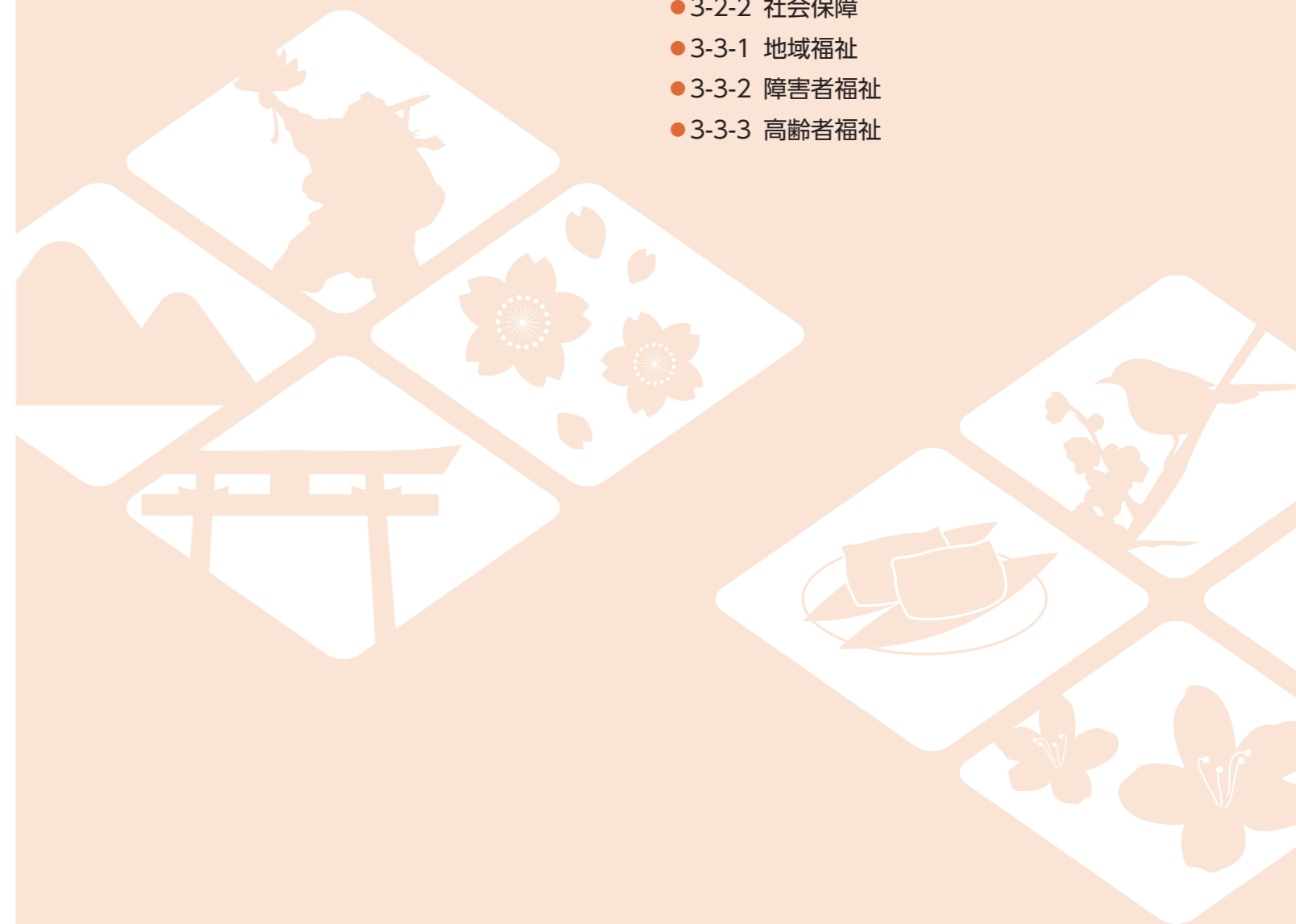
取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1日1人当たりのごみの排出量	g	666	486以下
ごみの再資源化率	%	17.1	17.7
不法投棄通報件数	件/年	66	36以下

後期施策 アクションプラン

第3章 健康・福祉

- 3-1-1 子ども・子育て支援
- 3-2-1 保健・医療
- 3-2-2 社会保障
- 3-3-1 地域福祉
- 3-3-2 障害者福祉
- 3-3-3 高齢者福祉



方針1 子どもを産み育てやすい環境を整えます

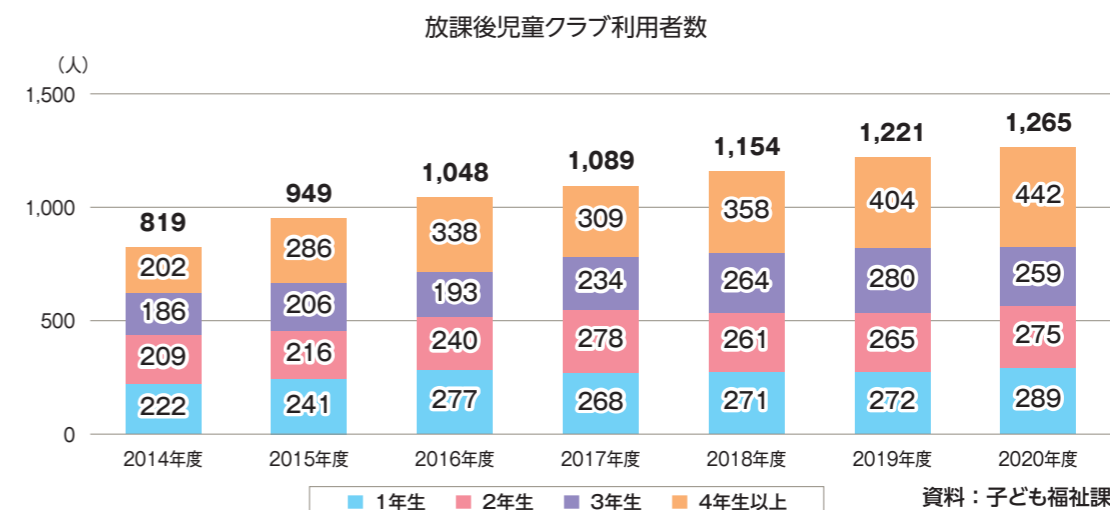
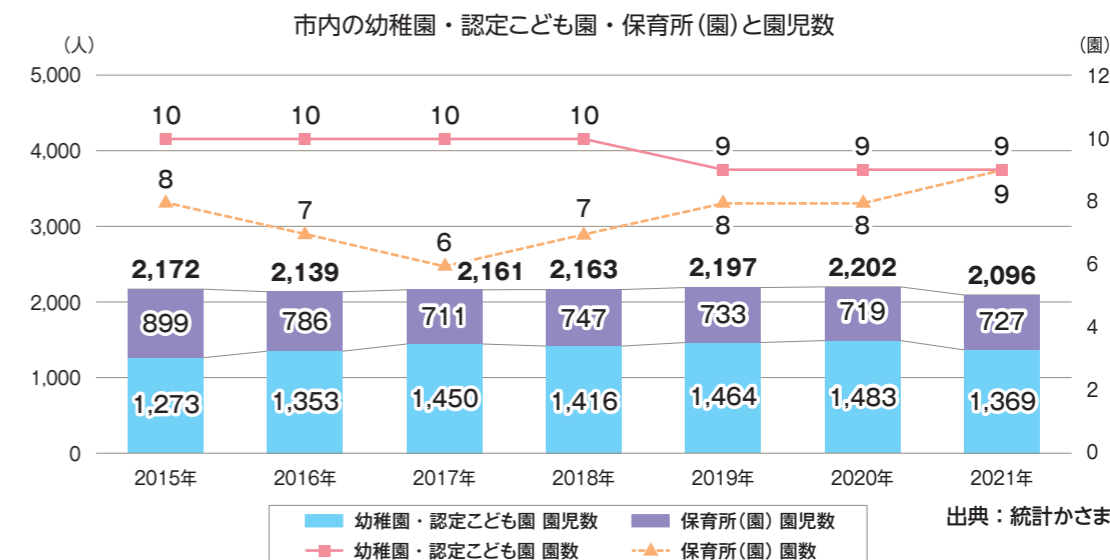
施策1 子ども・子育て支援 (3-1-1)

《施策の目指す姿》 安心して子どもを産み育てられるまち

現状と課題

- ◆本市の子育て支援は、少子化の進行や家族形態が多様化する中で、子どもが生まれる前から、18歳となるまでの期間を子育て期とし、子どものいる世代・世帯が安心して本市で子どもを生み、育てられる環境づくりを健康・福祉分野だけでなく、教育・生活環境・産業分野等多分野が連携して地域で取り組んでいくこととして、まちづくりの重要課題に位置付けています。
- ◆「子育て世代包括支援センターみらい」や「保健センター」では、子ども及び妊産婦に関する身近な相談窓口として、相談者のニーズに沿って必要なサポートを行っているほか、乳幼児健康診査や相談事業等でスクリーニングを行い、必要な機関につながるよう支援しています。「子ども家庭総合支援拠点」では、児童虐待の予防・早期発見のために相談支援を行っており、各機関が連携しながら包括的、かつ継続した切れ目ない支援を行っています。
- ◆近年、発達面に課題がある子どもの相談が増えてきています。子どもの成長や発達に不安を抱える保護者の支援としては、専門的に対応できるよう、「こども育成支援センター」が、関係機関と連携しながら早期に支援できるように対応しています。
- ◆出生数は減少しているものの女性の就業率上昇により、幼児教育・保育施設や放課後児童クラブの利用ニーズが高まり利用率が伸びる見込みです。そのため、地域毎の出生数や利用ニーズの推移を考慮し、民間事業者と連携した受入体制を検討する必要があります。また、プレコンセプションケア*や病児保育、市独自の医療福祉費支給制度も実施しています。
- ◆ひとり親家庭への支援として、母子・父子自立支援員における相談体制の強化を図り、あわせて就労や生活などの総合的な助言と自立支援につながる取組みが必要です。
- ◆今後は、多様化する市民のライフスタイルに合わせた支援の強化を行うとともに、福祉分野だけでなく、教育や生活環境・産業分野などあらゆる分野が連携して、子どもの成長と子育て世代の子育てを地域ぐるみで支援し、子どもを産み育てやすい環境の更なる向上を図っていくことが重要です。また、ひとり親世帯や支援が必要な世帯などへ保護者の就労支援や世帯の生活支援、相談支援を含め、子育て期の切れ目ない支援と児童虐待の発生予防から自立支援までを地域でサポートできるような、見守り・支援体制の強化を図る必要があります。

担当部署	関連部署
保健福祉部	市民生活部 教育部 市立病院



用語解説

*プレコンセプションケア：将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

施策の内容

① 保育環境の更なる向上

保育料無償化制度が開始され、働く女性が増え、継続して保育ニーズと教育・保育施設利用者の増加が想定されます。保育所等の利用定員に対する利用者割合は地域によって異なるものの、利用希望に対応できるように、希望が集中する地域においては民間施設と連携等により、待機児童の解消に取り組んでいきます。

また、在宅で子育てをしている保護者に対しても、リフレッシュのための公立保育所での一時預かりの実施やヨガ体験といった児童館でのリフレッシュ講座など、子どもを家庭で保育する保護者への支援を行っていきます。

子どもの成長や発達を促すため、保育環境の質の向上は必須であり、子どもの実情に合った支援が求められてきます。こども育成支援センターでは、親子フォローアップ事業や児童発達支援等の本人や保護者への直接支援のほか、巡回相談、保育所等訪問で、環境調整や保育者等への助言などの間接支援を行っていき、すべての子どもたちがその子に合ったサービスを受けられる体制を強化していきます。

主な取り組み

- 公民連携*での保育施設の運営と保育環境の更なる向上
- 延長保育、一時預かり、障がい児保育、病児保育の充実強化
- 在宅で子育てする保護者への支援の充実
- 幼児期から義務教育への円滑な移行
- 親子フォローアップやペアレントトレーニングの充実
- 保育所等巡回相談の充実



子育て相談状況

② 子ども・子育て支援の更なる充実

子どもの成長段階に沿った切れ目ない支援体制を充実していくため、子育て世代包括支援センターみらいを始めとし、こども育成支援センター、子ども家庭総合支援拠点等の支援ネットワークを強化し、子どもと子育て世帯に切れ目ない支援が届くように取り組みます。

支援が必要な家庭に対しては、こども育成支援センター等での相談窓口の体制を強化し、生活の安定と自立に向け子育て生活支援や就業支援など継続的な自立支援を強化するとともに、民間団体やボランティア団体との連携体制の構築も行っていきます。

放課後児童クラブについても、共働き世帯の増加により利用希望も増加しており、公民が一体となって待機児童解消に向け、受入定員の見直しや規模拡大などにより、放課後の子どもの居場所の確保を図っていきます。また、虐待から子どもたちを守るため、相談支援の充実による発生予防や、虐待への早期発見と迅速な対応、その後の子どもへの継続的なケアや育成支援までを一連で行うための子ども家庭総合支援拠点や児童相談所を中心とした体制の強化を図ります。

主な取り組み

- 妊娠から出産までの切れ目ない支援の充実
- 子育て支援センター・こども育成支援センターの充実
- 支援が必要な家庭に対する切れ目ない支援の充実
- 放課後児童クラブの充実
- 児童虐待防止へ体制の更なる強化と継続的なケアの充実



放課後児童クラブ

取り組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市内保育所・認定こども園・幼稚園利用定員数 (5/1時点)	人	2,325	2,325
子育て支援センターの年間延べ利用者数	人	21,721	26,500
公民児童クラブ希望者に対する提供割合 (5/1時点)	%	96.2	100.0

方針2 だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます

施策1 保健・医療 (3-2-1)

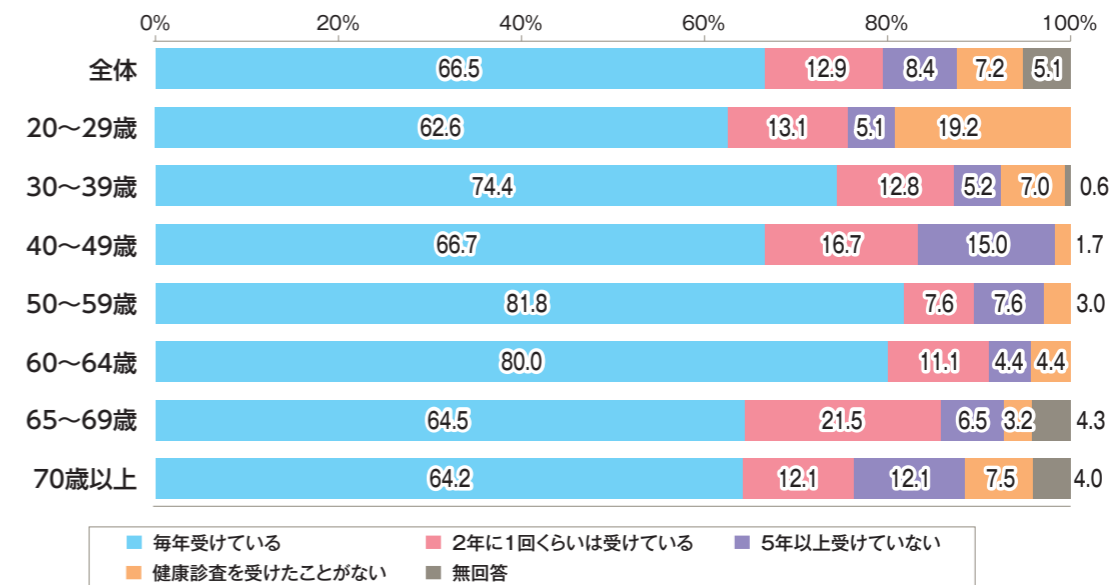
《施策の目指す姿》 安定的な医療が受けられ健康に暮らせるまち

現状と課題

- ◆本市では、市民と行政が一体となって、健康な生活を送り続けることができる安心と安全が確立された「健康な都市づくり」を進めています。地域医療センターかさまを拠点とした保健・医療・福祉・介護の連携体制を構築し、市民の健康と医療の総合的な支援を行ってきました。
- ◆健康増進の最終目標である「平均自立期間*の延伸」を目指し、身体状況や生活習慣など、ライフステージ毎に対応したきめ細やかな健康支援が必要であるとともに、今後も引き続き、健診受診率の向上対策や重症化対策を推進していくことが重要となっています。また、健康管理の手法については、健康管理の在り方やアプローチ方法を見直し、医療機関の検診受診に加え、セルフケアを促進するための個人へのアプローチと集団健診結果等の集約など、新たな取組みとデジタルトランスフォーメーション(DX)の活用が必要となっています。
- ◆本市の医療については、市内に勤務する医師・歯科医師・薬剤師数は増加傾向にありますが、医師の確保はコロナ禍のような感染症対策や地域医療の維持においては最も重要な課題であり、持続可能な地域医療の提供のためにも、継続した取組みが必要となっています。また、医療におけるICT*の活用については、市立病院においてオンライン診療を導入し、患者と医療従事者の双方における利便性向上や、在宅医療の更なる推進を図っていますが、効果的な運用の検討が必要となっています。
- ◆今後は、平均自立期間の延伸に向けた疾病予防や治療、介護などの分野間連携による保健医療体制の確立や、多様化する市民のライフスタイルに対応した生活習慣病等への対応、いかなる状態にあっても医療が提供できる体制を備えることが必要となっています。また、健康づくりの活動は地域全体での取組みが重要であることから、分野はもとより公民連携による地域ぐるみでの健康づくり活動を行っていく必要があります。

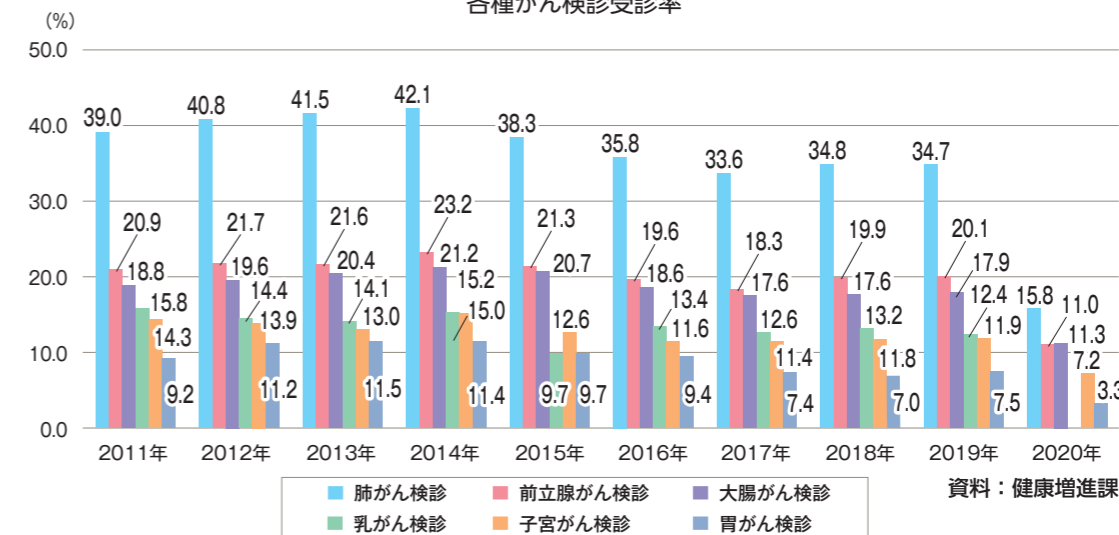
担当部署	関連部署
保健福祉部	市立病院

健診受診状況(2020年)



出典：令和2年度笠間市健康づくりアンケート

各種がん検診受診率

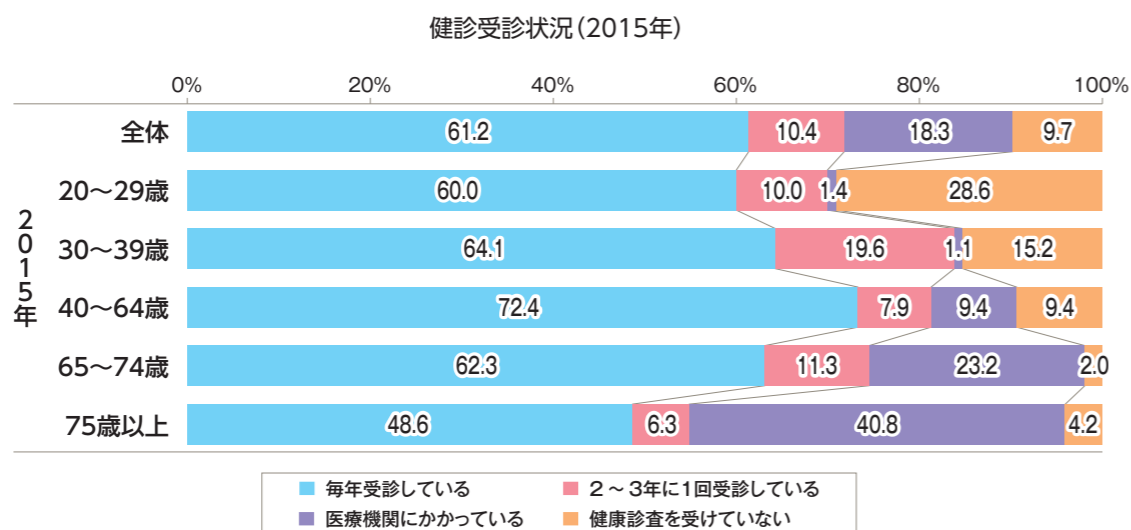


資料：健康増進課

＜笠間市の医師・歯科医師・薬剤師数(各年12月31日現在)＞

	2012年	2014年	2016年	2018年
医師数	190人	210人	214人	239人
歯科医師数	45人	48人	49人	51人
薬剤師数	129人	135人	145人	151人

出典：茨城県厚生総務課「茨城県医師・歯科医師・薬剤師調査」



出典：平成28年度健康づくりアンケート



*平均自立期間：日常生活動作が自立している期間の平均のこと。
 *ICT: Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。

施策の内容

① 平均自立期間の延伸につながる健康づくりの推進

心と体、歯と口腔の健康は市民生活と各ライフステージが大きく関係します。このため、生活習慣病予防・重症化予防、食育推進、歯科保健などの健康課題に市民自らが取り組んでいけるように、市民の健康を守り増進するためのライフステージ別の施策を推進します。

また、各種健診の受診勧奨、健康リスクを低減するための健康教育、健康・栄養相談や保健・栄養指導により、健康に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

さらに地域が主体となる健康づくりを進めていくため、市民の健康づくりの場と機会の充実など、健康づくりのための環境整備を進めていきます。

主な取組み

- 生活習慣病予防や介護予防につながる医療と介護の分野間連携
- 各種検診の充実と受診勧奨の強化
- メンタルヘルスの相談への対応強化と専門医への円滑な接続
- 多様なライフスタイルに合わせた運動習慣の普及啓発
- 望ましい食習慣の確立と実践につながる食育の推進
- 歯と口腔の健康維持のための普及啓発の充実
- ヘルスリーダーと協働した地域での健康づくりの推進

② 持続可能な地域医療体制の構築

コロナ禍により一層の重要性が増した地域医療について、いかなる時でも適切な医療が誰でも受けられることが重要です。役割分担が進む地域医療体制の中で、茨城県立中央病院や笠間市医師会等との連携を強化し、安心できる地域医療体制を確保していきます。

市立病院においては、常勤医師の確保を図るため、引き続き筑波大学との連携を深めていきます。また、入院・外来のほか、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションを実施し、切れ目のない医療を実施するとともに保健・医療・福祉の多職種との更なる連携強化により地域医療に貢献していきます。

主な取組み

- 医師確保に関する取組みの更なる強化
- オンライン診療などの新たな技術の導入と活用
- 在宅医療の推進
- 県立病院や医師会と連携した平日夜間・休日診療のあり方検討



子育てイベント

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
平均自立期間	歳	男性 79.2 女性 82.8	平均自立期間の延伸
健康診査を定期的を受診している人の割合	%	79.4	88.0
歯と口腔の健康維持のための普及啓発事業数	事業	12	13
望ましい食習慣を確立するための事業への参加者数	人	1,961	2,700
人口10万人当たりの医師数	人	318.5	337.6
市立病院の常勤医師数	人	5	6

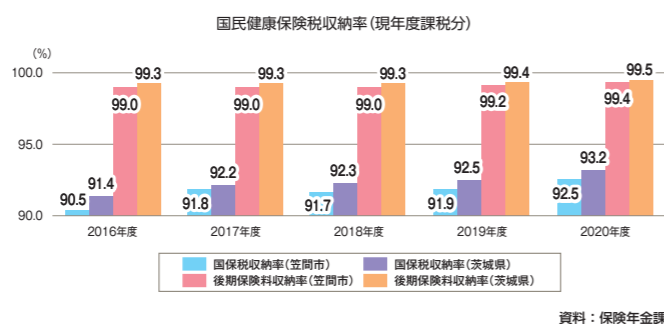
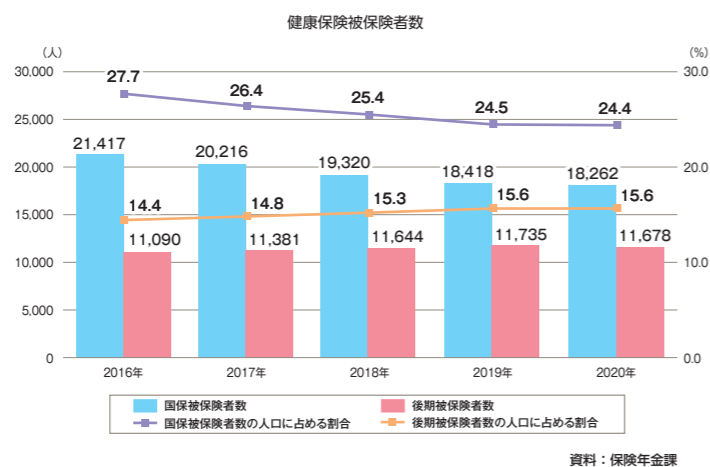
方針2 だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます

施策2 **社会保障** (3-2-2)

《施策の目指す姿》 共に支えあい、健やかに暮らせるまち

現状と課題

- ◆国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として運用しており、75歳以上の人口が増加していることや被用者保険の適用拡大等から、被保険者は近年減少傾向であり今後もこの傾向が続くことが予想されます。医療費については、被保険者数の減少やコロナ禍による受診控えが要因となり、総額では減少がみられましたが、高齢化や医療の高度化等に伴い1人当たりの医療費は増加傾向となっています。
- ◆後期高齢者医療制度については、急速に少子高齢化が進み、被保険者の増加に伴う医療費の増大が見込まれる一方で、制度を支える現役世代が減少していく予想となっていることから、茨城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、制度の安定的な運営が課題となっています。
- ◆医療福祉費支給制度は、対象者の拡大や医療の進歩により支給額の増加が見込まれますが、子育て世帯への支援の一つであり、経済的負担の軽減により受給者が安心して医療機関を受診できるよう、持続性のある制度運営が必要となっています。
- ◆国民年金制度は、暮らしを支えあう重要な制度であることを周知して理解を深めていくことが必要となっています。
- ◆今後は、安定的な制度運営の維持において、保険税等の収納率の更なる向上と、特定健康診査や特定保健指導・生活習慣病予防事業等の継続的な保健事業の実施による医療費の歳出抑制の取組みを合わせた適切な制度推進が求められています。また、マイナンバーやレセプトの活用などデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を意識した事業運営も必要となってきます。



担当部署	関連部署
保健福祉部	—

施策の内容

① 健康保険制度の安定的な運営

健康保険制度の適正な運営を図るため、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の周知を図るとともに、財政健全化に対応した効果的な事業を推進します。

医療費増の要因となっている生活習慣病は、特定健康診査の受診で早期発見することができるため、特定健康診査の未受診者には、AI*を活用しナッジ理論*を使用した訴求力の高い受診勧奨通知を発送し、受診率向上につなげます。また、糖尿病患者の重症化予防については、かかりつけ医との連携による適切な保健指導事業を実施し、人工透析への移行を防止することにより医療費の抑制を図ります。さらに、後期高齢者の特性に応じ、医療専門職による既存の拠点等を活用した相談や訪問指導等、被保険者の生活習慣病等の重症化予防や心身の機能維持を図ることを目的とし、関係各所と連携した高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を行います。収納率については、積極的な口座振替の推進や未申告者への申告勧奨、納税相談、定期的な督促通知、平日・夜間の電話催告等を実施し、更なる向上を図るとともに、スマートフォンによる収納の導入等納付機会の拡充に取り組みます。

主な取組み

- 国民健康保険制度の適正な運営
- 後期高齢者医療制度の適正な運営
- 生活習慣病の重症化予防につながる個別アプローチの取組み
- 収納方法の拡充と更なる収納率向上

② 医療福祉費支給制度の維持と国民年金制度の推進

医療福祉費支給制度は、制度受給対象者が安心して医療を受けられ、地域で自立した暮らしを継続できるように持続性のある制度運営を目指します。また、国民年金制度は暮らしを支えあう重要な制度であることを周知するとともに、制度の適正な運営のため関係機関と連携し、相談業務等の充実を図ります。

主な取組み

- 医療福祉費支給制度の適正な運営
- 制度の充実と適正な受給の確保
- 国民年金の加入促進と制度の周知
- 関係機関と連携した相談業務の充実

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
特定健康診査の受診率	%	42.6	63.0
国民健康保険税収納率(現年度分)	%	92.5	93.1
後期高齢者医療保険料収納率(現年度分)	%	99.4	99.6

※特定健康診査の受診率については、令和2年度がコロナ禍の影響により大幅に減少したことから、令和元年度の値を現状値とする。

用語解説 ※AI: Artificial Intelligenceの略。インターネット等に存在する膨大な量のデータの中から、統計・確率的に分析を行い、最も確からしい解を導き出すプログラムのこと。「人工知能」ともいう。
※ナッジ理論: 行動経済学で用いられる理論の一つで、文章の表記や表示方法等を工夫することで、その人の心理に働きかけ、行動を行動科学的に変えていくことができるというもの。

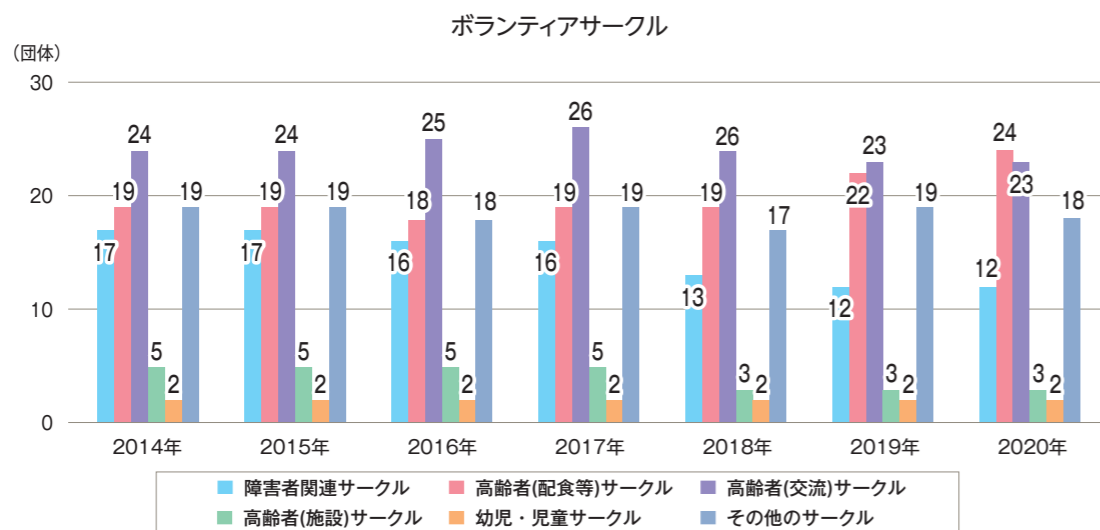
方針3 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります

施策1 地域福祉 (3-3-1)

《施策の目指す姿》 地域で支えあう福祉のまち

現状と課題

- ◆ 少子高齢化・核家族化などにより、地域の姿が急激に変化する中、地域の結びつきの希薄化、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足など、互いに支えあう力が弱まりつつある一方で、地域には多様な福祉課題が潜在しています。多様化する福祉課題に対応するためには、その地域に住む人びとが互いを理解しあい、市民・社会福祉等の関係団体・行政がそれぞれの役割を改めて認識し支えあい、地域の課題に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 近年は自然災害が各地で発生しており、災害時の対応にあたっては、平素からの地域での支えあいの重要性と必要性が増しています。笠間市災害時避難行動要支援者避難プランに基づき、要支援者の台帳整備や個人情報公開同意の取得を進めるとともに、地域において要支援者等を支援する組織等との情報共有や、協力体制の構築をより一層進めていく必要があります。
- ◆ 生活保護の被保護世帯数は増加傾向にあり、生活困窮の相談件数も増加しています。生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の効果的活用により、生活困窮からの自立に向けた支援が必要になります。
- ◆ 共生社会の実現を目指した地域福祉の推進のため、地域の様々な資源を組み合わせながら、地域全体で要支援者を支える茨城型地域包括ケアシステムの構築を通じ、コーディネート機能や多職種協働による支援機能を活用し、隙間のない総合的な支援体制の充実を図ることが重要となっています。
- ◆ 今後は、地域福祉の更なる推進に向けた分野間連携や、団体等の連携体制の強化が求められており、また、ひきこもり支援などこれまで支援が届きにくかった方たちへの、支援の方法を含めた支援体制の強化が必要となっています。そのことから、相談支援など支援が必要な人に寄り添い、アウトリーチによる支援を行うため、デジタルトランスフォーメーション(DX)の活用による支援手法を、市をはじめとした関係機関においても取り入れていくことが重要です。



資料：社会福祉課

担当部署	関連部署
保健福祉部	—

施策の内容

① 共生社会を目指した地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を構築するため、地域福祉活動への住民参加と地域で支えあう体制づくりを進めます。

地域における身近な生活課題に対応するため、茨城型地域包括ケアシステムに基づき、総合的な相談・支援が行えるよう多職種連携によるファミリーケアの体制を整備します。

また、保健福祉の関係機関と地域住民連携による在宅ケアチームの編成の促進を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

さらに、地域災害時要支援者の把握と支援体制の充実のため、地区民生委員による要支援者の見守り調査と合わせて、災害時要支援者台帳の整備と個別計画書を作成し、地域福祉の推進と災害発生時の支援体制を構築する環境を整え、地域で支援する体制の基盤づくりを進めます。

主な取組み

- 多様な地域課題に対応するための多職種連携体制の構築
- 地域と連携した在宅ケアチームの構築
- 地域と地区民生委員の連携による要支援者への支援体制構築
- 地域福祉の担い手と活動者確保

② 自立支援・権利擁護支援の推進

生活困窮世帯等に対しては、生活困窮者自立支援相談事業を実施し、就労及び家計改善の支援や住居確保給付金の給付等を行い、自立した生活を送れるよう支援します。また、低所得世帯の生徒を対象に学習応援事業を実施し、学力低下の抑制に取り組みます。

増加している高齢者世帯における生活保護受給者については、稼働年齢時点での就労への結びつけ及び就労の定着へ向けた取組みの強化が必要であるため、「生活保護受給者等就労自立促進事業」も積極的に活用し、ハローワーク等と連携し、被保護者に対する就労支援に取り組みます。

主な取組み

- 支援が必要な世帯への就労や家計改善支援など自立に向けた支援の充実
- 生活保護制度の適正な運営と自立に向けた支援の充実
- 成年後見制度の更なる周知と活用支援

成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護支援を推進することにより、高齢や障害などにより判断能力の低下した人が地域で自立した生活を継続できる環境づくりを進めます。成年後見制度利用促進に係る中核機関を中心とした権利擁護に関するネットワークを活用しながら、相談受付からアセスメント*、支援手法決定、支援開始といった一体的な支援の流れの中で対象者の状態に応じた適切な支援につなげられるように推進していきます。

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティア登録延人数	人	1,403	1,440
相談支援達成率	%	99.2	向上



*アセスメント：事象に対して客観的に捉え、その内容に関して評価すること。

方針3 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります

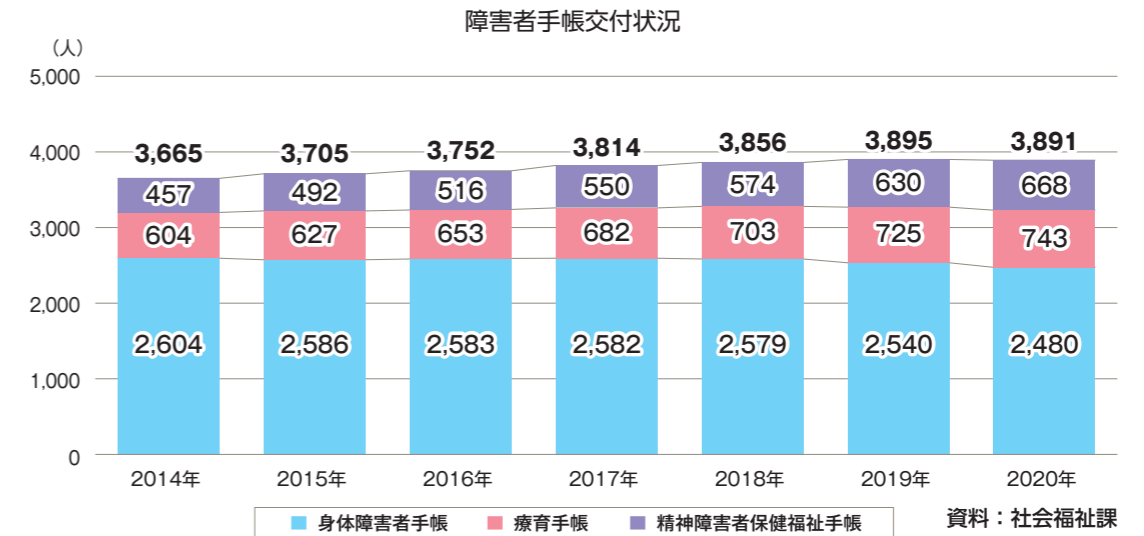
施策2 **障害者福祉** (3-3-2)

《施策の目指す姿》 **自分らしく暮らせるまち**

現状と課題

- ◆障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、その人に寄り添った適切な支援につなげるためのコーディネートが重要となります。そのため、市基幹相談支援センターを核とした地域におけるネットワークの形成や相談支援専門員等の育成による人材確保にもつながる取組みを進めるなど、地域における相談支援体制の強化充実を図っていく必要があります。
- ◆障がいのある人の就労支援や雇用促進は、障害者総合支援法や障害者雇用促進法のもと、その取組みが一層強化されています。働く意欲のある障がいのある人が、特性や適性に応じて能力を発揮できるよう国が実施する「雇用対策」と市が実施する「福祉的な就労支援」の両輪により取り組んでいく必要があります。
- ◆人が社会の中で生活するには、意思疎通は欠かせないものです。共生社会の実現に向けて、障害に対する理解促進とともに、障害特性や場面に応じた多様な情報取得やコミュニケーション手段が選択できる環境を整えていく必要があります。
- ◆地域における発達障がい児等の支援については、児童の特性を理解し、支援することが重要であり、こども育成支援センターを中心に地域の質の向上を図る必要があります。また、医療的ケア児に対する地域支援体制の構築が課題となる中で、コーディネート機能の強化や施設等の受入体制の整備などソフト・ハード両面から検討を進めていく必要があります。
- ◆近年多発する自然災害に対して、本市がこれまで進めてきた災害時要支援者への対応を踏まえながら、障害特性に応じた災害関連情報の提供手法やコミュニケーションの円滑化に向けた取組みを支援者の育成等と合わせて進めていく必要があります。
- ◆障がいのある人、家族や介護者の高齢化が進むと、判断能力が低下し、権利擁護支援を必要とする人の増加が見込まれます。そのため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知と利用促進の体制整備などの取組みを強化していくことが求められます。
- ◆今後、人口構造の変化やライフスタイルの多様化などを背景に障がいのある人とその家族が抱える問題はさらに複雑化・複合化していくことが予測されます。そのため、障がいのある人が住み慣れた地域で、生きがいをもって、安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、乳幼児期から高齢期に至るまで、障がいのある人の状態に応じた切れ目のない支援を分野横断の多職種連携により進めていくことは、これまで以上に重要なものとなっています。また、支援の入口となる相談支援の場面においては、その円滑化や手段の拡大といった点で、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による取組みも重要な要素のひとつとなっています。

担当部署	関連部署
保健福祉部	教育部



施策の内容

① **障害等に関する支援体制の充実強化**

市が運営する基幹相談支援センターを核として、地域におけるネットワークの形成、相談支援専門員等の育成なども含めた相談支援体制の充実を図ります。また、障がい者とその家族が抱える複数の複合的な課題の解決に向け、多分野・多職種連携によるファミリーケアや、生活支援、地域移行・定着、権利擁護等に向けた相談支援や見守り体制の構築など、障害に対応した地域包括ケアシステムを形成します。

発達障害児等支援では、こども育成支援センターの専門性をさらに高め、その機能を一層充実させるとともに、保健・教育・福祉・医療等の連携のもと地域の支援力の向上に向けて取り組んでいきます。また、医療的ケア児の支援について、継続的な実態把握や情報共有、相談支援と受入れ体制の確保を検討していきます。

様々な障害特性や家族背景も含めた状態像に応じた、避難等の誘導や安否確認の仕組み、避難所生活の支援など災害時支援体制の確保を図ります。

主な取組み

- 障がい者を支える多職種連携の体制構築
- こども育成支援センターの更なる専門性の充実
- 発達障害などの早期発見と分野間連携による継続的な支援
- 医療的ケア児への支援の充実
- 権利擁護(成年後見制度及び日常生活自立支援事業等)の推進
- 災害時の避難に係る支援体制の構築

② 就労支援等を通じた社会参加の促進

地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人に必要な日常の支援や自立した生活のための訓練、就労の場の提供、医療の確保など生活支援と障害福祉サービスの充実を図ります。

障がい者の働く場や仕事の内容、幅の拡充を図るなど、職場環境の向上を促進するとともに、販路・仕事の拡大や、利用者の個性を生かした商品開発など新たな成長分野の開拓支援等を行うなど働く場の提供と工賃向上にもつながる支援を進めていきます。

また、障がいのある人の様々な活動への参加・参画をさらに進めていくために、手話などを含めた情報コミュニケーション環境の向上に向けた意識の醸成とともに、多様で先進的なツールの活用や情報コミュニケーション手段の拡充、情報アクセシビリティ*の向上などデジタルトランスフォーメーション(DX)を意識した情報コミュニケーション環境の向上に取り組めます。

主な取組み

- 障がい者の就労の場の確保と就労支援の強化
- 自立支援につながる社会参加の促進
- デジタル化などの新たなツールを用いたコミュニケーション支援

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
障害福祉サービス利用人数	人/年	883	1,345
障害児通所支援利用者数 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	人/年	185	439



ふれあいスポーツ大会



みんなの音楽祭

用語解説

*アクセシビリティ：情報やサービス、ソフトウェア等が広範な人に利用可能であること。特に、高齢者や障がい者等にとって利用しやすいこと。

方針3 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります

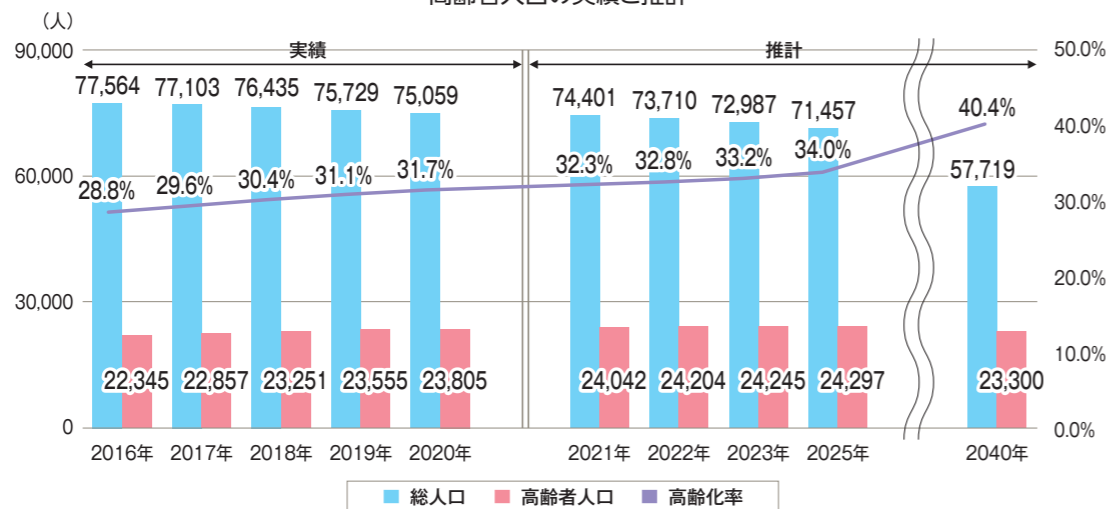
施策3 高齢者福祉 (3-3-3)

《施策の目指す姿》 高齢者を地域で支えあえるまち

現状と課題

- ◆人生100年時代が到来し、長期化する高齢期をその人らしく生きることができ、地域で生涯活躍できる環境づくりが求められます。本市では、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのための介護予防、見守り支援、緊急時対応等を含めた、地域で支えあう体制の整備を進めてきました。地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの体制づくりが進み、地域の多職種間の連携による、相談支援の充実をはじめ、介護予防事業の推進や健康づくりを進めることができました。今後の取組みとして地域での包括的なケア体制の強化には、特に医療・介護・福祉の連携、生活支援体制整備の促進が重要です。地域における高齢者の見守りについては、担い手不足により、見守り体制の強化が図れないなどの課題があります。
- ◆高齢者福祉については、高齢者の状況も多様化しており、高齢者クラブなどの団体活動や予防教室の参加者数にも影響がみられます。それらの変化に対応した団体等の担い手確保、元気な高齢者の加入促進や教室等の場の確保を含めた実施手法の検討が課題となっています。また、高齢者自身もICTに慣れる機会をつくり、ICTを活用して生活できるように支援していくことも必要です。
- ◆フレイル予防*をはじめとした介護予防の意識啓発を行うとともに、認知症に係る意識啓発も行うことにより、成年後見制度など権利擁護支援の体制づくりを含め、地域全体における地域包括ケアシステムの深化を図ることが課題です。
- ◆介護保険サービスの提供については、給付費が増加する中、受給者に真に必要な過不足のないサービスを適切に提供する必要があるため、介護給付の適正化が課題です。
- ◆今後は、生産年齢人口などの枠にとらわれず、高齢でも活躍する人材の育成による地域で支えあう体制の構築や、平均自立期間の延伸を含め、できるだけ元気で活動的な生活を送るための介護予防の更なる強化が必要です。また、介護等の支援が必要となったときも、居住の場や入所施設を含めた安心して暮らせる体制の強化が必要となっています。

高齢者人口の実績と推計



出典：高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第7・8期)

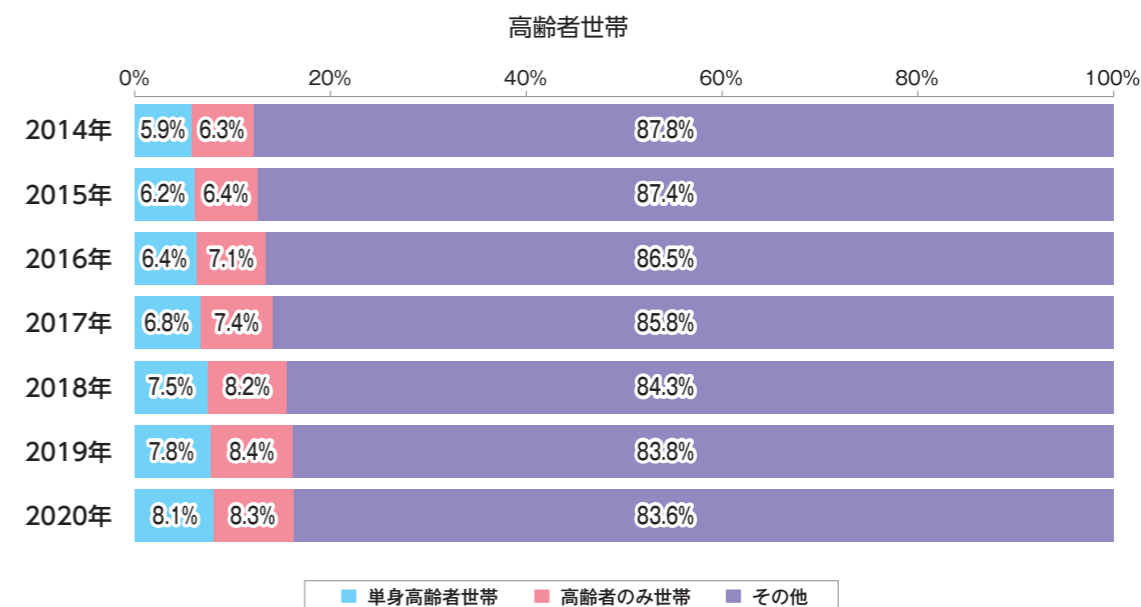
用語解説

*フレイル予防：加齢により心身が老い衰えた状態を予防すること。

用語解説

*デジタルデバインド：パソコンやインターネットを活用できる人とできない人の間にできる格差のこと。

担当部署	関連部署
保健福祉部	—



出典：高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第7・8期)

施策の内容

① 社会参加・生きがいづくりによる介護予防の推進

様々な機会を通じて、高齢者が主体的に就労や学習・運動・地域活動などができるように、高齢者の社会参加や地域貢献の機会の充実を図ります。このため、高齢者クラブの会員増加を図るため、ニュースポーツの普及等新しい取組みの検討を進めます。

介護予防等については、認知症予防のための教室事業、認知症初期集中支援チームの活動推進、高齢者見守り事業の強化推進に取り組みます。高齢者のフレイルや要介護状態等の予防に向けては健康づくり事業と介護予防の一体的実施を継続して行います。

主な取組み

- フレイル予防、介護予防の更なる充実
- 認知症予防の更なる充実
- 高齢者の活躍の場の構築
- 高齢者の就労支援
- デジタルデバインド*対策

② 地域包括ケアシステムの深化及び介護サービスの充実

様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らすために、地域住民や関係機関と連携し、地域包括ケアシステムをさらに深化させ、地域住民や地域の多様な社会資源と協働し、介護と医療の連携、見守りや住まいなど高齢者にやさしいまちづくり、認知症支援策、生活支援体制整備の充実を進めます。

介護保険サービスについては在宅ケアのための多様なサービスの充実を図り、ケアマネジメント、家族の介護負担軽減を支援しながら自立した生活の継続を目指します。

要介護認定調査や介護認定審査会の平準化、介護支援専門員の質の向上を目的とするケアプランの点検、住宅改修や給付費の点検、利用者に対する介護給付費通知、介護サービス事業者に対する実地指導等の実施により、介護給付の適正化を図ります。

主な取組み

- 地域で支えあう体制の強化
- 多職種間連携による地域包括ケア体制の更なる充実
- 介護保険制度の適正な運営
- 介護給付の適正化



生活支援体制整備事業(地域づくり研修会)

取組みの成果を示す主な指標

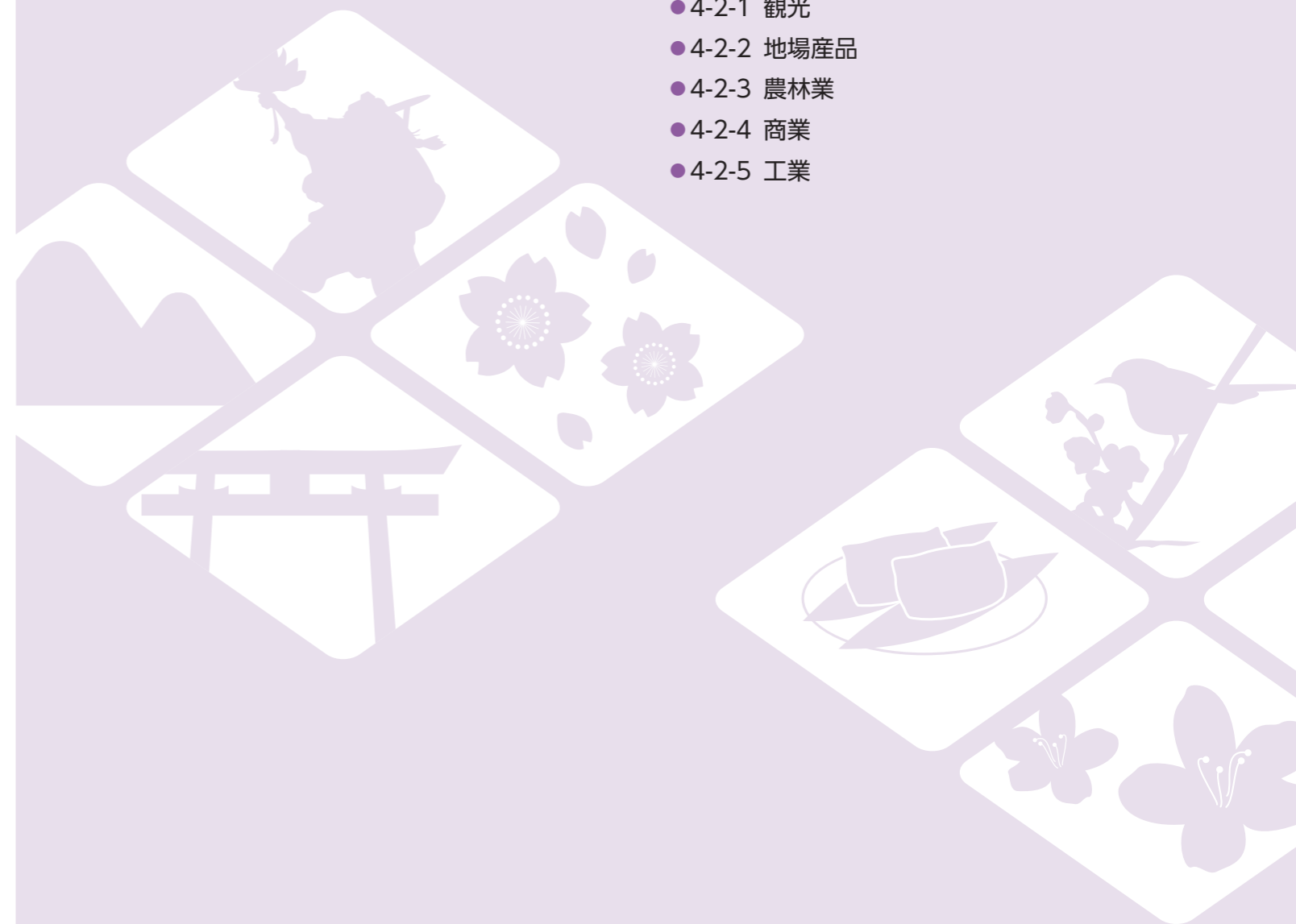
主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
コミュニティサロン(高齢者の集いの場)数(累計)	箇所	21	24
介護予防運動教室等参加者数	人/年	43,880	46,000
在宅ケアチーム数(累計)	件	547	580
見守り協定事業所数(累計)	所	61	63

※介護予防運動教室等参加者数については、令和2年度はコロナ禍により中止や開催回数の減少があったため、令和元年度を現状値とする。

後期施策 アクションプラン

第4章 産業

- 4-1-1 企業誘致
- 4-1-2 雇用・労働環境
- 4-2-1 観光
- 4-2-2 地場産品
- 4-2-3 農林業
- 4-2-4 商業
- 4-2-5 工業



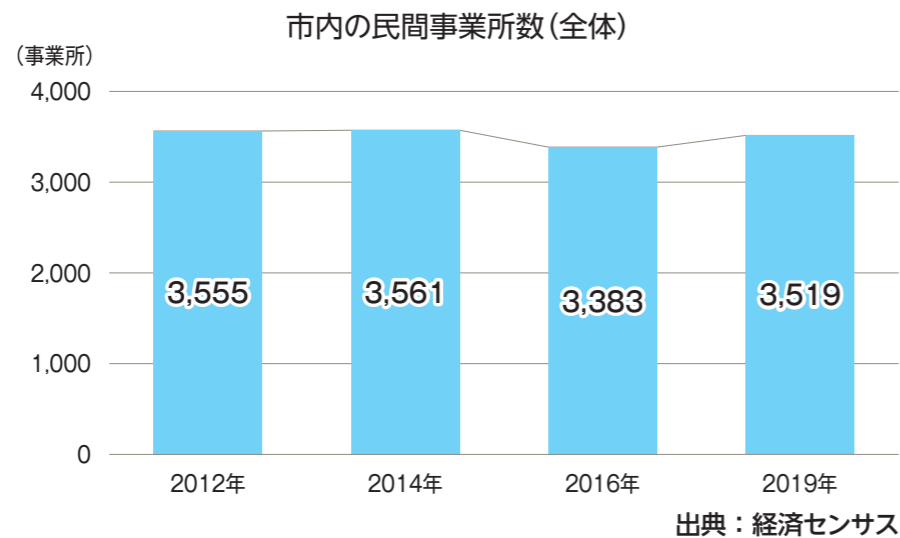
方針1 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます

施策1 **企業誘致** (4-1-1)

《施策の目指す姿》 産業の強化による活力があるまち

現状と課題

- ◆ 既存工業団地への立地推進に向けて、茨城中央工業団地(笠間地区)の造成や都市計画道路の整備が実施され、茨城県との連携により企業誘致に取り組んでいます。また、茨城県と連携した畜産試験場跡地への企業誘致や、安居工業地域における新たな産業拠点形成に向けた整備内容の検討を行ってきました。企業立地は首都圏50km圏内に集中する傾向があり、今後は市外の事業用地との競争が見込まれます。
- ◆ 少子高齢化や人口減少・人口流出が進む中で、市内の企業における人材不足が顕著に表れてきており、労働者の確保やIoT*・AIなどのデジタルツールの導入支援など、市内企業の生産性向上の取り組みが必要となっています。人材確保については、就職面接会や事業所見学などを実施していますが、これらの取り組みに併せて、移住希望者の就労場の確保と企業の人材確保をマッチングさせるなど、移住と人材確保の両面での取り組みを展開していくことが重要となっています。
- ◆ 今後は、アフターコロナの消費需要や経済環境の変化を捉え、地理的優位性など本市の強みを生かし、既存工業団地等への企業誘致のほか、未利用地への本市の特性に応じた特徴ある企業の誘致や既存企業への継続的な情報提供と支援、更には移住・定住施策と連動した人材確保を企業と取り組んで地域の活力を高めていくことが必要となっています。



用語解説 ※IoT: Internet of Thingsの略。コンピューター等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

担当部署	関連部署
市長公室	産業経済部 都市建設部

施策の内容

① 企業誘致の推進と拠点の強化

常磐自動車道と北関東自動車道の結節点に位置する充実した交通ネットワークや中核国際港湾として発展する茨城港常陸那珂港区へのアクセスが良い地理的優位性、独自の支援制度を積極的にPRし、新たな企業立地を促進しています。

引き続き、茨城中央工業団地(笠間地区)の造成整備を県へ要望するとともに、造成に向けた協議・調整を積極的に実施しながら基盤整備を促進します。また、安居工業地域への企業誘致も進めていきます。

畜産試験場跡地などの大規模な未利用地の活用について、県などの関係機関と連携し、活用に向けた検討を引き続き進めていきます。

主な取組み

- 茨城中央工業団地(笠間地区)、安居工業地域への誘致推進
- 畜産試験場跡地などの未利用地に対するの活用方法の検討

② 既存企業の支援と連携

既存企業の状況や規模拡張の把握に努め、活用できる支援制度や雇用確保等の支援を行うとともに、先進性の高い技術導入などについては、国・県の施策を活用して生産性向上を支援します。また、人材確保については、各種マッチングの機会を創出していくとともに、移住・交流施策と連動した取り組みを進めます。

主な取組み

- 企業との情報交換の推進
- 各種補助制度の紹介と操業の支援
- 企業の成長を促す情報提供と規模拡大等に関する支援
- 人材確保に係るマッチング機会の創出と移住・交流施策と連動した取組み

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規立地企業数(累計)	社	5	10
立地に伴う雇用者数(累計)	人	69	130
既存企業の規模拡張件数(累計)	件	7	14

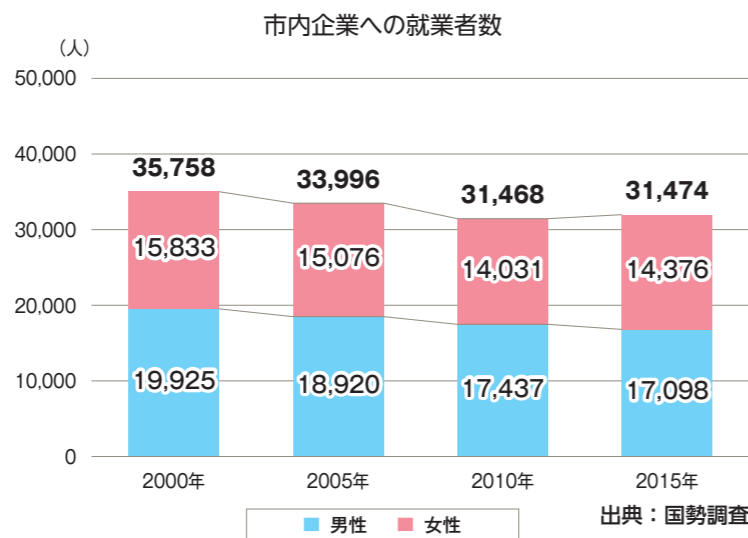
方針1 ▶ 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます

施策2 **雇用・労働環境** (4-1-2)

《施策の目指す姿》 希望をもち働き続けられるまち

現状と課題

- ◆新規創業者への支援策として、創業塾を開設し、創業希望者への支援を行い、新たな雇用創出に努めています。また、若者の雇用促進対策と、大学生や市内中高生のキャリア教育推進のため、市内企業へのインターンシップ*や市内企業就職面接会等を開催し、市内企業と学生をつなぐ取組みを実施しました。
- ◆雇用・労働環境については、コロナ禍の影響を大きく受け、有効求人倍率*の減少や創業件数の落ち込みなど、雇用環境が悪化しており、高卒採用を含め、求職者と企業の更なるマッチング機会の確保が必要です。インターンシップなどの企業と新卒予定者のマッチングについても、更なる情報の発信やマッチングサイトへの登録促進を継続的に図ることで、雇用の確保や人材確保につなげていくことが重要です。また、コロナ禍で進んだリモートワーク*等を含めた働き方改革の推進と就業者が働きやすい環境づくりが求められます。
- ◆人生100年時代を迎えた中、高齢者雇用の促進と生涯現役の実現に向けた取組みが課題といえます。また、障害者差別解消法や障害者雇用促進法の拡充により、企業における障害者雇用の促進が求められており、働く意欲のある障がい者の就労の場の確保と企業の雇用率達成に向けたマッチングが必要となっています。
- ◆今後は、誰もが希望をもって働き続けられるまちを目指し、求職者と企業のマッチングの強化や、大学生や高校生に対する市内企業等のPR強化による人材の確保、起業や創業を希望している方に対しては関係機関が連携した支援体制が必要となっています。また、人口構造の変化に対応した、様々な働き方ができる環境の構築が必要です。



用語解説
 ※インターンシップ：生徒が在学中に企業等において、自らの専攻や将来のキャリアに関連した職業体験を行うこと。
 ※有効求人倍率：企業からの求人数(有効求人数)を、公共職業安定所(ハローワーク)に登録している求職者(有効求職者数)で割った値のこと。
 ※リモートワーク：従業員がオフィスに出社することなく、会社以外の遠隔の場所で業務を行うこと。

担当部署	関連部署
産業経済部	—

施策の内容

① 働く場の確保と人材確保の強化

市内企業の高校、大学等の新卒予定者、第二新卒者を対象とした求人情報の特設サイト運営を展開しており、学生、第二新卒者と市内企業の認知度の向上、インターンシップの受け入れなど、雇用の場の支援に努めます。

新卒者や正規の雇用拡大に向け、継続的に高校、大学等の新卒予定者と事業者のマッチング機会を増やし、市内企業への就職について支援を行うとともに、市外からの移住も含めた施策も展開します。

ハローワークや市内事業所等関係機関と連携しながら、求人活動の案内や情報提供を行うとともに、働く意欲のある方や障がいのある方、更には人生100年時代を迎えた中で高齢者の雇用につながるよう支援します。あわせて、働いている人が働きやすい・働き続けられる就労環境の向上、更には多様な働き方についても啓発します。

主な取組み

- 市内企業の人材確保と雇用のマッチング
- 人材確保と雇用につながる新卒者などへの市内企業のPR
- 障がい者や高齢者の就労の場の確保
- 多様な働き方への啓発と支援

② 起業・創業への支援

笠間市創業塾受講者等の創業希望者に対するフォローアップを行い、より現実的な創業につなげるとともに、継続的な事業活動の支援を行うことで起業や創業がしやすい環境の構築と、芸術文化の特色を生かしたものづくり作家への創業支援も行います。

主な取組み

- 笠間市商工会と連携した創業塾の開催
- 起業や創業に関する総合的な支援
- ものづくり作家への創業支援

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
有効求人倍率(年度平均)	ポイント	1.01	1.20
インターンシップ受入登録事業所数	社	13	30
創業支援事業計画による新規創業者数	件/年	12	20

※有効求人倍率(年度平均)、インターンシップ受入登録事業所数、創業支援事業計画による年間新規創業者数については、令和2年度はコロナ禍により大きく減少したため、令和元年度を現状値とする。

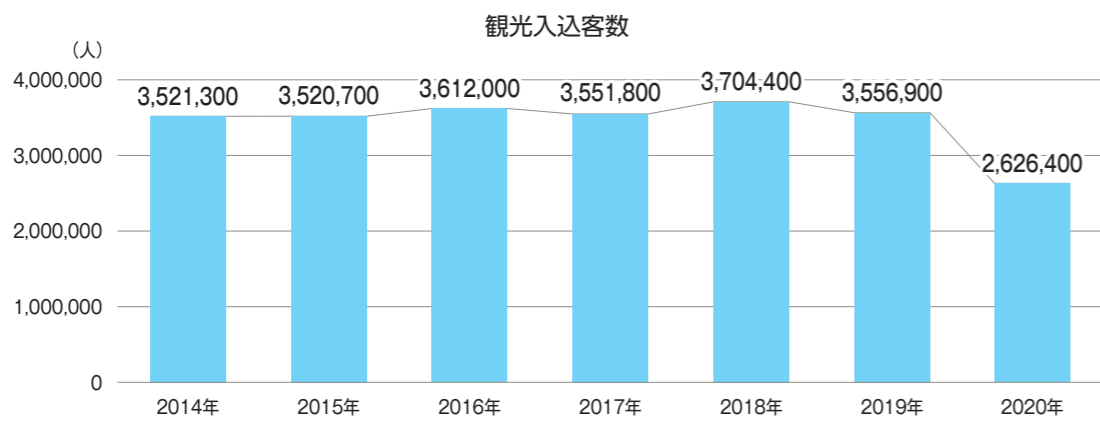
方針2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

施策1 **観光** (4-2-1)

《施策の目指す姿》 **人と人が交流する観光のまち**

現状と課題

- ◆本市は、笠間稲荷神社、笠間日動美術館や茨城県陶芸美術館、笠間焼などの歴史的資源、芸術・伝統文化をはじめ、自然環境を背景とした多くの観光資源に恵まれています。その多くが笠間稲荷神社周辺や佐白山周辺、笠間芸術の森公園周辺に点在しています。
- ◆観光における市のゲートウェイである道の駅かさまや笠間芸術の森公園内に新たに整備されたムラサキパークかさま(笠間芸術の森公園スケートパーク)、公民連携により生まれ変わった新たな観光拠点も形成され、これらの観光交流の拠点を活かした更なる発展が期待されています。
- ◆観光については、新型コロナウイルス感染症の影響により、催事やイベントの実施方法が変更となり、また、インバウンド*についても国をまたいだ往来ができないことから、観光入込客数は大きく減少しています。そのような中、誘客促進については、ホームページをはじめ「Facebook*」「Instagram」「Twitter」などのSNSの活用など、引き続き情報発信を継続するとともに、オンラインツアー*などの新たなコンテンツやPRに取り組んでいます。今後はアフターコロナを見据え、多様な観光交流や、国内外からの多様化し変化する観光ニーズに対応した誘客促進の展開が重要となります。
- ◆笠間ファン倶楽部*については、年々会員数を伸ばしていますが、更なる会員数の確保につながる新たな取組みとしてSNSを活用した情報発信等が必要となっています。
- ◆今後は、公民連携による観光資源の魅力向上やムラサキパークかさま(笠間芸術の森公園スケートパーク)をはじめとしたスポーツツーリズムなどとの連携を更に推進していく必要があります。また、アフターコロナにおける経済効果と新たな市場、観光ニーズへの戦略的な対応が必要となっています。



出典：茨城県商工労働観光部観光物産課
※2020年はコロナ禍の影響により減少

用語解説

- ※インバウンド：外から中へ入り込むことで、特に外国人の訪日旅行のこと。
- ※Facebook：フェイスブック株式会社が提供するソーシャル・ネットワーク・サービスのこと。
- ※オンラインツアー：パソコンやスマートフォン等を通して楽しむ疑似旅行のこと。
- ※笠間ファン倶楽部：笠間市民と東京等の笠間市以外に暮らしている方とのふるさと交流の場としてつくられた団体のこと。

担当部署	関連部署
産業経済部	教育部

施策の内容

① 観光交流拠点の強化と周遊性の向上

アフターコロナの観光需要や多様化が進む観光ニーズに対応し、道の駅かさまをはじめとした笠間市の資源を活かした交流・周遊性を高める観光交流拠点の運営を強化するとともに、交流を広げ市内を周遊することで、市内での滞在・宿泊を促進します。あわせて、周辺自治体や関係団体・機関等と連携し、広域的なPR活動、広域観光ルートづくりを推進して新たな魅力づくりに取り組みます。

「市民が主役の観光まちづくり」を推進するために、観光関連事業者等に対して普及啓発やリピーターやファンを増加させるための、多様な情報ツールによる情報発信を進めるとともに、来訪者と市民の双方にとって好循環となる取組みを進めていきます。

主な取組み

- 市内の観光交流拠点の強化と周遊性の向上
- 観光協会との更なる連携強化による誘客促進
- 広域連携による観光誘客の促進
- 関係人口の増加に向けた情報発信の強化と魅力向上
- 再来訪につながる観光コンテンツの更なる充実

② 地域性を活かした観光誘客の促進

国内向けの誘客を図りつつ、インバウンド需要の積極的な取込みや、笠間台湾交流事務所による台湾でのPR活動やオンラインツアーなどの観光振興策を展開していきます。また、市の花である菊が縁で友好都市締結を行っているドイツ・ルール市とも菊まつりを通じた交流や陶芸分野などを中心に交流を深めていきます。笠間市の多様な分野の関係団体、企業等と連携し、地域特性を活かした観光誘客を促進します。

観光情報についてはホームページだけでなく、SNSを活用した情報や動画の発信を積極的に行い、多言語化も含め国内外への効果的な発信ができるよう市民や事業者と連携した情報発信を行っていきます。

主な取組み

- インバウンド誘客への取組み強化
- 台湾交流事務所を中心とした海外への新たな観光プロモーションの実施
- 芸術や地場産品との連携による観光誘客の促進

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
観光入込客数	人/年	3,556,900	4,000,000
観光情報HP(市、観光協会)アクセス数	件/年	95,314	200,000

※観光入込客数、観光情報HP(市、観光協会)アクセス数については、令和2年度はコロナ禍により大きく減少したため、令和元年度を現状値とする。

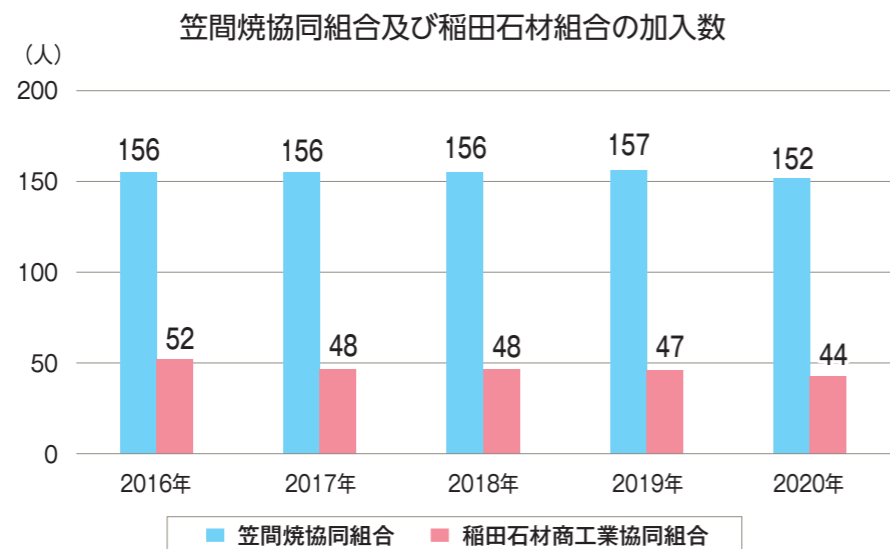
方針2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

施策2 地場産品 (4-2-2)

《施策の目指す姿》 地域ブランドにより活性化するまち

現状と課題

- ◆本市では、笠間焼や稲田みかげ石をはじめとする独自の産業が生まれ継承されているほか、栗や小菊など多彩な農産物の産地であり、本市の知名度や魅力向上に大きな役割を果たしています。笠間焼については、海外販路の開拓などを中心としたJAPANブランドの推進や、焼物を軸にしたストーリーが令和2(2020)年度に日本遺産へ認定されるなど、産業と文化の両面において大きな期待がされているところで。また、栗については、栽培面積が日本一の栗の産地としての各種の取組みを進めてきました。
- ◆地場産品については、各事業組合の経営体制の強化を図るため、更なる普及促進やPRに努める必要があり、販路拡大と売り方を変えていく必要があります。各種イベントは、イベント開催だけでなく、イベントで集客した人を次につなげていく手法や仕組みが必要です。
- ◆各種イベントの開催は、新型コロナウイルス感染症の影響で社会情勢に見合った開催手法が求められるとともに、誘客促進を見据えた戦略を検討しつつ、スムーズな開催・実施を継続する必要があります。
- ◆今後は、魅力ある地場産品の更なる向上と魅力を継続していける取組みが必要となっています。また、販路をはじめとした市場の獲得に向けた戦略的な取組みや、魅力を更に高めるための分野間連携や公民連携の強化が必要となっており、新たな手法による笠間のブランド力の強化による活性化が求められています。



資料：商工課

担当部署	関連部署
産業経済部	教育部

施策の内容

① 所得向上につながる地場産品の利用促進

「笠間焼」「稲田みかげ石」「栗」「小菊」などの地場産品について、住まいや暮らしにおける活用モデルを示すなどのPRを実施するとともに、各団体との更なる連携を図り、販路拡大やPRなど受注の可能性を広げる支援を行い、事業者の所得向上につなげます。

また、笠間の陶炎祭等をはじめとした地場産品のイベントについては、様々な広報媒体を活用してより集客性の高い開催を行うほか、新たに整備された道の駅がさまとも連動し、市の地場産品を知ってもらう機会を更に創出します。

主な取組み

- 生活における利用のモデル化と利用促進
- 公民での地場産品の利用促進
- 分野間連携における更なるPRの実施

② 戦略的なプロモーションによるブランド力の強化

地場産業における各団体との体制強化を図りながら、関係機関への営業活動や、販路を海外に広げていく取組みなどを継続的に実施支援します。また、公民連携によるより付加価値の高い独自性のある商品開発を行うとともに、日本遺産やJAPANブランドなどの戦略的なPRによりブランド力の向上を図り、販路の拡大支援と所得の向上につなげます。

主な取組み

- 日本遺産やJAPANブランドをはじめとした戦略的なプロモーションの構築と実施
- 販路拡大に係る支援の強化
- 地場産品を活用した商品開発への支援と促進

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公共事業における地場産品の利用件数	件/年	7	15
地場産品イベントの来場者数 (陶炎祭、笠間浪漫、新栗まつり、菊まつり)	人/年	1,603,800	1,680,000
伝統工芸士数	人	23	26

※地場産品イベントの来場者数については、台風やコロナ禍により中止等があったため、各イベントが通常開催された平成30年度を現状値とする。



稲田みかげ石



笠間の栗



笠間焼



小菊

方針2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

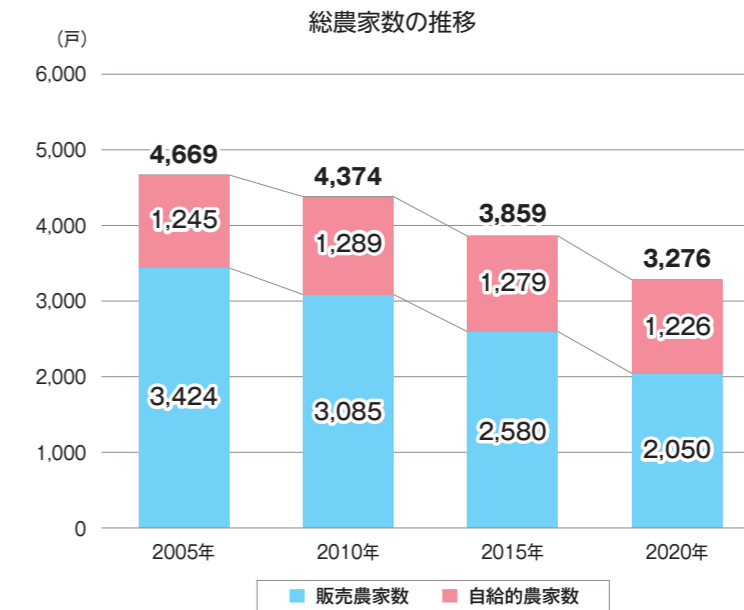
施策3 農林業 (4-2-3)

《施策の目指す姿》 豊かな「農」の恵みのまち

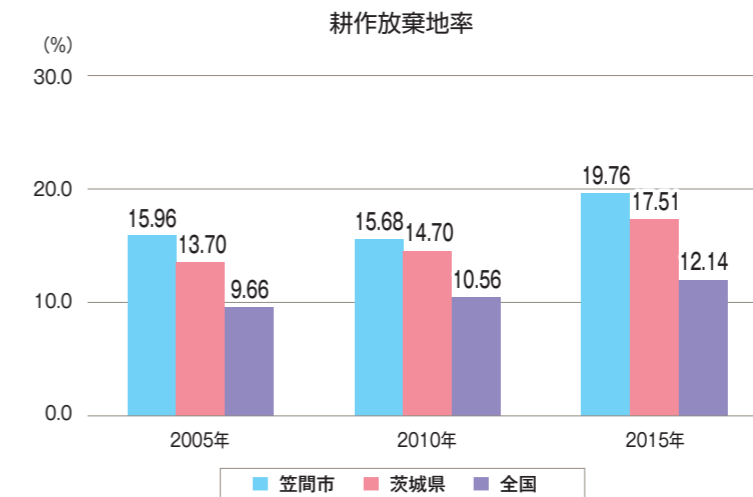
現状と課題

- ◆丘陵に囲まれた本市は、その山々からの空気と水に育まれた見事な田園風景や里山の景観が広がり、笠間市の魅力となっています。また、この豊かな田園環境を活かした稲作を中心として畜産や野菜、栗等の果樹や小菊をはじめとする花きなど、多彩な農業が営まれており、農産物を使った加工品等の開発や企業との連携により、市内で生産された農産物を、「かさまの粹」として認証し、安全・安心な農産品のブランド化や、消費拡大に取り組んできました。
- ◆農業基盤及び農村環境の整備などを推進し、農地中間管理事業を活用し地域農業の担い手への集積を図ってきました。あわせて、環境保全型農業を推進し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある化学肥料の削減を支援しています。一方で、農家の後継者不足や耕作放棄地の増加が進む状況であり、担い手の確保・育成と耕作放棄地を発生させないことが課題となっており、農家のニーズに合った支援が求められます。
- ◆農業については、認定農業者が一定数確保されている一方で、高齢化による農家数の減少や後継者不足による耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。これらの状況を踏まえ、農業者に対する効果的な支援の展開や、新規就農者の確保に向けた更なる取組みが重要となっています。
- ◆あいあい農園、生き生き菜園はなさか、笠間クラインガルテンなどの市民農園について、持続可能な運営体制の構築とともに、利用促進を図ることが課題です。
- ◆林業については、長期的な木材価格の低迷に加え、林業従事者の高齢化と後継者不足などから維持管理がなされていない森林が増加傾向にあります。これらの状況を踏まえ、森林環境譲与税の活用による森林の適切な維持管理と林業経営体の育成を推進するとともに、ゼロカーボンシティの宣言と連動したカーボンニュートラルの実現に向け、二酸化炭素の吸収源である森林の計画的な適正管理を検討する必要があります。
- ◆今後は、他産業や非農家出身者からの人材など、多様な従事者や担い手を確保していくことが求められており、担い手の確保に伴い、稼げる農業のモデル化を図ることで、強い農業を確立していく必要があります。また、市の魅力となっている田園風景・里山の景観を環境分野とも連動して保全していくとともに、豊かな「農」の恵みの活用が必要となっています。

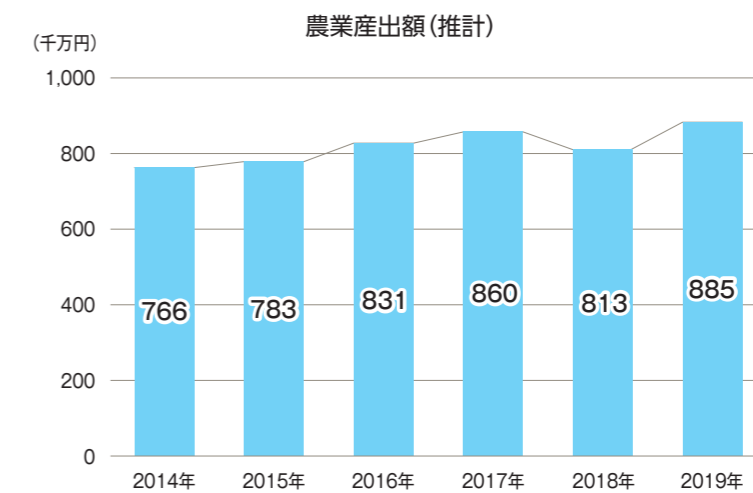
担当部署	関連部署
産業経済部	市民生活部 農業委員会



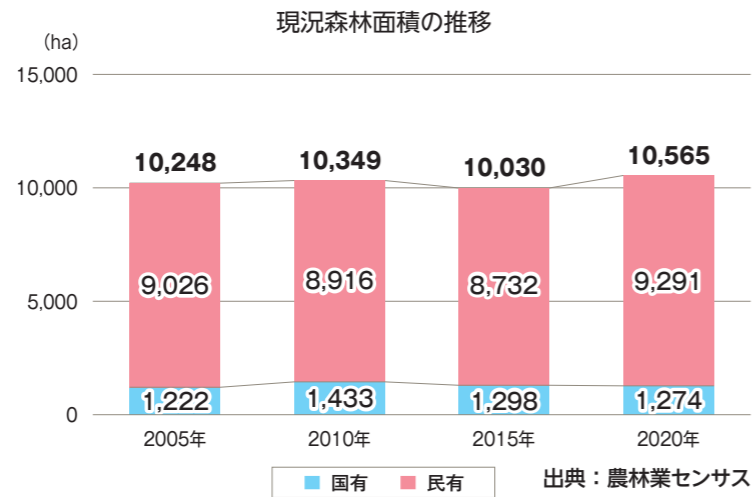
出典：農林業センサス



出典：農林業センサス



出典：農林水産省HP



施策の内容

① 農業基盤の構築と農業振興の推進

農地中間管理事業による農地の集積や集約化を図り、農業生産基盤環境を守りつつ、自然と調和した持続可能な生産供給体制を目指します。

「栗」「小菊」などの農産物生産体制について、担い手の確保はもとより法人として経営に転換していくことで、強い農業を支える体制の整備を図ります。また、農業における先進的農業技術の導入等を積極的に検討するとともに、導入を検討している農業者に対する支援を行います。

地場産品施策とも連動したブランド力の向上を図ることで稼げる農業者を育成し、産業全体における体制の強化を図ります。

主な取組み

- 先進的農業技術の導入や稼げる農業者の育成に向けた支援
- 農業者の担い手確保と承継支援
- 中心経営体*への農地の集積や集約化
- 土地改良事業の推進
- 鳥獣による農業被害防止活動の支援
- 家畜伝染病防疫活動への支援



森林整備の状況

② 魅力ある山間地域と農地の保全と活用

本市の魅力となっている豊かな田園風景や里山の景観を、将来にわたって保全していくため、農地や森林などの多面的な機能の維持に努めます。また、これらの景観を活用した笠間クラインガルテンをはじめとした施設について、更なる利用の促進と公民連携による新たなサービス等の検討も行います。

笠間クラインガルテンについては、移住・二地域居住者の活動拠点にもなることから、移住・交流施策とも連動した取組みを行います。

主な取組み

- 脱炭素社会の実現と連動した森林の保全と適正管理
- 農地や森林に係る多面的機能の維持と林業の担い手確保
- 農道・林道の維持
- 笠間クラインガルテンの公民連携の導入

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
認定農業者数	経営体	169	169
新規就農者数(累計)	人	14	80
農地等の保管理活動に取り組む団体数(累計)	団体	44	49



田植え体験

用語解説

*中心経営体：実質化された人、農地プランに中心となる経営体として位置づけられている者、市が認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者のこと。

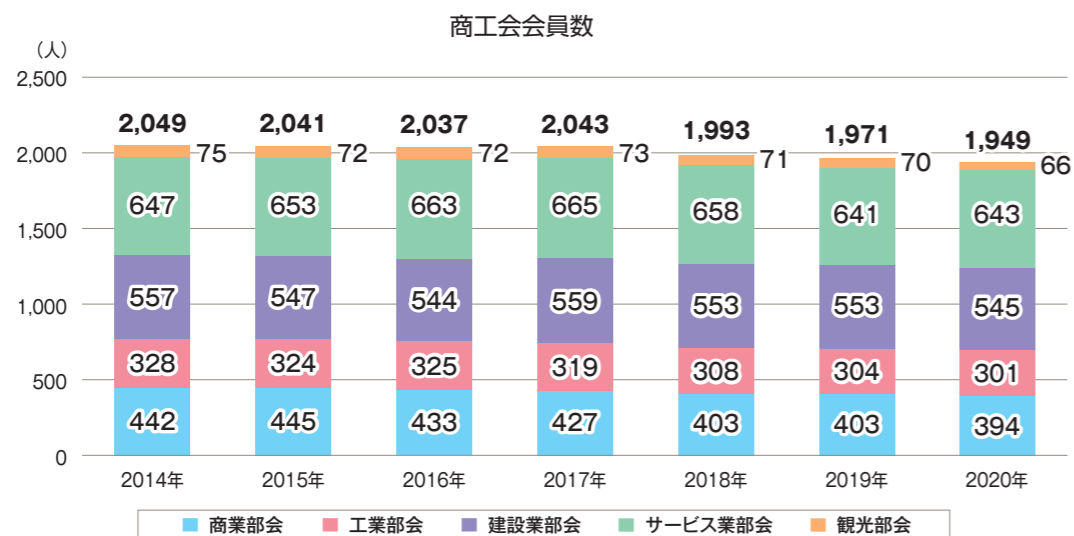
方針2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

施策4 **商業** (4-2-4)

《施策の目指す姿》 身近に買い物や交流ができるまち

現状と課題

- ◆本市の商業は、小売業・卸売業が主流ですが、幹線道路沿いへの大型店・チェーン店の出店、インターネット等通信販売の利用増加などにより、市内商業者、特に個店を取り巻く経営状況は厳しく、さらに経営者の高齢化もみられます。各個店が立ち並ぶ様子は市の魅力でもありますが、本市の魅力として街並みを今後どのように活用・支援していくかが課題であるとともに、空店舗などの利活用についても重要となっています。また、コロナ禍による感染症対策融資が創設されたことにより、中小企業事業資金融資件数が大幅に増加しており、これらの償還などにより今後も経営について不透明な状況が続くと見込まれています。
- ◆笠間市商工会では、コロナ禍において事業者向けの助成制度の紹介やフォローアップなど、地域の事業者へのサポートを行っています。商工会の会員数は近年約2,000人程度ですが、商工会の存在感を活かし、市内の事業サポート体制の更なる強化やPRを行い、会員の加入促進と安定的な商業基盤の支援につなげる必要があります。
- ◆今後は、あらゆる社会状況の変化に対応できる事業継続手法の構築や、空店舗等の利活用の推進、ネット販売、テイクアウトなどの新たな生活様式に対応した販売促進の支援が必要となっています。また、商業基盤を支えてきた事業の承継や新たな創業の支援、買い物支援などの取組みも継続して行っていく必要があります。



資料：商工課

担当部署	関連部署
産業経済部	—

施策の内容

① 商店街の活性化と支援体制の強化

笠間市商工会との連携を強めるとともに、事業者向け助成制度の紹介、申請支援などのサポートを啓発し、創業や事業継続につなげます。また、空家・空地対策の施策と連動した空き店舗の利活用推進を行い、商店街の賑わい創出につなげます。

担い手不足などの理由により廃業されてしまう企業への対応のため、事業承継への支援を強め、技術や産業の持続を図ります。

主な取組み

- 笠間市商工会との連携強化
- 空き店舗での無人販売などの利活用推進
- 事業承継の支援

② 地域特性を活用した商業振興

地場産品をはじめとした様々な魅力ある資源を生かし、商品開発や販路拡大の取組みを分野間連携で推進します。また、笠間市商工会との連携により、ネット販売やテイクアウトなどの時代の変化に対応した販売方法の導入支援や、キャッシュレス*などの新たな技術の導入支援も図ることにより、人と物の交流を促進し、商業振興を図ります。

主な取組み

- 地場産品を活用した商品開発の支援
- 分野間連携での商品開発や販路拡大の推進
- 新たな技術導入に係る支援の実施

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
笠間市商工会商業部会員数	人/年	403	400
中小企業事業資金融資件数	件/年	129	150

*中小企業事業資金融資件数については、令和2年度はコロナ禍の影響により大きく増加したため、令和元年度を現状値とする。



*キャッシュレス：現金のやりとりなしで決済がなされること。

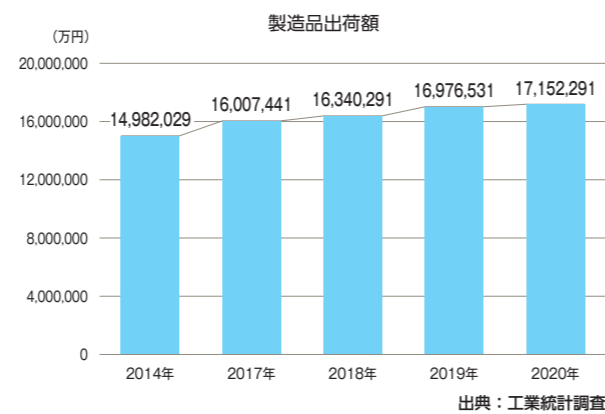
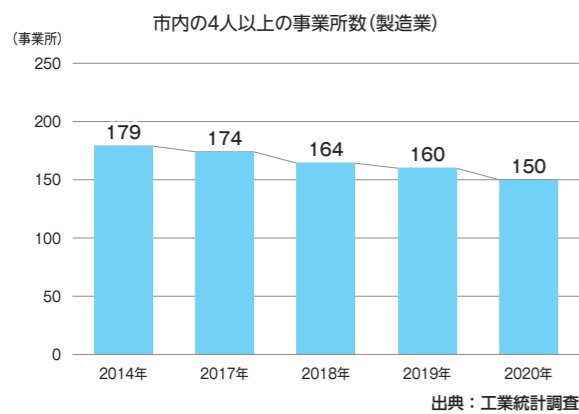
方針2 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります

施策5 **工業** (4-2-5)

《施策の目指す姿》 **ものづくりを育むまち**

現状と課題

- ◆本市の充実した広域交通網による利便性を生かし、既存工業団地への優良企業誘致を進め、地元雇用の拡大や従業員の定住化に向けて、工業の振興を推進してきました。また、企業の経営安定化を支援するため資金融資制度の利用促進や保証料の補助を行うとともに、地域に根ざした企業を支援するためのセミナーの開催、雇用確保に繋がる企業説明会を実施しています。
- ◆工業について、コロナ禍における影響は限定的ですが、各種支援制度の周知を図る必要があります。また、中小企業等経営強化法の税制優遇などの広報活動を強化し、中小企業の潜在的な設備投資意欲を喚起するなどの取組みの強化が必要となっています。
- ◆市民の雇用促進を図るため、がんばる企業応援連絡会を組織するとともに、市との連携体制を構築し企業の活発な活動を支援しています。
- ◆今後は、活気あふれるものづくりを支援していくため、あらゆる社会状況にも対応できる事業継続手法の構築や、雇用施策と連動した人材確保策の展開、戦略的な取組みも求められています。また、商業施策とも合わせた事業承継の仕組みの構築や、企業と企業を結び付けるビジネスマッチング*の創出、起業・創業施策と連動したものづくり環境の強化も必要となっています。



担当部署	関連部署
産業経済部	市長公室

施策の内容

① 中小企業の経営基盤の強化と活性化

中小企業の運転資金や設備投資資金の補助制度について周知を図り、各企業に対し積極的な制度利用を促します。がんばる企業連絡会会員である製造業者等に対し、新技術の導入・製品開発、販路開拓・競争力強化等の情報提供を実施し、収益機会の確保につなげることで活発な企業活動に寄与します。

主な取組み

- 関係機関との連携による経営相談と経営指導の強化
- 関係機関との連携による支援の展開
- ビジネスマッチングの更なる創出

② ものづくり環境の強化と事業承継体制の構築

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」及び新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援等の補助制度、中小企業等経営強化法による税制優遇について、広報活動を強化し、周知徹底を図ることで中小企業の潜在的な設備投資意欲を喚起します。

主な取組み

- 市内事業所への情報提供の強化と魅力発信の充実
- 起業・創業と連動したものづくり環境の強化
- 事業承継への支援

市内事業所のもつ技術力や製品、人材等を把握し、地元企業への親近感を高めるとともに、事業継承支援も推進します。

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
製造品出荷額	百万円	171,522	197,869
従業員4人以上の事業所	事業所	150	177



*ビジネスマッチング：企業と企業を結び付けるサービス、ビジネスパートナーを見つける場のこと。

後期施策 アクションプラン

第5章 教育・文化

- 5-1-1 就学前教育
- 5-1-2 学校教育
- 5-2-1 生涯学習
- 5-2-2 芸術・文化
- 5-2-3 スポーツ



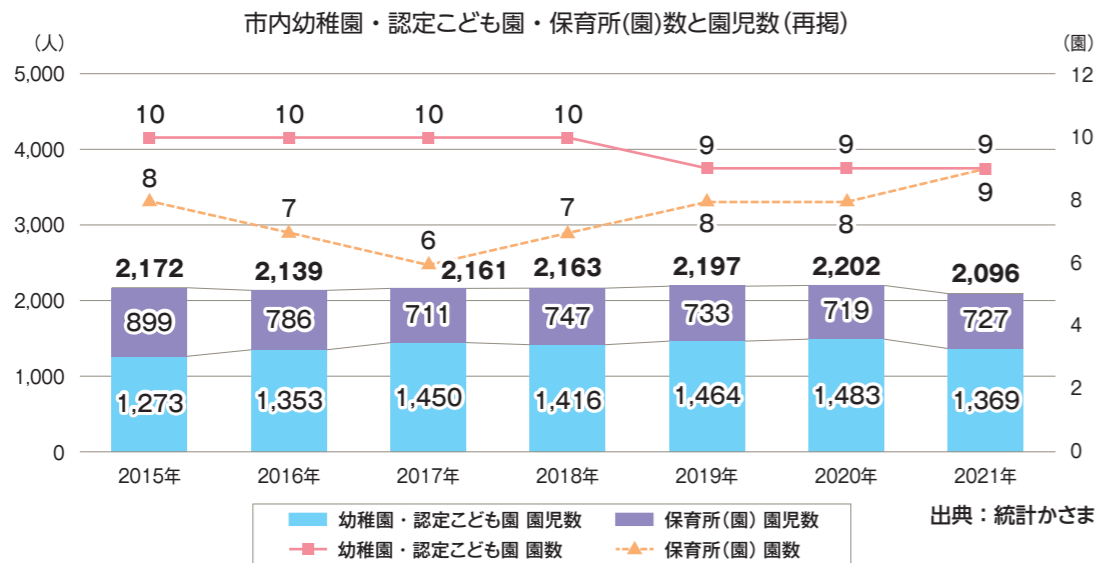
方針1 未来を拓く子どもを育みます

施策1 **就学前教育** (5-1-1)

《施策の目指す姿》 **子どもたちが個々に応じた成長ができるまち**

現状と課題

- ◆ 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、これまでも幼児一人ひとりの発達・成長に合わせたきめ細かい教育・保育に努めてきました。また、子どもの成長と子育て・学びに、幼児教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携して関わり、地域活動や教育活動が展開されていることは、子どもと子育て世代にやさしい笠間市の魅力にもつながるものです。さらには、国では子どもに関する課題の総合的な対応を図るため、「こども家庭庁*」創設の動きがあるように、次世代を担う子どもの育ちを一元的に支援することは地域の重要課題となっています。
- ◆ 幼児期の教育・保育の充実を図るため、保育教諭等の質の向上が求められています。また、保育教諭等の人材不足などが課題であり、新たな担い手の育成なども求められています。
- ◆ 全ての子どもの健やかな成長を支援するため、幼児教育・保育施設から小学校への円滑な接続を図るため、研修会等を開催し、様々な機関と連携して、支援が必要な幼児やその支援者に対し個々に応じた支援に努めています。
- ◆ 子どもたちを取り巻く環境が変化していることから、子ども一人ひとりの成長に合わせ、引き続き学校教育施策との連動による学びの連続性を確保するとともに、家庭や地域と連携した教育環境を強化します。また、発達障がい等で支援が必要な子どもとその家族に対しては、子どもの発達段階の早い時期からこども育成支援センターを軸として、母子保健・福祉・教育分野と関係機関が連携して支援する仕組みの更なる充実が必要です。



施策の内容

① 個々の成長を包括的に支援する就学前教育の強化

就学前から小学校教育への円滑な接続を図るため、認定こども園、保育所(園)、幼稚園と連携を強化するとともに、時代の変化に対応した就学前教育を推進していきます。

幼児期に豊かな心を育むため、地域の方との交流や、体験活動により人間形成への基礎づくりも継続して行っていきます。

主な取組み

- 幼児教育接続等推進の研修会の実施
- アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの作成と活用
- 地域等との交流会の実施

② 支援が必要な児童への支援体制の強化

切れ目ない支援に向けて、子育て世代を対象に積極的に情報を発信し、こども育成支援センターを中心に専門性の向上を含めた支援の強化を図ります。

また、支援が必要な幼児が増加傾向にあることから、特別支援体制に係る情報共有が重要となっています。今後はさらに関係機関との共通理解を図り、必要な支援が子どもと子育て世帯に届くよう、支援の輪のネットワーク・連携強化を図るとともに、環境の整備も併せて実施します。

主な取組み

- 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用
- 関係機関の連携強化と支援の充実
- 支援が必要な子どもに対する環境等の整備
- 親子フォローアップ事業の充実

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小学校教員と保育者を対象とした 幼児教育接続等推進のための研修会参加人数	人/年	30	60
アプローチカリキュラム、 スタートカリキュラムの作成率	%	86.0	100.0
「個別の教育支援計画」及び 「個別の指導計画」の作成率	%	86.3	100.0
フォローアップ支援件数 (親子フォローアップ教室参加者数)	人/年	93	120

※「幼児教育接続等推進のための研修会参加人数」については、コロナ禍により令和2年度開催の中止や縮小があったため、令和元年度の値を現状値とする。

※「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率については、特別支援学校への就学や特別支援学級への入級する者だけでなく、保護者からの作成の要望がある場合や幼児教育保育施設が作成の必要であると判断する場合も含むものとする。

用語解説

*こども家庭庁：国が令和5(2023)年度中の創設を目指している、子どもに関わる政策を一元的に行う新たな組織のこと。

方針1 未来を拓く子どもを育みます

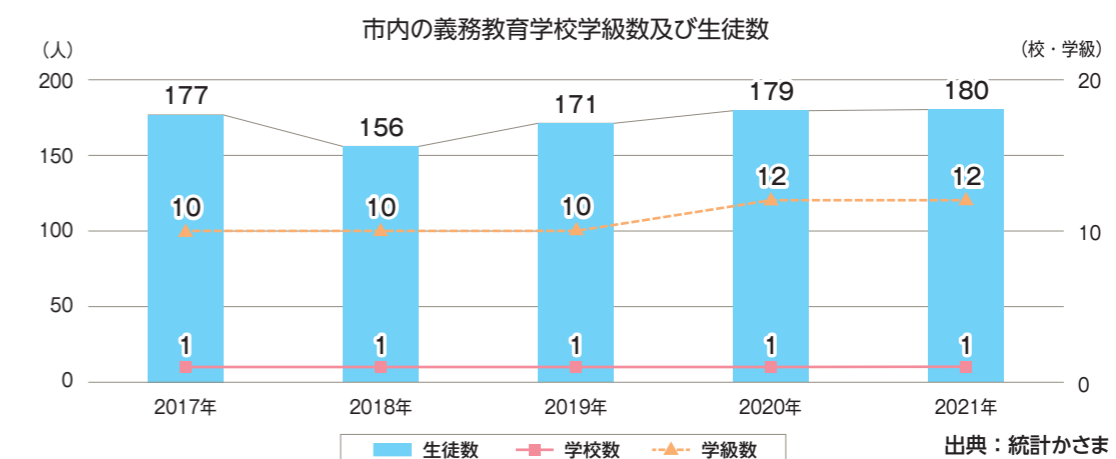
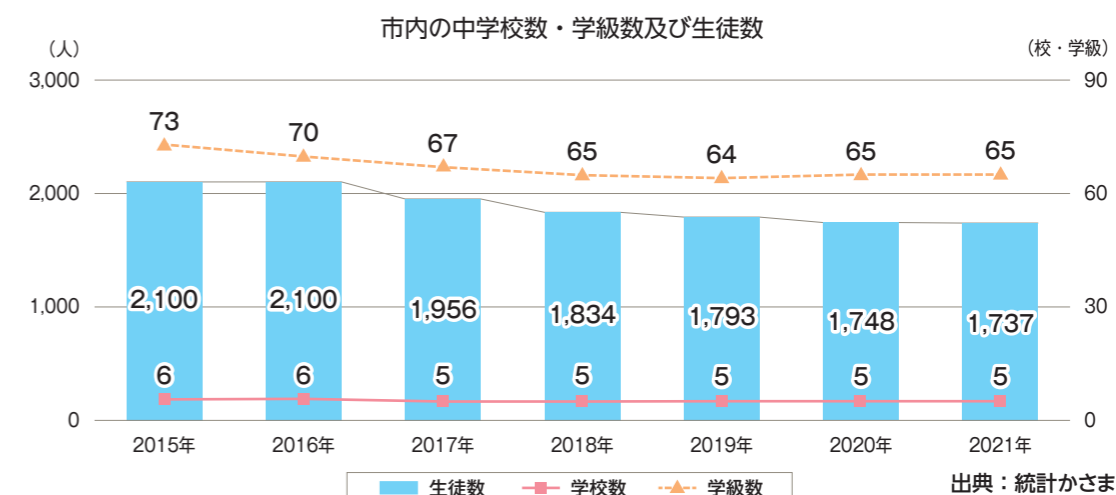
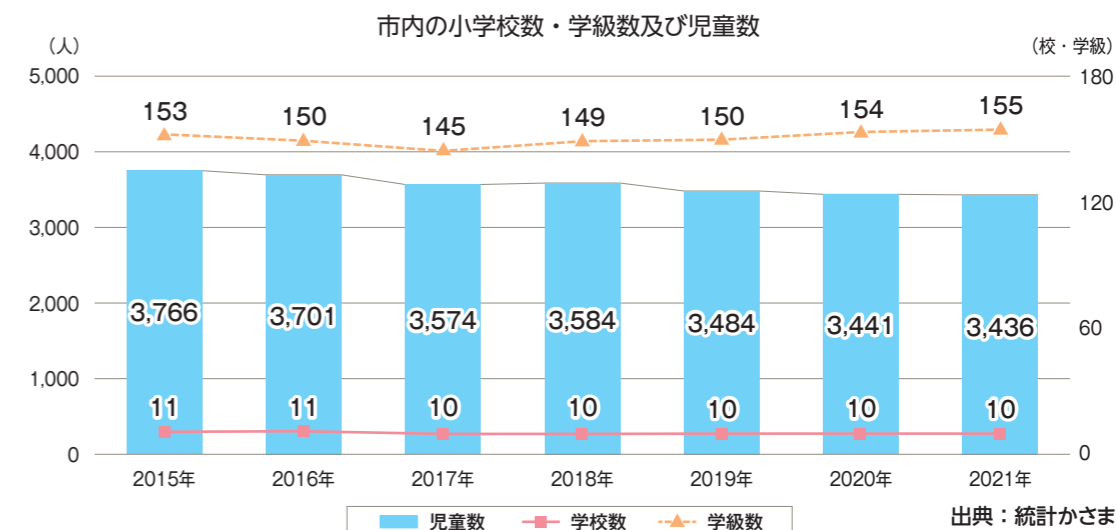
施策2 学校教育 (5-1-2)

《施策の目指す姿》 子どもたちが社会で生きる力を育むまち

現状と課題

- ◆人口減少・少子高齢化がさらに進む見込みの中で、子どもたちが変化の激しい社会で生き、社会を担う力を身につけられるよう、本市の教育では、知性を高めもちまえを伸ばすことで将来社会の一員としてたくましく生きていくこと、地域を愛し支えることで地域に根付き、地域を担う大人へと成長すること、豊かな感性を持ち心身ともに健康に過ごせることを目指しています。また、教育施策は人づくり、まちづくり、地域づくりなどにつながる、地域創生の根幹となる施策の一つとしても重要です。
- ◆GIGAスクール構想*により1人1台のタブレット端末が整備されたことを受け、ICTを活用した子どもたちの学習環境の更なる向上と、教職員の指導力向上に取り組む必要があります。また、平成28(2016)年に閣議決定されたSociety5.0の実現に向けた人材を育成するため、ICTを活用した学びの改革が求められています。学校の老朽改修については、令和2(2020)年度に策定した長寿命化計画に基づき、安全・安心で快適な教育環境の確保に向けた対策を計画的に実施しています。
- ◆学校教育では、市内全小・中・義務教育学校において、コミュニティスクール*を導入し、地域とともにある学校づくりを推進しています。また、不登校児童生徒が全国的に増加し、これまで実施しているスクールソーシャルワーカー*による個別対応の継続や、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。学校運営においては、地域との連携や支援による地域全体で子どもたちを育成していく取組みにより、教育環境の向上や教職員の働き方改革が進んでおり、部活動での外部指導者や部活動指導員の活用など、教育環境の向上と教職員の働き方改革を含めた更なる取組みの強化が必要です。
- ◆特別な支援を必要とする児童は年々増加しており、専門性のある支援が学校内で求められています。特別支援教育専門員の配置や、こども育成支援センターの巡回相談での助言により環境調整等の合理的な配慮に取り組んでいます。
- ◆今後は、全ての子どもに最適な教育環境を目指して、GIGAスクール構想の推進により、個に応じた学びの効果的な推進を図るとともに、特色ある教育体制の形成のため、義務教育課程以降の学びと連動させる取組みが必要となっています。また、全ての子どもたちが社会で生きていくための力を育むことができる環境を目指します。

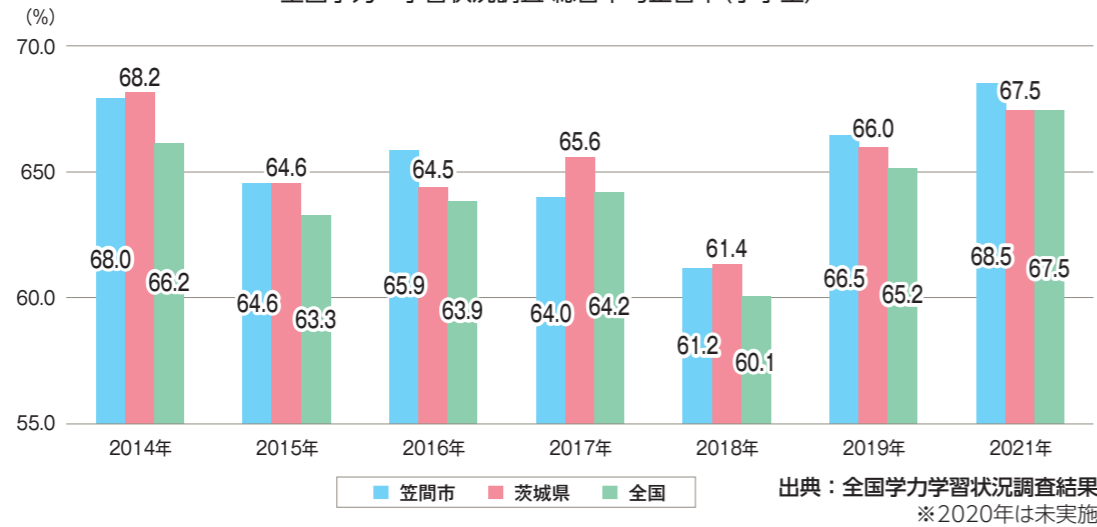
担当部署	関連部署
教育部	保健福祉部



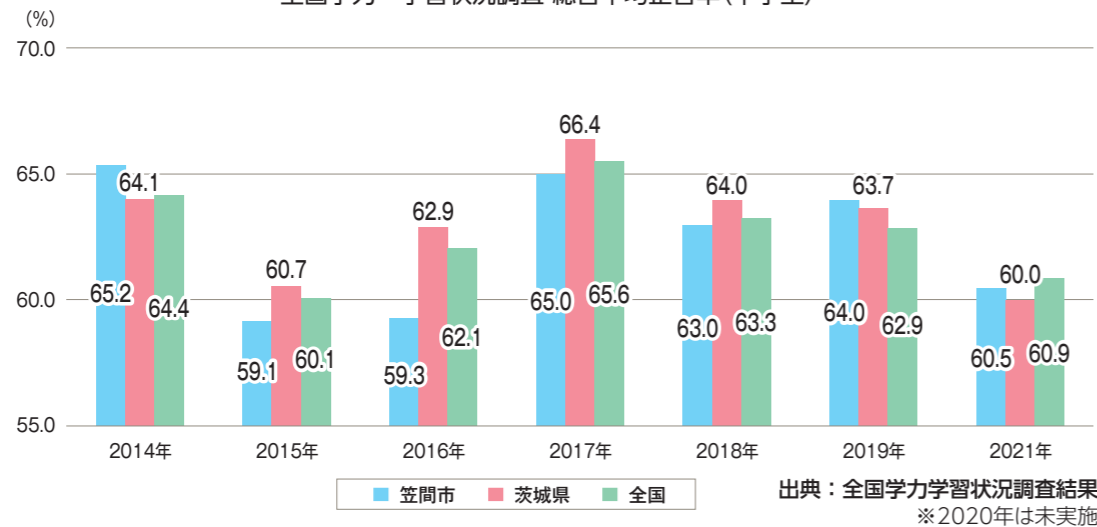
用語解説

※GIGAスクール構想：Global and Innovation Gateway for Allの略。小中学校等の児童生徒に1人1台の学習者用端末と高速ネットワーク環境などを整備する計画のこと。
 ※コミュニティスクール：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる学校運営協議会制度のこと。
 ※スクールソーシャルワーカー：生徒や児童の立場から、問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする、問題解決ができる環境づくりを推進する人のこと。

全国学力・学習状況調査 総合平均正答率(小学生)



全国学力・学習状況調査 総合平均正答率(中学生)



施策の内容

① 笠間版ハイブリッド型教育による多様な学びの推進

ICT教育環境が整備されたことで、これまで「対面授業」を主流としていた学習活動に加え、学校の臨時休業等の緊急時だけでなく、あらゆる児童生徒の学習が可能となる「遠隔によるオンライン授業」や、学習効果をさらに高める「反転授業」を取り入れた「笠間版ハイブリッド型教育」により、デジタル化時代に即した、次世代を担う子どもたちの「学習機会の提供」と「学びの質の向上」を図り、より効果的・効率的な教育を実現します。あわせて、運動や集団生活などの児童生徒の成長に重要な学びも、効果向上の取組を行うとともに、各学校の特色を生かしたコミュニティスクールなどを推進することで、心身ともに健康な児童生徒の育成を行います。

学びについては、小学校や中学校での完結ではなく、高等学校、大学への連続性が重要となっており、市内の小中学校と高等学校、近隣の大学等とも連携した学びの連続性を推進します。また、学びの場の環境については、校舎や給食センターを含めた施設の長寿命化等が課題となっており、優先順位を踏まえた計画的な整備を図っていきます。

主な取組み

- デジタル時代に対応した子どもたちの育成
- 小中高大の連続した学びの推進
- 学校環境の改善と維持

② 特別支援教育の推進

インクルーシブ教育*を目指し、特別支援教育の充実を図ります。全ての教職員が児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するため、必要に応じて包括的アセスメントを実施し、個々に応じた指導・支援を助言します。また、困難事例に関しては、専門家によるスーパーバイズを実施していきます。また、医療的ケアの必要な子どもについては、関係機関が連携して学びの場の確保に努めます。

特別な支援が必要な児童生徒に対し、個別の指導計画を活用し、放課後等デイサービス等と連携し、一貫した支援を行っていきます。また、不登校児童生徒の対応として、教育支援室の充実や学校、家庭、スクールソーシャルワーカー、こども育成支援センターとの連携により個別に支援をします。

主な取組み

- 個々の特性や障がいの状態に合わせた子どもたちへの支援強化
- 教育ニーズに対応した指導・支援の充実強化
- いじめや不登校児童生徒への対応の充実強化

用語解説

*インクルーシブ教育：身体障がいや知的障がい等、障害の有無に関係なく誰でも地域の学校で共に学べる教育のこと。

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率 (小学校における全国との比較)	ポイント	+1.3	+2.0
全国学力・学習状況調査 総合平均正答率 (中学校における全国との比較)	ポイント	+1.1	+1.5
全国体力・運動能力調査 (小学校における全国平均との比較A+Bの割合)	%	+53.1	+60.0
全国体力・運動能力調査 (中学校における全国平均との比較A+Bの割合)	%	+55.0	+60.0
小中学校と高等学校、 大学との交流事業を実施した学校の割合	%	—	37.5

※全国学力・学習状況調査、全国体力・運動能力調査については、コロナ禍により令和2年度は未実施のため、令和元年度を現状値とする。



入学式



遠隔教育

方針2 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

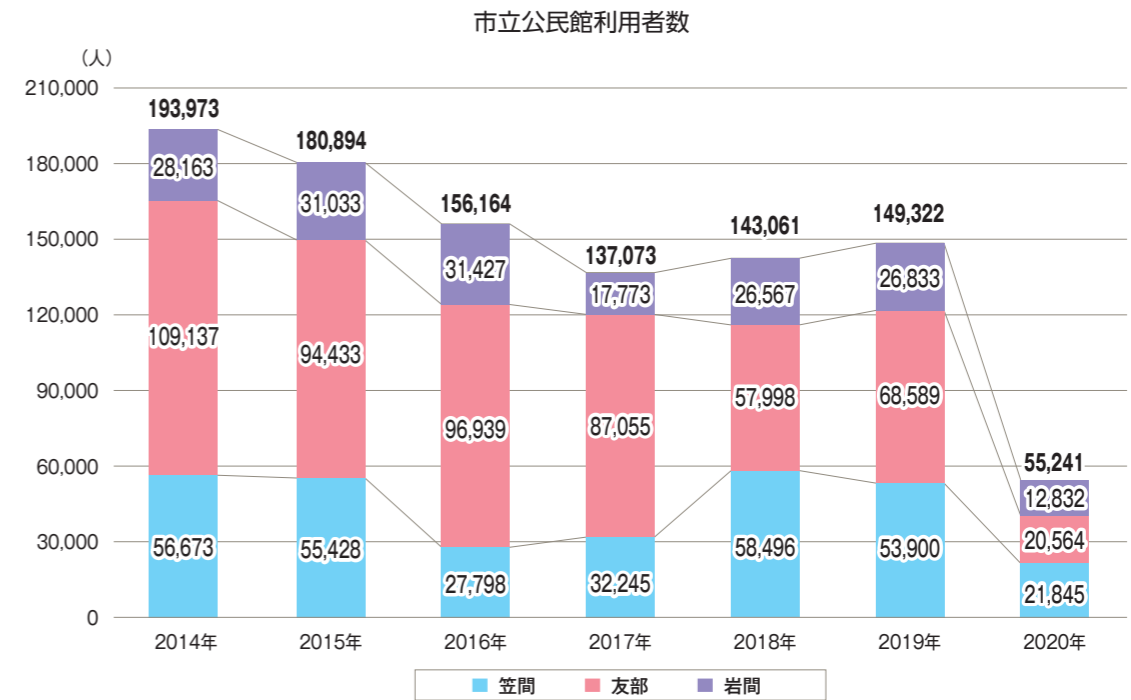
施策1 **生涯学習** (5-2-1)

《施策の目指す姿》 生涯にわたり学び続けられるまち

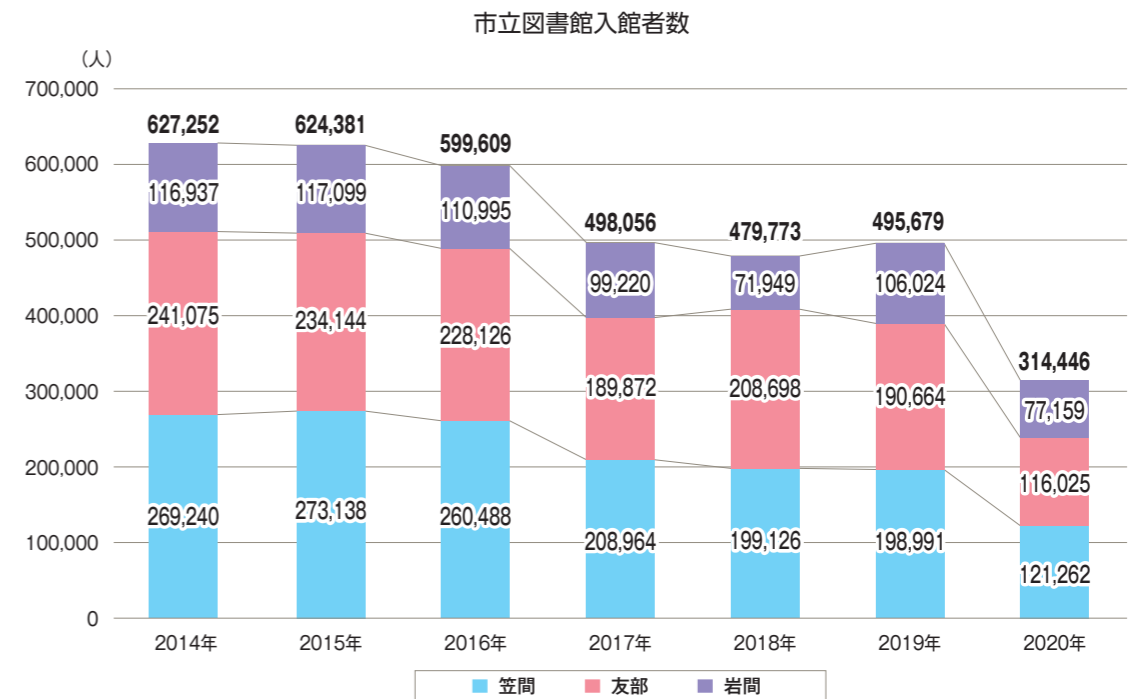
現状と課題

- ◆「人生100年時代」、「超スマート社会(Society5.0)」に向けて社会が大きな転換期を迎える中において、生涯学習の重要性は一層高まっています。学びたいときに学ぶ、何歳になっても学び直しができる、生涯にわたって教育と就労のサイクルを繰り返すリカレント教育*などに挑戦・実践できる生涯学習社会の実現が重要となっています。本市では、社会教育施設である公民館や、市民交流、健康増進や地域活性化の拠点である地域交流センター、図書館、そのほかスポーツ施設、美術館、資料館、農業体験施設などにおいて多彩な市民の学びの場を確保しています。
- ◆公民館や地域交流センターは、入館者数の増加につながる取組みや多様な学習ニーズに対応した講座等について、継続的な検討が必要です。また、地区公民館は令和3(2021)年10月から地域交流センターとなったことにより、これまでにない活動の展開や運営手法などを検討する必要があります。
- ◆図書館については、新たなサービスとして電子図書館の開設などを行い、貸出点数も9年連続全国1位(人口8万人未満の自治体)を達成するなど、素晴らしい結果を残しています。今後、更なる図書館利用を促進するための図書館施設の改修や、来館者の満足度向上などに努めるとともに、子どもの読書量の増加を図るため、学校やボランティア団体などと連携した読書活動の推進が必要です。
- ◆社会教育については、こども園や保育所、小中学校・義務教育学校において、子どもたちの健やかな成長と豊かな人間性形成のため親が相互に学びあう場である、家庭教育学級を34学級開設して家庭教育を推進しており、今後も同世代の子どもを持つ保護者が自ら企画・実施する家庭教育学級に対する支援を充実することが必要です。青少年の健全育成は、SNSの普及など子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した意識啓発が必要となっています。
- ◆子ども会などについては、少子化を背景にして会そのものの維持が困難になっている状況もあります。そのため子どもたちへは、子ども会だけでなくスポーツ少年団などの、社会活動を行っている団体への参加を促進し、学校以外での学習機会を創出するとともに、それらの活動を行う団体の今後の運営手法や魅力発信について検討を行う必要があります。
- ◆今後は、家庭教育学級などの家庭や地域における教育力の向上や、多世代で多様化する学びについて、コロナ禍も踏まえた社会教育施設のIT化推進を図りつつ、リカレント教育など自主的・主体的に生涯を通じて学べる環境の構築に向け、公民連携などの新たな取組みを検討する必要があります。

担当部署	関連部署
教育部	市民生活部

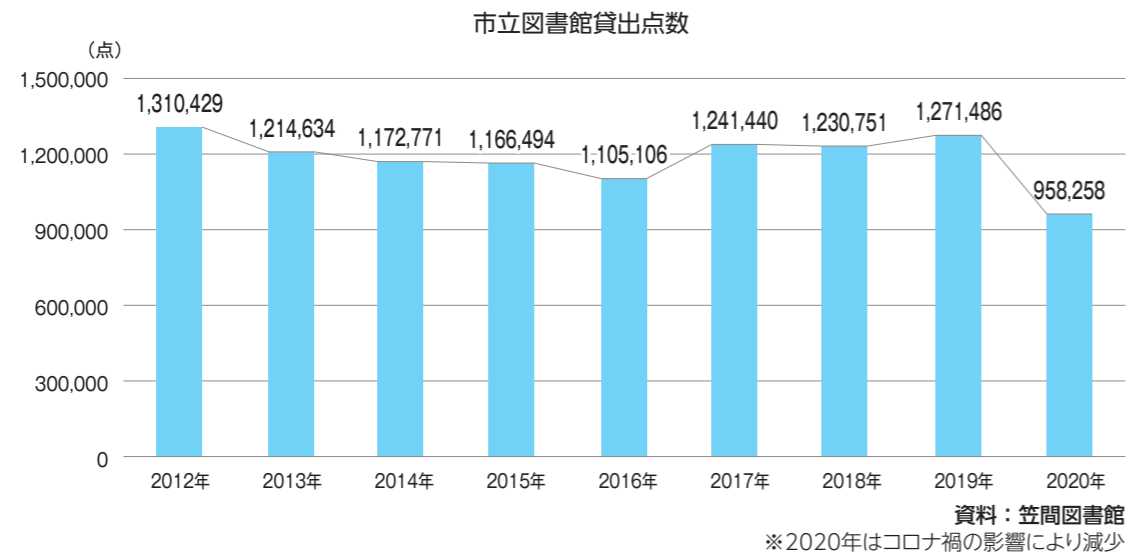


資料：笠間公民館
※2020年はコロナ禍の影響により減少



資料：笠間図書館
※2020年はコロナ禍の影響により減少

用語解説 ※リカレント教育：生涯にわたり教育と就労のサイクルを繰り返す教育制度のことで、社会人になっても必要に応じて学び直すため、学び直し教育、社会人の学び直しとも呼ばれている。



取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
社会教育施設の利用者数 (公民館、地域交流センター、図書館)	人/年	825,671	1,000,000
家庭教育学級参加率(就学前)	%	—	95.0
家庭教育学級参加率 (小・中・義務教育学校)	%	71.0	90.0
子どもたちが参加できる社会活動団体参加数 (子ども会・スポーツ少年団)	人/年	3,052	2,800以上

※社会教育施設の利用者数、家庭教育学級の参加率については、コロナ禍により令和2年度は一部休館や中止等があったため、令和元年度を現状値とする。
※家庭教育学級参加率(就学前)については、令和4年度より集計方法を参加人数から参加世帯数へ変更するため、新規とする。



公民館イングリッシュ講座



図書館

施策の内容

① 多世代が学ぶ場の充実

生涯を通じて学べる環境を構築するため、公民館や地域交流センターでは市民にとって魅力ある講座の内容を検討するとともに、多世代が参加し学びが共有できるような内容を充実させます。また、学びの場については時代とともに変化しており、変化に併せたオンライン講座や電子書籍の提供などの取組みを行っていますが、更なる利便性向上と利用促進を図るとともに、運営についても公民連携による取組みについて検討、実施を図ることで、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境の構築を行います。

主な取組み

- 生涯学習の場の充実強化
- 学習機会の更なる創出と推進体制の強化
- 時代の変化に合わせた利便性向上と利用促進
- 社会教育施設の多機能的な役割の構築

② 家庭教育の充実と子どもの健全育成

子どもたちを取り巻く環境は多様化しており、SNSなどの普及による青少年の犯罪被害や非行などの防止のため、関係機関と連携した対応の強化を図ります。また、子育て世帯に対する家庭教育学級や地域と一体となって社会教育を進めていくため、子どもたちの社会活動の一環となる子ども会やスポーツ少年団などへの活動支援についても継続的に取り組み、子どもたちの健全な育成を目指します。

主な取組み

- 関係機関が連携した青少年育成体制の充実
- 家庭教育学級の充実
- 子どもたちの社会参加の促進

方針2 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

施策2 芸術・文化 (5-2-2)

《施策の目指す姿》 歴史と文化のまち

現状と課題

- ◆本市には、笠間焼をはじめとする世界に発信できる伝統工芸や歴史と風土が育んだ祭りや郷土芸能、歴史ある神社・仏閣、窯業や石材業などの産業文化等、本市の魅力の核となる芸術・文化資源が数多く存在します。それらを気軽に親しむ機会の創出を図り、豊かな感性を育むとともに継承し、郷土を愛する意識の醸成を図ってきました。また、令和2(2020)年度には「かさましこ〜兄弟産地が紡ぐ“焼き物語”〜」が日本遺産に認定されるなど、新たな歴史・文化活用による文化振興の取組みを行ってきました。
- ◆市内には、150件の指定文化財が保有されています。文化財の公開により、市民が身近な地域の歴史や文化を学ぶ機会を確保し、文化財保護への意識醸成を図ることも必要です。
- ◆笠間城跡については、現在、国指定史跡に向け調査研究活動を進めており、継続した取組みが求められています。また、調査や研究内容を講座として行うことで、市民の郷土愛の醸成につなげていく取組みが必要となっています。
- ◆美術・工芸、映像などの芸術分野で、市内の空家や空きスペースの有効活用による住居や発表の場の確保、笠間市フィルムコミッション*等の活動など、本市の芸術・文化の素材を集約してまちづくりに付与していくことで様々な効果が期待されます。
- ◆今後は、創造性豊かな歴史と文化のまちを目指し、アートを通じたまちの魅力づくりの取組みや、芸術や歴史に触れる機会の更なる創出、文化財の適切な管理と活用による文化財の振興や保存の意識醸成が必要で。また、市の魅力である芸術分野の更なる強化のための活性化支援などの取組みも必要となっています。

<国県市指定文化財数>

		国	県	市	合計
有形文化財	建造物	3	2	10	15
	絵画	-	1	12	13
	彫刻	4	9	37	50
	工芸品	-	3	9	12
	書跡	-	3	1	4
	典籍	-	-	1	1
	古文書	-	-	2	2
	考古資料	-	-	5	5
	歴史資料	-	1	4	5

		国	県	市	合計
無形文化財		-	-	-	0
民俗文化財	有形民俗文化財	-	-	1	1
	無形民俗文化財	-	-	3	3
記念物	史跡	-	1	17	18
	天然記念物	1	2	18	21
合計		8	22	120	150

<国登録有形文化財数>

区分	国
建造物	1件

資料：生涯学習課
※令和3(2021)年4月1日現在

用語解説

※笠間市フィルムコミッション：映画、ドラマの映像制作会社に、市内のロケ地や宿泊施設、飲食店を紹介するなど市内での撮影をサポートする団体のこと。

担当部署	関連部署
教育部	-

施策の内容

① 文化芸術と歴史に触れる機会の充実

文化芸術都市である本市においては、そのストーリーが日本遺産として認定された笠間焼などの、多様な芸術文化があり、これらに触れる機会の充実を図ります。また、実際に幼少期から芸術に親しんでもらうための全国こども陶芸展などの継続的な実施や、市民展覧会などすぐ身近にある芸術を体験し、知ってもらうことにより、市全体における芸術文化の醸成を図ります。

主な取組み

- 日本遺産などを活用した歴史文化に触れる機会の更なる創出
- 全国こども陶芸展などの継続的な実施
- 市民展覧会、公民館まつりなどの継続的な実施

② 文化財保護と活用による地域活性化の推進

笠間城跡の国指定史跡へ向けての継続的な調査研究を行うとともに、調査研究の成果を市民に広く知っていただけるような講座等の充実を図ります。また、文化財保護の重要性、文化財の価値や魅力の理解促進による郷土愛醸成や、文化財を観光資源としての活用にもつなげられるよう、将来にわたり適切に保存継承していく方向性を示す文化財保護・利活用計画を策定し、地域資源としての活用について検討します。

主な取組み

- 笠間城跡調査研究の推進
- 埋蔵文化財の保護と地域活性化につながる利活用の推進
- 市史研究や資料館などの運営と人材確保

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
芸術展への応募点数 (全国こども陶芸展、全国絵画コンクール)	点/年	2,278	2,700
歴史、産物等地域資源に係る講座等の参加者数	人/年	536	600
文化財公開来場者数	人/年	1,099	1,500

※全国こども陶芸展作品応募数については、コロナ禍により令和2年度は中止となったため、令和元年度を現状値とする。
※文化財公開来場者数については、開催方法の変更のため令和3年度を現状値とする。

方針2 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます

施策3 **スポーツ** (5-2-3)

《施策の目指す姿》 豊かなスポーツライフを送れるまち

現状と課題

- ◆スポーツは、健康の保持・増進、体力の向上に役立つとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会づくりにつながるもので、児童生徒にとっては、人間形成に大きな影響を与えるものであり、心身の両面にわたる健全な発達に不可欠なものです。また、近年は、スポーツツーリズムに代表されるように、スポーツの力で地域活性化を図る取り組みも重要となっています。
- ◆本市では、スポーツ推進計画に基づき、「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめる」環境整備を図ってきました。今後はバリアフリーやユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた誰もが利用しやすい環境づくりが求められます。また、開祖修練の地である合気道やオリンピックを輩出しているゴルフ、新たにパークが整備されたスケートボードなど、本市の特色あるスポーツの普及に力を入れていきます。
- ◆令和3(2021)年3月に設立されたスポーツコミッション*によるスポーツツーリズムやプロスポーツの誘致支援、アーバンスポーツ*の推進などにより、スポーツによる本市の魅力づくりを推進する機会が広がってきました。そして、子どもたち、大人たちのスポーツへのきっかけづくりとスポーツを取り入れた市民生活の継続のため、スポーツ協会と連携し、子どもたちの部活動への外部指導者の導入や指導者の育成が必要となっています。
- ◆今後は、スケートボードなどに代表されるアーバンスポーツやトップアスリートも輩出するゴルフなど、市内のフィールドを生かしたスポーツによる地域活性化策の強化とともに、世代や年齢、スポーツやパラスポーツを問わず、誰もが自分にあったスポーツ活動を暮らしに取り入れられる環境の構築や振興が必要となっています。

担当部署	関連部署
教 育 部	保健福祉部

<スポーツ施設利用者数>

(人)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
笠間市民体育館	45,508	41,008	51,499	51,704	53,630	40,996	24,894
笠間武道館	15,620	14,991	14,618	15,301	15,630	15,822	6,141
総合公園市民球場	8,525	8,595	10,270	6,810	8,318	18,897	4,763
総合公園多目的広場	6,423	6,629	5,748	5,077	5,099	6,854	3,620
総合公園芝生広場	4,374	9,046	7,599	4,277	5,290	4,312	2,475
総合公園テニスコート	14,951	15,058	16,269	15,259	16,307	16,215	12,494
高田球場	4,206	4,442	3,161	2,150	2,288	2,573	2,550
南山グラウンド	6,181	5,920	4,615	4,675	2,929	4,807	2,605
柿橋グラウンド	31,404	21,804	36,102	45,882	31,766	26,232	21,193
柿橋テニスコート	8,208	18,486	33,806	18,974	9,554	6,859	6,075
北山グラウンド	15,349	11,389	19,637	13,499	13,322	8,828	6,530
鴻巣グラウンド	6,541	4,686	5,875	5,241	5,911	5,553	4,018
大原グラウンド	9,999	8,422	9,364	28,122	10,036	8,578	5,710
北川根ふれあい広場	18,048	16,084	29,089	3,414	42,705	13,990	9,709
橋爪弓道場	3,016	3,276	3,860	19,566	3,873	4,236	3,205
岩間海洋センター体育館	19,165	17,450	16,978	2,989	21,275	18,931	13,836
岩間海洋センタープール	3,357	3,736	3,661	21,201	2,207	2,352	921
岩間総合運動公園	17,555	21,965	19,022	30,354	17,812	12,271	8,312
岩間運動広場	24,337	25,755	27,485	8,713	30,217	25,839	18,371
岩間武道館	8,242	7,438	11,875	5,554	8,168	6,816	5,196
岩間工業団地テニスコート	2,135	1,800	2,676	984	5,580	5,142	5,511
合 計	273,144	267,980	333,209	309,746	311,917	256,103	168,129

資料：スポーツ振興課

用語解説

- ※ユニバーサルデザイン：年齢や能力、状況などに関わらず、全ての人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインするという考え方。
- ※スポーツコミッション：大規模スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進を行い、これらの活動を通じて交流人口の拡大を図り、来訪者に対してまちの魅力をPRし、さらに地域における消費を促すことで地域経済活性化につなげることを目的として活動する、スポーツツーリズムを推進するための中核となる組織のこと。
- ※アーバンスポーツ：速さや高さ、危険さや華麗さなどの要素をもったエクストリームスポーツの中で、都市での開催が可能なもの。ボルダリング、BMX、スケートボード等。

施策の内容

① スポーツ環境の充実強化

競技スポーツをはじめ、体力や健康の維持、介護予防、レクリエーションなど、スポーツの内容や目的は様々であり、年齢や性別、スポーツやパラスポーツを問わず、誰もが自分に合ったスポーツ活動を行える環境を整備するため、大会などの開催や施設の充実強化を図ります。また、スポーツを始めるきっかけづくりとして、アーバンスポーツなどの新たな種目の紹介やオリンピックも輩出した市の代表的なスポーツであるゴルフ、国際大会の開催も可能な施設を有し、東京オリンピックで注目を集めたスケートボードなど、これらの多様なスポーツ体験を通して、その後の活動につながる取組みを推進します。

主な取組み

- スポーツ、パラスポーツ環境の充実強化
- ハーフマラソンや駅伝、スナッグゴルフ*などの大会の充実強化
- 多様なスポーツの紹介と体験教室等の開催

② スポーツ資源の利活用によるまちづくりの推進

令和3(2021)年3月に設立されたスポーツコミッションを中心としたスポーツツーリズムなどの推進を継続的に図るとともに、新たに本拠地を構えるプロスポーツの茨城アストロプラネッツ*との連携強化など、市全体におけるスポーツでのまちづくりを推進します。

主な取組み

- スポーツコミッションとの体制と取組みの強化
- プロスポーツチームとの連携強化
- 関係機関やスポーツ施設との連携強化

また、東京オリンピックで注目を集めたゴルフやスケートボードなどが行えるスポーツ施設や、スポーツ協会などの関係機関との連携も強化していくことで、市内のスポーツ資源を最大限に活用し、地域全体の活性化を図ります。

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
スポーツ大会・教室参加者数	人/年	12,777	15,000
スポーツ施設利用者数	人/年	264,144	280,000
1年間に運動やスポーツに関わった人の割合	%	36.9	50.0

※スポーツ大会・教室参加者数及びスポーツ施設利用者数については、コロナ禍により令和2年度は施設の休止等がされたため、令和元年度を現状値とする。

※1年間に運動やスポーツに関わった人の割合については、隔年での調査となるため、令和元年度を現状値とする。



※スナッグゴルフ：元PGAツアープレイヤーによって開発された、「やさしく」「正確に」「どこでも」「だれでも」ゴルフの基本を学ぶ・教えることができるスポーツのこと。
 ※茨城アストロプラネッツ：2017年に設立されたプロ野球独立リーグ・ベースボール・チャレンジ・リーグ(ルートインBCリーグ)に所属する茨城県のプロ野球チーム。

後期施策 アクションプラン

第6章 地域づくり

- 6-1-1 市民協働・地域コミュニティ
- 6-1-2 多様な人材の活躍
- 6-1-3 人権尊重
- 6-1-4 移住・交流
- 6-1-5 ライフイベント



方針1 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

施策1 市民協働・地域コミュニティ (6-1-1)

《施策の目指す姿》 市民とともに育むまち

現状と課題

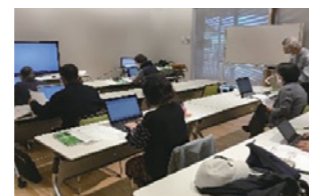
- ◆ 少子高齢化が進む中、多様化し複雑化する課題や市民ニーズに適切に対応していくためには、市民と行政がそれぞれの役割や責任を理解し、高い信頼関係を構築し、協働のまちづくりを推進していくことが重要となっています。そのため、市政に対する関心や参加を促進し、継続的な市民活動への支援など、より身近で利用しやすく充実を図る必要があります。
- ◆ 市民協働については、市民が自分たちの地域をつくっていくという意識の醸成・啓発を行っていく必要があります。公共団体・民間団体・NPO団体の三者による新たな地域づくりが展開されるようになってきましたが、その担い手となる団体や活動者への更なる支援、連携などが求められています。また、既存団体が持続可能な運営体制を構築するための支援が必要です。さらに、時代の変化に伴い市民のライフスタイルや価値観も多様化しており、これらの多様性を含めた様々な主体による地域づくりを、地域福祉や高齢者福祉、多文化共生などの施策と連動させて推進することが重要です。
- ◆ 地域コミュニティについては、行政区をはじめとした様々な地縁団体がありますが、近年加入率が減少している行政区もあります。地域の支えあい・防災力が求められる一方で、従来のやり方での地域コミュニティ機能の維持は現実的に困難といえます。このため、コミュニティそのものを維持していくための検討、持続性あるコミュニティづくりへの支援が急務の課題となっています。
- ◆ 今後は、地域コミュニティの中で相互に支えあい、地域課題の解決につなげられるような体制の構築と活動を支援するとともに、市民と地域と行政と様々な主体が関わり協働で、持続する地域づくりを推進することが必要となっています。

<地域交流センター>

	名 称
1	笠間市地域交流センターともべ
2	笠間市地域交流センターいわま
3	笠間市地域交流センターみなみ
4	笠間市地域交流センター大橋
5	笠間市地域交流センター池野辺
6	笠間市地域交流センター高田
7	笠間市地域交流センターはこだ
8	笠間市地域交流センターさしろ
9	笠間市地域交流センターもとど
10	笠間市地域交流センターくるす
11	笠間市地域交流センター南山内
12	笠間市地域交流センター上加賀田
13	笠間市地域交流センター福原
14	稲田公民館(令和5(2023)年4月に移行予定)

<NPO法人数>

令和3(2021)年10月現在	33団体
-----------------	------



地域交流センターあたご



地域交流センターあたご



地域交流センターあたご

担当部署	関連部署
市民生活部	全 部 署

施策の内容

① 協働の地域・まちづくり体制の強化

地域活動の拠点となっている地域交流センターにおいては、利用者などの意見をもとに市民や団体が活動しやすい魅力ある施設運営に努め、地区住民のニーズ把握と利用者拡大を図ります。また、行政情報等の提供の核となる行政区について、条例の制定などを受け、更なる加入促進を図り、地域での「共助」の意識を更に高めるとともに、時代の変化に合わせたデジタルツールの導入等を検討し、地域と行政が協働したまちづくり体制を強化します。

主な取組み

- 行政区への加入促進及び役割の明確化の推進
- 地域交流センターをはじめとしたコミュニティ活動の拠点の活性化
- 地域と行政の協働のまちづくり体制の強化

② 市民活動・NPO活動への支援と連携

市民主体の地域・まちづくり意識の醸成・啓発を行っていくため、その担い手となる団体や活動を支援するとともに、連携強化を図ります。

また、まちづくり出前講座などでの啓発や、まちづくり市民活動助成事業などの市民活動への支援を継続し、更なる市民活動の活性化を図ります。

主な取組み

- 市民活動団体やNPO団体への活動や体制強化に係る支援の充実
- 団体間の情報共有の促進と連携強化
- 出前講座の利用促進と充実

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
出前講座の回数	回/年	111	141
まちづくり市民活動助成金助成団体数	団体/年	8	14
地域交流センター利用者数	人/年	181,950	218,400
行政区の加入率	%	72.2	75.0

※出前講座の回数、まちづくり市民活動助成金助成団体数及び地域交流センター利用者数については、令和2年度はコロナ禍により大きく減少したため、令和元年度を現状値とする。

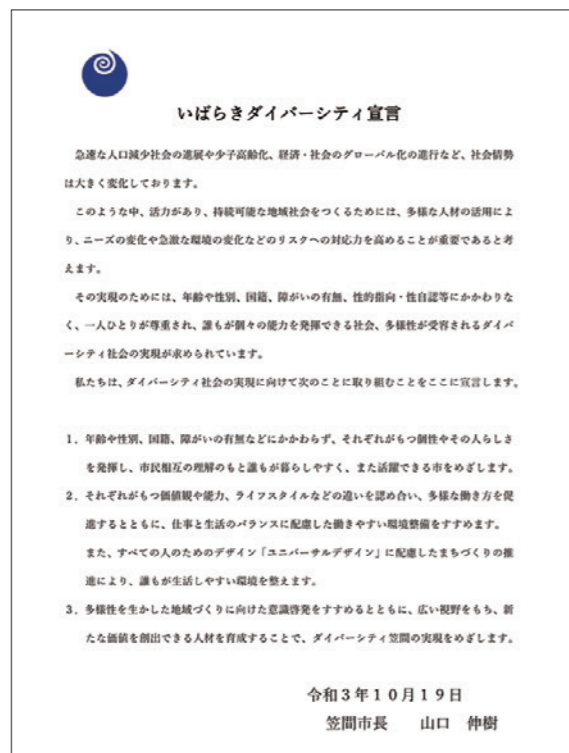
方針1 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

施策2 多様な人材の活躍 (6-1-2)

《施策の目指す姿》 誰もが活躍できるまち

現状と課題

- ◆人口減少、少子高齢化が進展する中で、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会の構築が不可欠となっています。
- ◆本市ではこれまで、市民一人ひとりが活躍できる社会の構築のため、男女共同参画社会の意識啓発や推進事業者の認定などの取組みを進めてきました。また、外国人との交流事業の展開や、国際交流事業を推進している民間団体の支援、市内に居住している外国人住民の相談窓口の設置、市ホームページの多言語化など、国際交流や国際化に対する環境整備を行ってきました。
- ◆少子高齢化が進むわが国において多様な人材の活躍は持続可能な社会に不可欠です。その実現に向けて、年齢・性別・国籍などの多様性を互いに認めあい、共に生きる社会についての理解と意識の醸成を図ることが重要です。あわせて、多様な働き方を促進するとともにワーク・ライフ・バランス*に配慮した環境整備など、働き方改革を進めていくことが必要です。
- ◆今後は、地域において多様な人々が暮らし、いきいきと活躍することが重要となっており、市民一人ひとりが互いに多様性を尊重し、協力しあい、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取組みを推進することが必要となっています。併せて、他の施策とも連動した多様な人材の確保についても、強化が必要となっています。

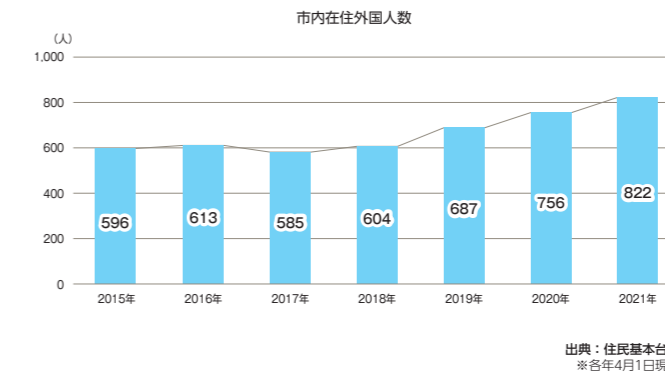


いばらきダイバーシティ宣言

用語解説

※ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」のことで、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

担当部署	関連部署
市長公室 市民生活部	全部署



施策の内容

① ダイバーシティ*社会の実現に向けた取組みの推進

地域は年齢や性別、国籍、趣味嗜好など多様な属性の人が集まって構成されています。地域住民が互いに認めあい、それぞれの個性と能力を発揮できる地域の実現に向け、多様性(ダイバーシティ)に関する正しい認識を深めるための意識啓発を促進します。また、その取組みを「いばらきダイバーシティ宣言」に登録し、ダイバーシティ社会の実現を目指します。

主な取組み

- 広報紙やSNSを活用した理解促進に係る意識啓発
- ダイバーシティやユニバーサルデザインに係る講座等の開催
- 企業への普及啓発と情報提供

② 多様な生き方と活躍への支援強化

多様な人々が、個々の価値観に応じた生き方やライフスタイルを選択でき、暮らしやすいような社会の実現を目指し、意識啓発やセミナー等を行っていきます。また、あらゆる人が交流し活躍できる支援を行うことで、国籍や年齢、性別、文化などの多文化で共生できる環境を目指します。

主な取組み

- 多文化共生によりあらゆる人が活躍できる環境の構築
- 多様な働き方や暮らし方への啓発と支援
- 国際交流活動の支援

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ダイバーシティ宣言を行った市内の企業等(累計)	事業者	2	7
キラリかさま優良企業*認定数(累計)	事業者	4	10

※ダイバーシティ宣言を行った市内の企業等については、宣言制度が令和3年度からとなっていることから、令和3年11月1日現在の事業者数を現状値とする。

用語解説

※ダイバーシティ：多様性を意味する言葉で、集団において年齢、性別、人種、宗教、趣味嗜好など様々な属性の人が集まった状態のこと。
※キラリかさま優良企業：女性の登用・育成及びワーク・ライフ・バランスの推進等、職場における女性活躍や男女共同参画に積極的に取り組み、男女がともに働きやすい職場環境の整備を図るなどの取組みを行う企業のこと。

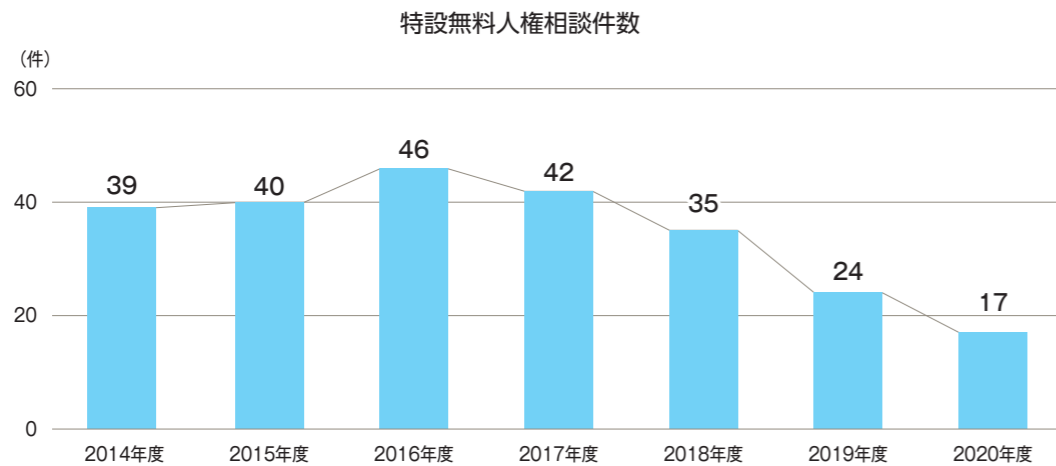
方針1 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

施策3 人権尊重 (6-1-3)

《施策の目指す姿》 自分と相手の大切さを認めることができるまち

現状と課題

- ◆人権尊重については、障害を理由とする偏見や差別、女性や子ども等の人権、部落差別(同和問題)などの人権に関する課題に対し、それぞれに応じた啓発活動の推進や相談体制の充実、人権意識の更なる醸成を図る必要があります。また、差別の実態、原因について正しく理解するとともに、解決に向けて総合的に取り組むことが重要となっています。
- ◆近年、人権に関する意識の高まりや関心の高さを受けて、法令の制定や諸施策が図られてきていますが、依然として、子ども・高齢者・障がい者への虐待やいじめ、配偶者や恋人からの暴力(DV)、各種ハラスメント*など、人権を侵害する問題が起きています。また、SNSを利用した差別的な表現や新型コロナウイルス感染症に関する差別の問題、性別、国籍、人種、年齢、文化的背景の違いや性的マイノリティなど個人の多様性(ダイバーシティ)が尊重されていないことによる課題が見受けられます。
- ◆今後は、一人ひとりの大切さを互いに認めあうことができるまちを目指して、社会的な変化や潮流に即時に対応できる意識啓発や教育の推進、多種多様な問題に対応できる相談体制の充実を図ることが必要となっています。また、多様性を尊重しあえる啓発等の取組みも必要です。



資料：社会福祉課
※2020年度はコロナ禍の影響により減少

施策の内容

① 人権が尊重される社会の実現

各種イベントなど様々な機会における街頭啓発活動を実施し、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育関係機関と連携した講演会の開催等の取組みにより、様々な人権問題に対する考え方や在り方について理解を深めていきます。

主な取組み

- 時代の変化に対応した人権教育の充実
- 人権教育講演会の継続的な開催
- 各種イベント等による啓発活動の実施

② 身近な相談体制の充実

市民が抱える様々な課題や問題に対応できるよう、関係機関との連携強化を行い、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

主な取組み

- 多様化する人権問題に対応した相談体制の強化
- 人権擁護委員等による特設人権相談の開設

担当部署	関連部署
保健福祉部	全部署

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
人権啓発活動	回/年	4	4
人権教育講演会の参加者数	人/年	275	400
特設無料人権相談開設回数	回/年	12	12

※人権啓発活動数、人権教育講演会の参加者数については、令和2年度はコロナ禍により大きく減少したため、令和元年度を現状値とする。
※特設無料人権相談開設回数については、令和2年度及び令和元年度はコロナ禍により減少したため、平成30年度を現状値とする。

用語解説

※ハラスメント：人権侵害を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティ等の属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。

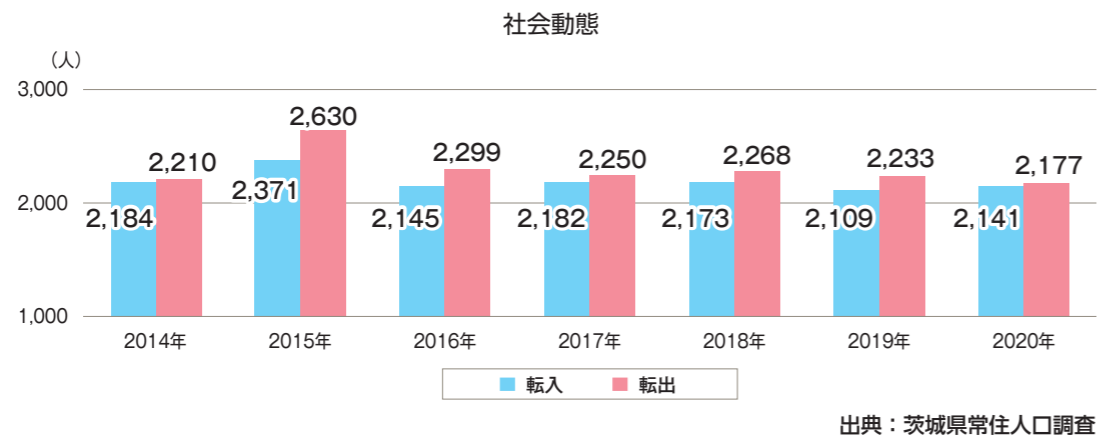
方針1 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

施策4 移住・交流 (6-1-4)

《施策の目指す姿》 新たな交流が生まれるまち

現状と課題

- ◆本市では、これまで定住化対策を重点事業として、移住者も含め市民が笠間市で暮らし続けられるように、市民のライフステージを見据えた環境づくりに向け、産業、雇用、企業誘致、健康、福祉、教育、子育て支援、都市基盤や生活環境などの対策を連動させ、総合的な定住化対策を推進してきました。「一生住みたい笠間づくり」に向けた取組みをさらに強化して、継続して人口減少の抑制及び人口構成の変化に対応したまちづくりが課題となっています。
- ◆交流による一定の来訪者や地域居住者の増加、交流人口の増加による好影響の取組みを促進し、一環した交流推進のネットワークづくりを進めていくことが必要となっています。
- ◆移住の推進については、コロナ禍における新たな生活スタイルとして、テレワーク*の普及、サテライトオフィス*の設置等の推進により、都市圏と地方での生活を両立する流れが進んでおり、来訪、再来訪、短期滞在・多拠点居住、移住などのステージ別の対策強化が必要となってきています。
- ◆本市での魅力ある暮らしを可視化し、移住希望者への移住体験施設や市外の方たちとの交流拠点となるモデルコミュニティ(笠間版CCRC*)の整備を進めており、東京圏をはじめとした市外の方たちとの新たな関わり方を検討し、新たな人の集まりと移住・交流の双方において活用していくことが必要となっています。
- ◆今後は、都心部を中心とした戦略的なプロモーションを行うことにより、地域の活性化につながる関係人口の創出や拡大の取組みが必要となります。また、移住促進につながる魅力の可視化や、移住してからの活動の場の確保など、分野間連携の取組みが必要となっています。



用語解説

- ※**テレワーク**：情報通信技術 (ICT=Information and Communication Technology) を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
- ※**サテライトオフィス**：企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。
- ※**CCRC**：Continuing Care Retirement Communityの略。高齢者が健康な段階で地方等に移り住み、必要な医療や介護などのケアを受けて住み続けることができる生活協同体のこと。

担当部署	関連部署
市長公室	全部署

施策の内容

① 関係人口の拡大と交流の促進

笠間ファン倶楽部等の会員情報を活用した情報プラットフォーム等の仕組みを構築し、関係人口をはじめとした市のファンへのサービス提供の拡充を図るとともに、ワーケーション施設やコワーキングスペース*などを軸とした都市と地方の多拠点における生活スタイルを推進します。また、笠間版生涯活躍のまち構想(笠間版CCRC)におけるリビングラボを、様々な活動者の活動拠点としてもらうことで、新たな交流を創出し笠間ファンの拡大に努めます。

主な取組み

- 再来訪につながる仕組みの構築と実施
- リビングラボにおける交流活動の場の構築
- 多拠点での活動スタイルの推進

② 変化に対応した魅力ある移住戦略の推進

お試し居住、空家バンク制度、地域おこし協力隊事業、笠間クラインガルテンなどの様々な移住に係る事業を継続、または事業間連携をするとともに、コロナ禍によるテレワーク普及など時代の変化に対応した移住戦略の構築及び推進を行います。

主な取組み

- 時代の変化に対応した移住戦略の構築
- 分野間連携による移住、二地域居住の充実強化
- 笠間暮らしの可視化と魅力発信

また、具体的な移住支援及び新たなまちづくりとして、笠間版生涯活躍のまち構想に向けて、医療や福祉環境が充実している環境や笠間焼をはじめとした芸術文化が暮らしの中にあるなどの、笠間市における暮らしの魅力の可視化を行い、発信していくことで、移住や二地域居住などの推進を行います。

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
笠間ファン倶楽部加入者数(累計)	人	1,778	2,000
移住・二地域居住者数(関連事業参加者の内)	人/年	20	50
企業等による利用拠点(市内)数(累計)	箇所	2	5

※移住・二地域居住者数(関連事業参加者の内)については、令和2年度はコロナ禍により大きく減少したため、令和元年度を現状値とする。



川島隊員



大島隊員



岡本隊員

用語解説

- ※**コワーキングスペース**：独立して働く個人やスタートアップ企業がオフィスの基本設備を共有しながら仕事をする場所のこと。

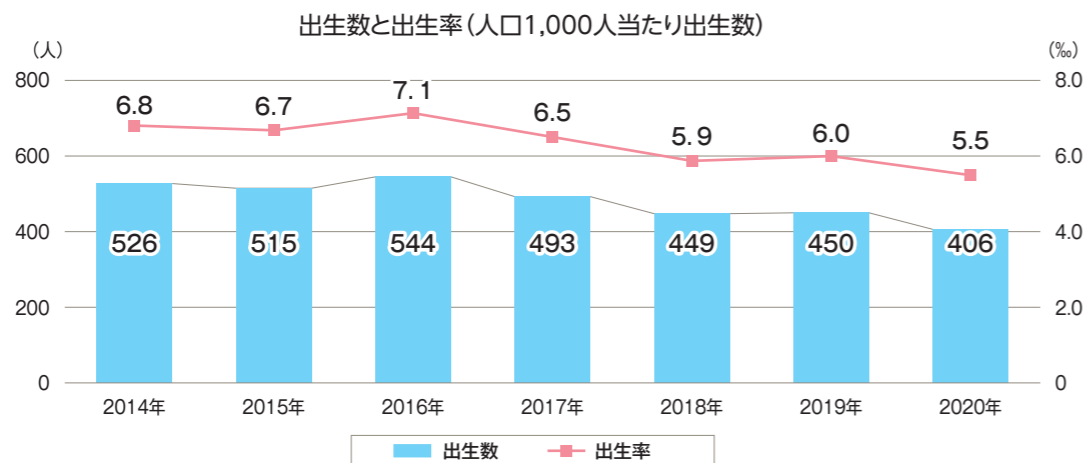
方針1 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります

施策5 ライフイベント (6-1-5)

《施策の目指す姿》 生涯をとおして安心して暮らせるまち

現状と課題

- ◆本市ではこれまで、子育て支援として、保育料軽減、医療福祉費支給制度(マル福)、妊婦健診の推進、ファミリーサポートセンター事業、児童館整備、寺子屋事業、出会い創出支援など、切れ目のない支援策を実施してきました。健康づくり推進では、地域包括ケア体制の確立といった主に中高年齢層に対する事業も積極的に展開してきました。生涯活躍のまちづくりとして、学びや就労といった観点を含めた人口構造の変化に対応したまちづくりを推進しています。このように、新しい地域づくりの推進、市民の生涯を通じた支援につながる取組みの推進を図り、魅力あるまちづくりを推進していくことが重要です。
- ◆保健センターを中心とした市民の健康を支援・増進する実践的な事業を継続するとともに、平成30(2018)年に開所した地域医療センターかさまを中心とした医療・保健・介護の分野連携の機能強化を図ってきましたが、コロナ禍において対面式での講座等が開催できなくなるなど、事業実施の新たな手法が課題となっています。
- ◆就労の場の確保については、持続に向けた経済性の確立とともに就労者及び雇用者の双方の需要把握が必要となっています。
- ◆斎場については、一部事務組合「笠間地方広域事務組合」により、火葬場とセレモニーホールをあわせ持つ総合的な施設として運営していますが、斎場の運営の在り方を含めた事業の継続性の確立や、更なる利便性向上が必要です。また、墓地等に係る市民意識の変化を捉えた適正な管理を促していく必要があります。
- ◆今後は、多様化する市民の課題に対し支援体制の強化を図るとともに、多様化するライフスタイルの変化に合わせた支援策の検討を行う必要があります。また、人生100年時代を見据えた多様なライフデザインの形成支援や、あらゆる世代が交流し、共に活躍できる場の創出が必要となっていくとともに、時代の変化に合わせた市民生活の利便性向上など、新たな笠間暮らしの創出を図ることが必要となっています。



出典：茨城県統計課

担当部署	関連部署
市長公室 総務部 市民生活部 保健福祉部 教育部	—

施策の内容

① 多様なライフスタイルに応じた切れ目のない支援の展開

市民が個々に抱える課題は多様化していることから、特定の分野だけでの対応では困難となり行政全体が連携することにより、より市民一人ひとりに寄り添った支援の展開が行えるよう、時代の変化に対応した柔軟な支援体制の更なる構築を行っていきます。また、市民の各ライフイベントにおける各種サービスや支援の手法としてのデジタル技術の導入や、生活を向上させるためのデジタル技術の導入も並行して行い、新たな時代変化に対応した新たな笠間暮らしの構築を行い、市民が生涯をとおして安心して暮らせるまちを目指していきます。

主な取組み

- 時代の变化に合わせた各世代への支援体制の強化
- 新たな技術を導入した支援の展開
- 時代の変化に合わせた笠間暮らしの構築

② 市民生活の向上と活躍の場の創出

若い世代の生活設計、人生100年時代を迎える中での生涯現役社会の実現に向け、個々のライフデザイン等の形成と生涯にわたる暮らしの支援、また終末期での行政の関わりなど、全世代を通じた市民生活の向上につながる取組みを行っていきます。

生涯活躍のまち事業をモデルケースとして設定し、多世代の日常的な交流や学びや軽就労といった市民の方が活躍できるような場を創出するための、公民連携による拠点(笠間リビングラボ)を形成し、市内全域への好循環を図ります。また、笠間リビングラボによる民間事業者と連携したIoTやヘルスケアなどの先進的な取組みを、生涯活躍のまち事業のモデルコミュニティを中心に進めていくとともに、市内全域に波及させることで、市民生活の向上につながる取組みを行っていきます。

主な取組み

- 市内全域で多世代が活躍できる場の構築
- 市民生活の向上につながる取組みの検討と実施
- 斎場などを含む行政サービスの展開



CCRコンセプトイメージ

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
平均自立期間【再掲】	歳	男 79.2 女 82.8	平均自立期間の延伸
軽就労メニュー数(累計) (学びと働きが連動するメニュー)	件	0	15
住みよいと感じる市民の割合	%	81.1	85.0

※住みよいと感じる市民の割合については、令和3年度に調査を実施しているため、令和3年度を現状値とする。

後期施策 アクションプラン

第7章 自治体運営

- 7-1-1 広報・広聴
- 7-1-2 行政運営
- 7-1-3 財政運営
- 7-1-4 公共施設等管理
- 7-1-5 デジタルトランスフォーメーションの推進



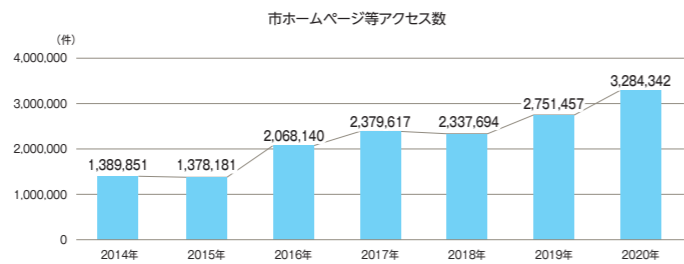
方針1 スリムで効率的な自治体運営をめざします

施策1 広報・広聴 (7-1-1)

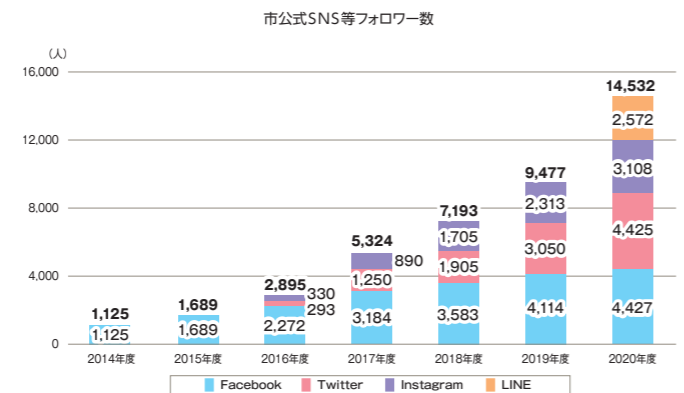
《施策の目指す姿》 多様な情報発信と市民参画のまち

現状と課題

- ◆生活情報・観光情報及びまちづくり情報などの様々な情報については、広報紙、ホームページ、メール配信サービス「かさめ〜」などを活用して、市民へ情報提供するとともに、市政懇談会や電子メール、ご意見箱、各種事業説明会などを通して、市民の意見や要望の把握に努め、広報・広聴活動を積極的に推進してきました。
- ◆市民のニーズを捉え、わかりやすく、かつ迅速に情報を発信するため、SNSによる情報提供体制を強化したことから、各種閲覧者数・フォロワー数※は順調に伸びています。今後は、市内外に対して市のイメージ向上や「笠間らしさ」を戦略的に発信していくため、情報ごとにターゲットを定めることにより、ターゲットが必要とする情報の提供や伝え方の工夫などを検討することが課題です。
- ◆市民等に対し市の考え方を伝える新たなコンテンツとして、類似した問い合わせ内容について一括してホームページで回答を公開し、情報の共有化を行っています。多岐にわたる市民意見に対し、市の考え方を示す場として活用し、市民にも認知されるようにしていくことが課題です。
- ◆今後は、発信する情報の内容とターゲットについて、効果的な発信を強化するとともに、発信する媒体のマルチチャネル化やアクセシビリティの向上、取得しやすい情報の発信により、情報が広く市民に届くことが重要です。あわせて、紙媒体での情報提供からペーパーレス化に向けた新たな取組みが求められています。また、市民からの意見や提案などの把握の機会を拡充し、意見反映につながる取組みを行う必要があります。



資料：秘書課
※2020年はコロナ禍の影響により大幅に増加



資料：秘書課

※フォロワー数：ソーシャルネットワークサービスにおいて、特定のユーザーの更新状況を手軽に把握できる機能設定を利用し、その人の活動を追っている者のこと。



担当部署	関連部署
市長公室	—

施策の内容

① 多様な手法による広報活動の強化

広報紙は令和元(2019)年度に刷新を行い、市民に届く、役に立つ広報紙となるように、今後も順次見直しや充実を図ります。令和2(2020)年度には市公式のLINE(ライン)を追加、令和3(2021)年度は市公式ホームページをリニューアルしました。SNSを活用した迅速な情報発信を心がけており、今後も発信媒体のマルチチャネル化やアクセシビリティの向上に努めます。

また、情報がマンネリ化しないためにも、今まで取り上げていない事案を掘り起こすとともに、外部の記者へ取材から記事作成までを依頼するなど、広報の強化を図っていきます。

② 行政参画を推進する広聴活動の実施

アンケートや市政懇談会、パブリック・コメント等の様々な手法を活用して市民の意見や要望、地域課題を把握し、施策への反映、説明など広聴活動の見える化と市民と市の情報共有を促進します。また、今後の市を担う若い世代の方が意見を出しやすい手法の検討に取り組んでいくとともに、意見や提案の共有についても、効果的な手法を検討します。

主な取組み

- ホームページによる総合的な情報発信
- SNSを活用した情報発信の強化
- 発信媒体や情報のアクセシビリティ向上

主な取組み

- 多様な媒体を活用した市民からの意見、提案の収集
- 市政懇談会の開催
- 市民からの意見や提案の共有

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
SNS等フォロワー数(累計)	人	14,532	21,600
ホームページ及びSNS等の閲覧件数	件/年	2,751,457	5,000,000
意見・提案情報共有化数	件/年	31	50

※ホームページ及びSNS等の閲覧件数について、令和2年度はコロナ禍の影響により大きく増加したため、令和元年度を現状値とする。

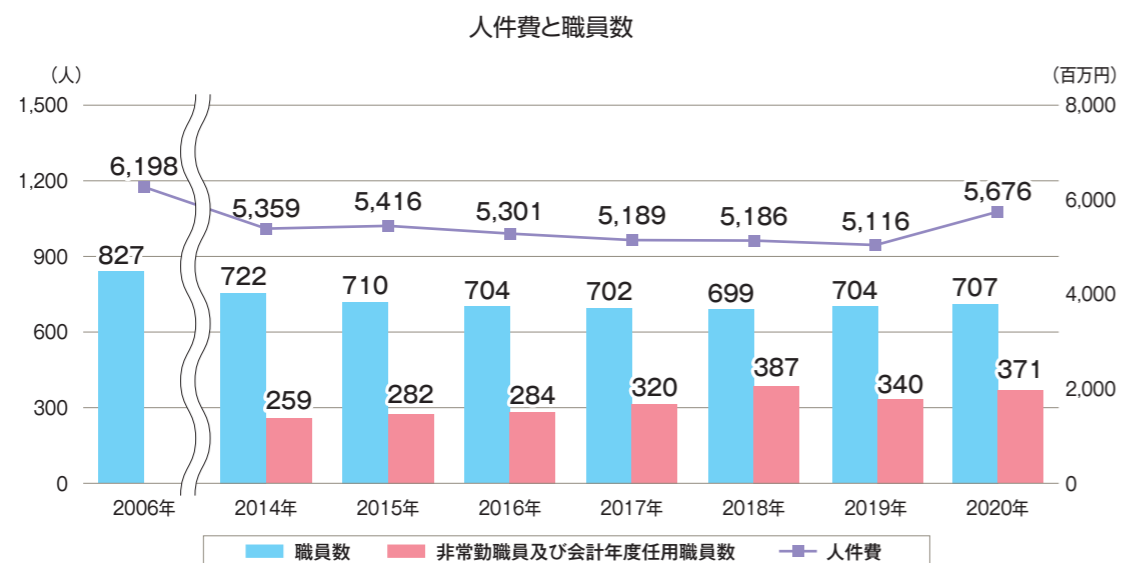
方針1 スリムで効率的な自治体運営をめざします

施策2 行政運営 (7-1-2)

《施策の目指す姿》 時代の変化に柔軟に対応できる行政運営

現状と課題

- ◆ 複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、行財政改革の推進や、行政評価を事業計画・予算編成や組織構築に反映させた行財政運営が求められています。
- ◆ 本市では行政評価システムの導入、アウトソーシング*の推進、職員数の適正化、専門職員の育成など、経営資源の効果的な活用による行政サービスの向上を図ってきました。今後、さらに高度化・専門性が増す事務事業の遂行において、職員の育成と計画的な採用が必要となっています。効率的かつ効果的な行政運営を展開していくため、組織間の連携強化を図り、適正な組織づくりをする必要があります。
- ◆ 社会経済情勢が変化し、市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、一つの自治体がすべての行政課題に対応し、解決を図っていくことが困難になってきています。また、市民の日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、同じ行政課題を抱える自治体がその解決に向けて、相互に連携し補完し合うことが求められていることから、水戸市を中心市とした定住自立圏構想への取組みとともに、令和4(2022)年度からは連携中枢都市構想での取組みを進めていきます。
- ◆ 今後は、多様化・複雑化する市民ニーズに対し、持続可能な行政サービスの確立に向けた各種の取組みが必要となっており、人材の確保と育成も重要となっています。また、一つの自治体のみでの行政課題への対応だけでなく、広域連携の更なる強化や公民連携による新たな手法での弾力的な行政運営が必要となっています。



資料：秘書課、決算カード
※各年4月1日現在

*アウトソーシング：「アウト(外部)」と「ソーシング(資源利用)」を合わせた和製英語で、一部の業務を社外から調達する経営手法のこと。

担当部署	関連部署
総務部	全部署

施策の内容

① 時代の変化に対応した仕組み改革

多様化する市民ニーズに対応するため、時代の変化に合わせて行政サービスを提供する仕組みそのものを変革していく必要があります。令和2(2020)年6月に定めた公民連携に係る基本方針を基本とした民間活力の導入や徹底した事務事業の見直しなど、行政運営の効率化を進めます。また、業務のデジタル化による市民サービスの向上など、全ての分野においての変革に向けた取組みを加速します。

水戸市の中核市移行を受けて、現在までに取り組んできた定住自立圏構想について、令和4(2022)年度から連携中枢都市圏構想へ移行します。移行に伴い、地域の経済と生活の向上に資する広域行政の取組みについて更なる強化を図ります。

② 新たな働き方への環境整備

多様化する市民ニーズに対応するためには、職員一人ひとりの意識改革と時代の変化に合わせた人材の育成が不可欠となっています。そのため、定年延長制度の導入も踏まえつつ、適正な人身体制としていくため、計画的な採用による専門職を含む多様な人員の確保を行うとともに、職員一人ひとりが時代の変化に対応した業務の見直しや構築が行えるように、人材育成を行います。また、能力や働き方の多様性を重視した労働環境の整備を行い、行政組織力全体の強化を図ります。

主な取組み

- 多様化する市民ニーズへの柔軟な対応
- 公民連携の更なる推進
- 効率的な行政運営に向けた事務事業の徹底的な見直し
- EBPM*に基づく事業の推進
- 広域連携の更なる推進

主な取組み

- 時代の変化に対応できる人材の確保と育成
- 時代の変化に合わせた柔軟な組織機構の見直し
- 定年延長に向けた体制づくりと制度設計
- 職員の活躍を促す環境整備や研修の充実

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
基幹系システムの標準化(累計)	事務	-	20
職員数	人	707	715以内

*EBPM: Evidence-Based Policy Makingの略。証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策的な明確化の上で合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。

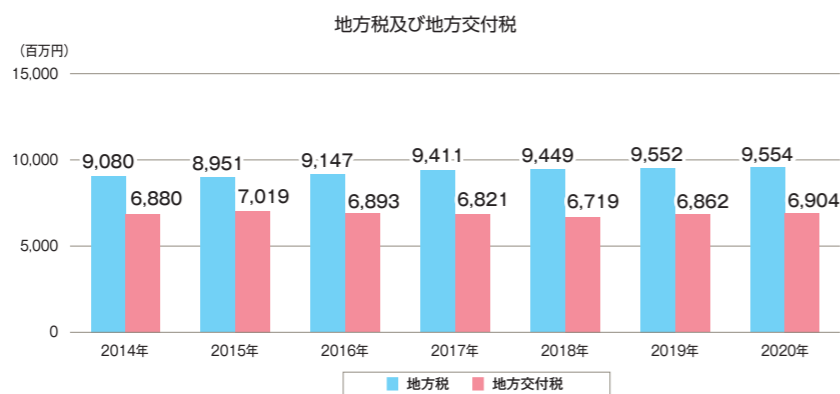
方針1 スリムで効率的な自治体運営をめざします

施策3 財政運営 (7-1-3)

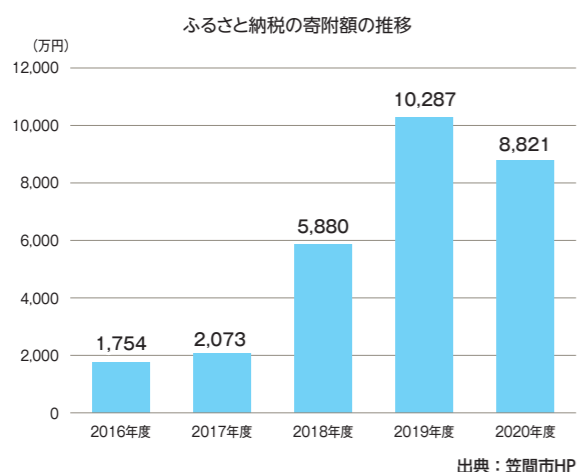
《施策の目指す姿》 持続可能な財政基盤の確立

現状と課題

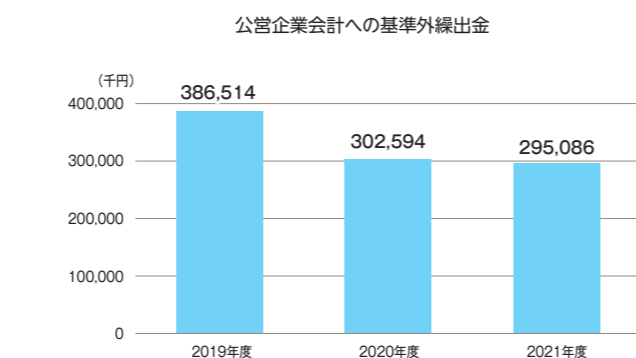
- ◆本市はこれまで、積極的に行政改革を推進し、健全な財政運営を行ってまいりましたが、人口減少、少子高齢化が本格化する中、市税の減収や、社会保障関連経費などの増大、一般財源の減少等が見込まれることから、自主財源の確保と行政コストの抑制を図り、依存財源に大きく頼らない財政運営を進める必要があります。
- ◆ふるさと寄附金(ふるさと納税)やネーミングライツ*、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング**などの新たな制度を積極的に導入し、自主財源の確保を行っているとともに、ESG債**の発行などの新たな財源確保についても検討を行っています。
- ◆今後は、人口減少等を踏まえ中長期的な視点に立った計画的で健全な安定した財政運営を確立することが求められています。また、社会情勢や経済状況の変化に対応できる体制の強化や、自立的な財政運営の基盤となる自主財源の確保の拡大と強化が必要となっています。



資料：財政課



出典：笠間市HP



出典：わかりやすいかさまの予算

※公共下水道事業会計が2018年度から公営企業会計となったため、2019年度以降を表記

用語解説

- ※ネーミングライツ：公共施設等に団体名や商品名等を冠した通称を付与する権利のこと。
- ※クラウドファンディング：新規事業など一定の目的を実現するために、インターネットを通じて不特定多数の人から小口の資金を募る資金調達法のこと。
- ※ESG債：「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(ガバナンス=企業統治)」の3つの頭文字をとった略語で、環境に配慮した事業に資金を充当するグリーンボンド(環境債)のこと。

担当部署	関連部署
総務部	市長公室 市民生活部 会計課

施策の内容

① 選択と集中による財政運営の効率化

社会経済情勢や国の動静を見極めながら、予算編成において効率的な財源の配分を行うとともに、公営企業会計や特別会計の健全化を図ります。特に企業会計については、独立採算制を原則とした経営を前提とし、会計の健全化を図るための様々な見直しを図ります。

事務事業等の必要性や費用対効果、今後の見通しなどを十分に検証し、更なる事業内容の見直しやスクラップを進め、真に必要な事業への財源の配分を行います。

主な取組み

- 時代の変化に柔軟に対応できる財政基盤の確立
- 行政運営と連動した仕組みの変革による財政の効率化
- 企業会計及び特別会計の健全な財政基盤の確立

② 財源確保につながる取組みの強化

ふるさと納税の寄附額の更なる増加のため、返礼品の追加や見直しを行うとともに、企業版ふるさと納税などにご協力いただける企業の確保に努め、自主財源の確保を進めます。

税や保険料などの徴収については、徴収率の更なる向上のため、納税相談などの強化や、悪質な滞納者に対する財産調査による滞納処分等を積極的に進めていきます。また、キャッシュレス決済など利用者が使いやすい決済手段の導入により、納税方法の利便性を図り収納率の向上を図ります。

主な取組み

- ふるさと納税の更なる拡充と強化
- 効率的な財源の配分
- 納税方法の利便性向上と徴収の強化

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
実質公債費比率*	%	7.3	5.3
将来負担比率**	%	—	—
経常収支比率**	%	90.7	89.2
ふるさと納税寄附額	千円	88,210	300,000
市税収納率	%	95.5	97.0

※実質公債費比率・将来負担比率・経常収支比率については、値が低いほど財政における健全化が図られています。
※将来負担比率については令和2年度現在において、将来負担が算定されない財政状況となっています。

用語解説

- ※実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標。比率が高くなると財政の弾力が低下する。
- ※将来負担比率：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。比率が高くなると、将来、財政を圧迫する可能性が高まる。
- ※経常収支比率：地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常経費)に充当されたものが占める割合。

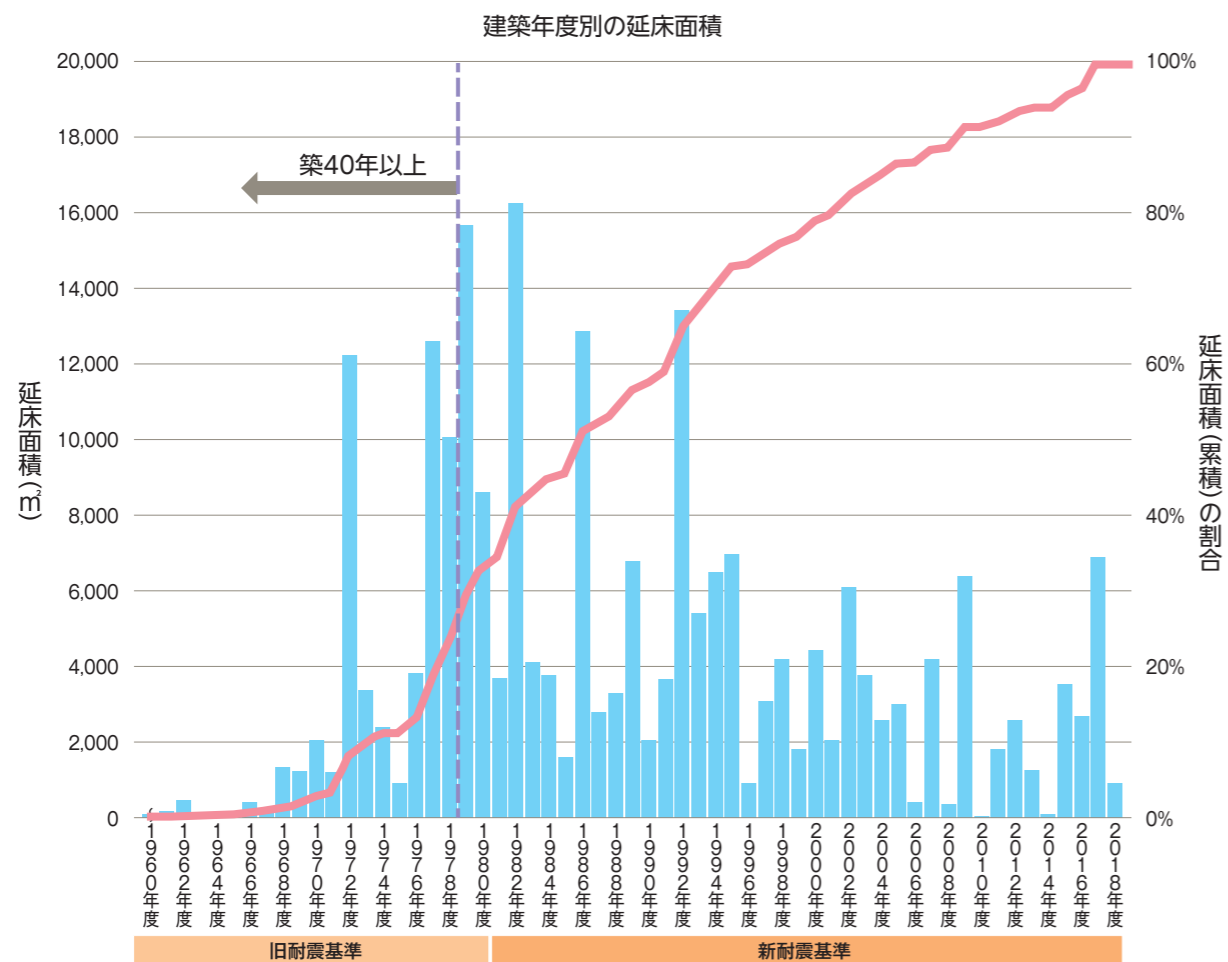
方針1 スリムで効率的な自治体運営をめざします

施策4 公共施設等管理 (7-1-4)

《施策の目指す姿》 安全・快適に利用できる公共施設

現状と課題

- ◆本市の将来財政の見通しが大変厳しいものとなっている中で、公共施設は老朽化による更新経費の増加が懸念されています。施設毎の使用形態等の特徴を詳細に把握し、その必要性はもちろん、インフラ施設の長寿命化や公共建築物の総量削減、将来更新費用の平準化などを視野に入れた計画的な取組みが必要となります。また、各施設においては既存施設のバリアフリー化や、改修等に合わせたユニバーサルデザイン化が求められます。
- ◆令和2(2020)年度に策定した「笠間市公共施設等適正配置計画」に基づき、各公共施設の改修等を総合的に把握し、公共施設の建替え及び改修時期が一定時期に集中しないよう公共施設マネジメントを行い、公共施設の複合化や統合等、効率的な整備をし、計画目標総床面積20%削減を行う必要があります。
- ◆今後は、安心・快適に利用できる公共施設の確保・運営に向けて、笠間市公共施設等適正配置計画に基づく公共施設のマネジメントの推進や、既存のストックや既存施設の空きスペースの貸出など更なる有効活用強化が必要となっています。また、脱炭素社会の実現の施策とも連動した公共施設の整備や運営等の推進も必要となります。



出典：笠間市公共施設等適正配置計画

担当部署	関連部署
総務部	各施設管理所轄部

施策の内容

① 公共施設等適正配置計画の推進

令和2(2020)年度に策定した「笠間市公共施設等適正配置計画」により、本市における公共施設の行動計画に基づいた各施設の長寿命化や更新を行っていきます。また、公民連携による施設の運営等の検討・導入により、公共施設にかかる費用削減と合わせ、行政サービスの向上や継続を図っていきます。

主な取組み

- 公共施設等適正配置計画に基づく各種施設の更新
- 公民連携による公共施設のサービス向上
- 公共施設の長寿命化等の推進

② 公民連携等による既存ストックの利活用促進

市内に点在する既存ストックや既存施設の空きスペースについて、売却等の処分や貸出し等有効的な利活用を図っていきます。また、民有地の寄附に係るガイドラインとも連動したなかで既存ストックを活用し、移住などにつながる利活用を公民連携により促進します。

主な取組み

- 公民連携による既存ストックの利活用推進
- 既存ストックの売却や貸出しの促進

取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
公共施設の延床面積削減数(累計)	m ²	—	9,560
公共施設の大規模修繕及び長寿命化数(累計)	施設	—	38
庁舎維持管理費の削減率	%	11.0	13.0
公用車維持管理費の削減率	%	7.0	10.0

※公用車の維持管理費の削減率については、令和2年度に市バス等の廃止を行ったため、前年度より大きく削減率が増加していることから、令和元年度の値を現状値とする。

方針1 スリムで効率的な自治体運営をめざします

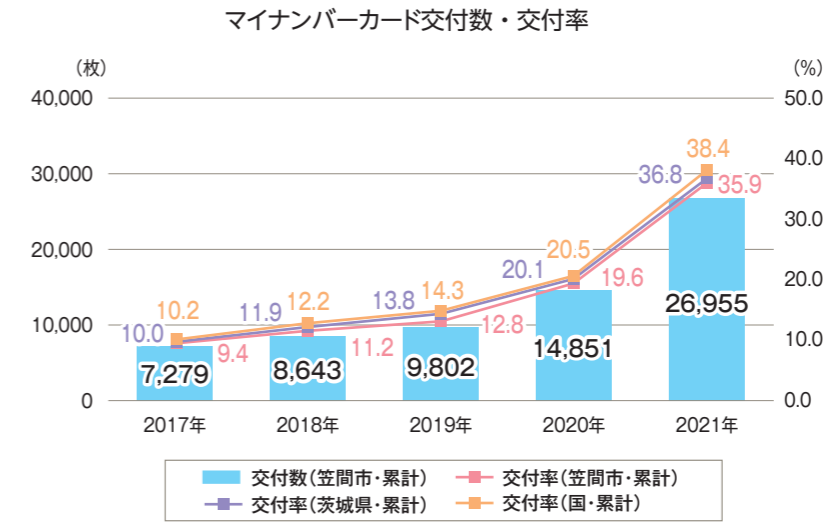
施策5 デジタルトランスフォーメーションの推進 (7-1-5)

《施策の目指す姿》 デジタル化による市民生活の変革

現状と課題

- ◆近年の急速なデジタル技術の進展により、スマートフォンのほか、一人が複数の端末を所持するようになりました。さらに、コロナ禍を受けてテレワークやWEB会議をはじめ急速なデジタルシフト*があらゆる分野において進展しており、デジタルが生活に欠かせないものとなっています。国においても国際競争力の強化、国民生活の利便性の向上及び急速な少子高齢化の進展など、様々な課題に対応するためのデジタル庁が設置され、地方自治は基幹系システム(住民基本台帳・税務など)の標準化・共通化の取り組みを進めるなど、デジタル社会の形成を進めています。
- ◆目指すべきデジタル社会として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が国より示され、市民に身近な地方自治体においても、市民の利便性の向上や業務の効率化を図るためデジタル化による市民の変革が求められています。
- ◆市においても、デジタル技術により既存の行政サービスや働き方を抜本的に変革し、利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指すため、笠間市デジタルトランスフォーメーション(DX)計画を令和2(2020)年9月に策定しました。
- ◆行政サービスのデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの交付は、コンビニ交付サービスの料金の時限的引き下げや周知等により30,410枚を交付し、交付率は40.6%(令和4(2022)年2月28日時点)となっています。国は、令和4(2022)年度末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目指しており、更なる申請の促進と利用環境の整備に努めています。
- ◆今後は、デジタル技術の導入による行政サービスの変革と市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会を実現するため、地域社会のデジタル化やデジタルデバインド対策なども含めた「デジタルトランスフォーメーション(DX)計画」の確実な推進により、市民生活の向上を図っていくことが必要となっています。また、市民ひとり一人に行政サービスを届けるためには、個人を識別可能な唯一無二のマイナンバーカードの普及も重要となっています。

担当部署	関連部署
市長公室	全部署



出典：総務省HP
 ※交付数は2017年・2018年は12月1日現在、2019年は11月1日現在、2020年・2021年は10月1日現在

施策の内容

① デジタルトランスフォーメーション(DX)計画の推進

行政手続については、原則オンライン化を進めるとともに、キャッシュレス化などの手法についても強化していきます。また、相談業務などについてオンラインの導入を更に進め、あらゆる環境において相談が可能となるようサービスの向上を目指します。

タブレットなどのデジタルデバイス*を活用し、遠隔での業務の遂行やAIやIoTを活用した業務の効率化を更に追及していきます。

国が推進している基幹系システム(住民基本台帳・税務など)の標準化・共通化に向けて、円滑な移行を進めていきます。

主な取り組み

- 市民サービスの向上につながるデジタル化と変革
- 業務の効率化につながるデジタル化と変革
- 基幹系システムの標準化・共通化による業務効率の向上と利便性向上

用語解説

*デジタルシフト：生産・消費活動にデジタル技術を組み込むことでより効率的なものに変えていくこと。

用語解説

*デジタルデバイス：デジタル製品の総称。コンピューターやプリンターを始め、スマートフォンやタブレットなどを指して使われている言葉。

② デジタル化を支えるマイナンバーカードの普及促進

プッシュ型の給付支援サービスやマイナポータル連携による健康管理など、デジタルトランスフォーメーションを進める上では、マイナンバーカードの普及が重要となっており、デジタル化によるサービス向上を実感してもらうため、国においても健康保険証での利用や運転免許証などの資格情報の連動などの活用策の拡大が進められています。今後もあらゆる場面でマイナンバーカードの活用が考えられることから、更なる普及促進を図ります。

主な取組み

- イベント等でのマイナンバーカード申請手続きの実施
- 企業への積極的な申請PR
- オンラインで対応しているサービスの積極的なPR

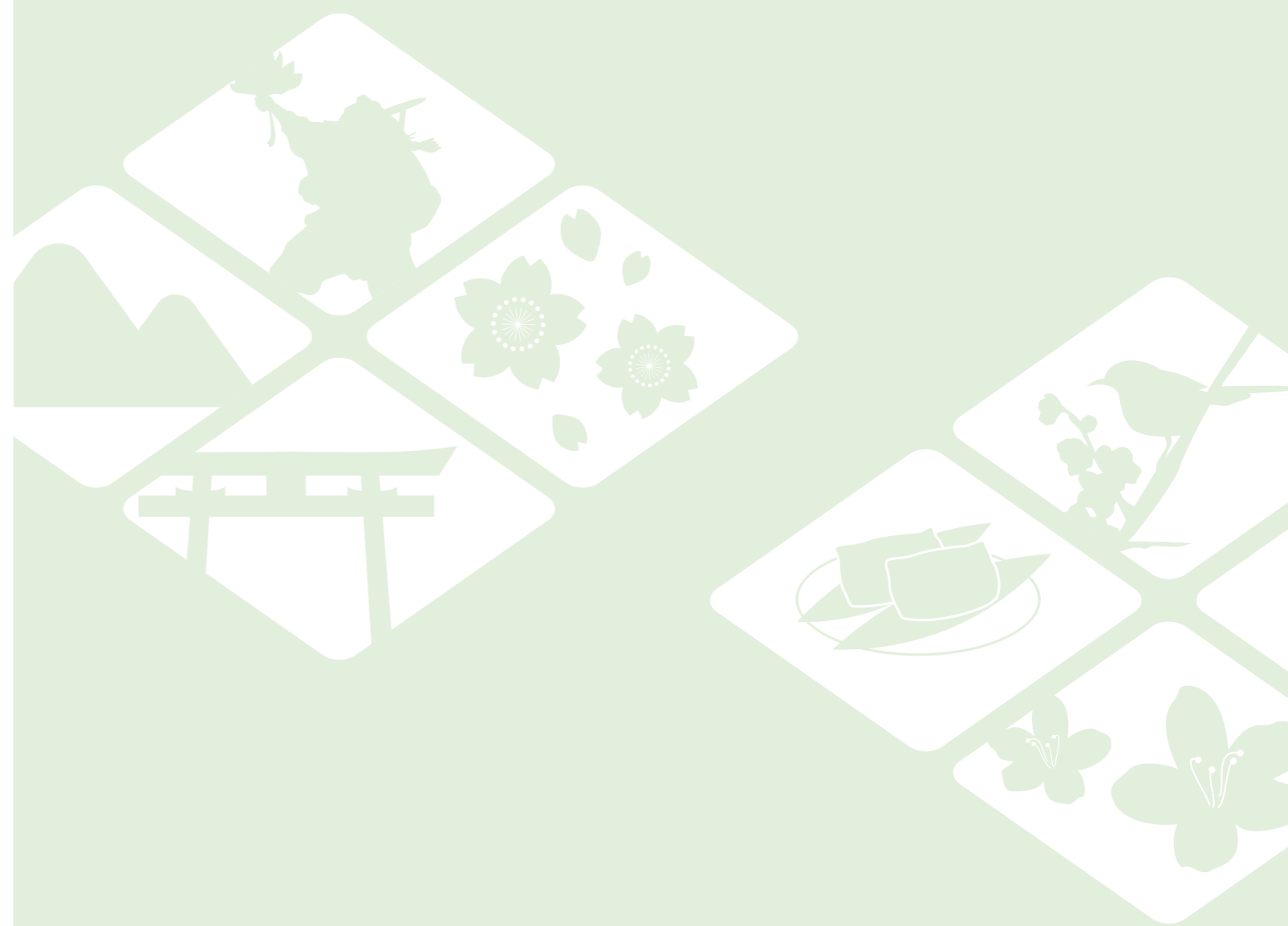
取組みの成果を示す主な指標

主な指標	単 位	策定時現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
基幹系システムの標準化(累計)(再掲)	事務	—	20
マイナンバーカードの交付率	%	26.1	100.0
RPA※の導入業務件数(累計)	件	10	21

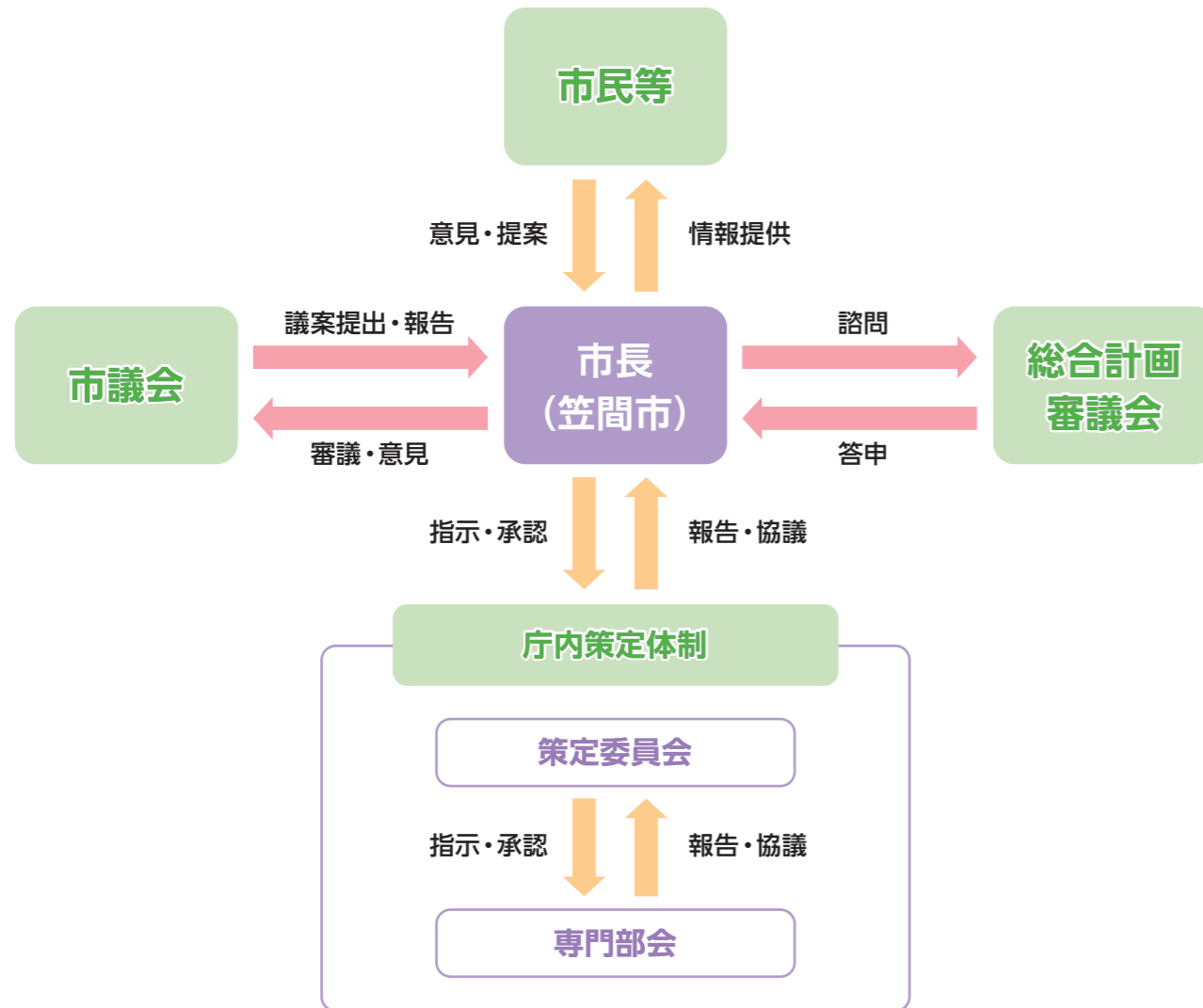


※RPA: Robotics Process Automationの略。業務の生産力を高めるためのロボットによる業務自動化のこと。

資料編



① 策定体制



② 笠間市総合計画審議会条例

○笠間市総合計画審議会条例

平成18年3月19日
条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、笠間市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画市計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係機関、団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

2 前条第2項第3号の委員で、それぞれの職又は当該団体との関係を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第8条 審議会に、特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。

3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

③ 笠間市総合計画審議会委員名簿

	氏名	所属
市議会	大 関 久 義	笠間市議会議員(教育福祉委員会委員長)
	田 村 幸 子	笠間市議会議員(総務産業委員会委員長)
	内 桶 克 之	笠間市議会議員(建設土木委員会委員長)
学識経験を有する者	石 上 節 子	特定非営利活動法人かさまキッズクラブネリネ 理事長
	小 川 郁 夫	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 総務部企画室長
	小 原 規 宏(会長)	茨城大学 人文社会科学部 現代社会学科 准教授
	上 馬 英 子	笠間市スポーツ推進委員
	助 川 智 美	株式会社TRUNK デザイナー
	櫃 本 真美代	常磐大学 総合政策学部 総合政策学科 准教授
	松 野 由 希	淑徳大学 コミュニティ政策学部 コミュニティ政策学科 准教授
関係機関・団体の代表	山 田 誠 司	株式会社筑波銀行 友部支店 支店長
	川 崎 幸 良(副会長)	笠間市区長会 会長
	柴 沼 真 一	社会福祉法人笠間市社会福祉協議会 主査
	関 典 孝	一般社団法人笠間青年会議所 理事長
	田 上 和 昌	笠間警察署 副署長
	常 井 実	笠間市医師会 会長
	長谷川 愛 子	笠間市農業委員会 委員
	本 間 敬	一般社団法人笠間観光協会 会長

④ 笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規定

○笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規程

平成18年3月19日

訓令第20号

改正 平成19年3月27日訓令第2号

改正 平成20年5月19日訓令第11号

改正 平成23年4月28日訓令第10号

改正 平成25年3月29日訓令第4号

改正 平成27年3月20日訓令第2号

改正 平成28年3月25日訓令第9号

(設置)

第1条 笠間市総合計画等の策定及びそれに基づく諸施策の実施並びに笠間市内の開発を適切に推進するため、笠間市総合計画及び開発計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(処理事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 総合計画策定及び改定に関すること。
- (2) 水資源開発に関すること。
- (3) 土地利用計画の策定及び改定に関すること。
- (4) 茨城県県土利用の調整に関する基本要綱(昭和49年茨城県公告)の適用を受ける土地開発事業(以下「開発事業」という。)について、総合計画及び土地利用計画に基づく助言並びに指導を行うこと。
- (5) 開発事業にかかわる情報交換及び連絡調整に関すること。
- (6) その他の市内における土地開発事業について市長が特に命じた事項に関すること。

(平20訓令11・一部改正)

(組織及び会議)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は副市長をもって充てる。

3 副委員長は、市長公室長をもって充てる。

4 委員は、次の構成とする。

- (1) 前条第1号に規定する処理事項の協議は、別表第1項の者をもって構成する。
 - (2) 前条第2号及び第3号に規定する処理事項の協議は、別表第1項及び第2項の者をもって構成する。
 - (3) 前条第4号から第6号に規定する処理事項の協議は、別表第1項及び第2項の者の中から委員長が指名した者をもって構成する。
- 5 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 6 委員会に、委員長が指名した者による専門部会を置くことができる。

(平20訓令11・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議の庶務)

第5条 会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月19日から施行する。

附 則(平成19年訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成23年訓令第10号)

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第4号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平20訓令11・平23訓令10・平25訓令4・平27訓令2・平28訓令9・平30訓令3・平31訓令1・一部改正)

適用条文	職 名
1 第4項第1号、第2号及び第3号委員	教育長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業経済部長、都市建設部長、市立病院事務局長、上下水道部長、議会事務局長、教育次長、消防長、その他委員長が必要と認める者
2 第4項第2号及び第3号委員	企画政策課長、総務課長、笠間支所長、岩間支所長、環境保全課長、商工課長、観光課長、農政課長、建設課長、都市計画課長、市立病院経営管理課長、水道課長、下水道課長、農業委員会事務局長、学務課長、生涯学習課長、消防本部総務課長、その他委員長が必要と認める者

⑤ 笠間市総合計画策定委員会委員

区 分	役 職
委員 長	副市長
副委員 長	市長公室長
委 員	教育長、総務部長、市民生活部長 保健福祉部長、産業経済部長 産業経済部参事、都市建設部長 市立病院事務局長、上下水道部長 議会事務局長、教育部長、消防次長

⑥ 笠間市総合計画策定委員会 専門部会

部会名	部会長
都市基盤部会	都市計画課長
生活環境部会	環境保全課長
健康福祉部会	社会福祉課長
産 業 部 会	農政課長
教育・文化部会	学務課長
地域づくり部会	秘書課長
自治体運営部会	総務課長

7 諮問書・答申書

諮問書

笠間市諮問第6号

笠間市総合計画審議会

令和4年度からの市政運営の指針となる笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランを策定したいので、笠間市総合計画審議会条例(平成18年笠間市条例第15号)第2条の規定により、答申を求めます。

令和3年7月20日

笠間市長 山口 伸樹

答申書

令和4年3月4日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市総合計画審議会
会長 小原 規宏

笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランについて(答申)

令和3年7月20日付け笠間市諮問第6号で諮問のあった笠間市第2次総合計画後期施策アクションプランについて、将来ビジョンを踏まえた上で、社会の変化への対応を新たな視点としながら慎重に議論を重ね、添付のとおりとりまとめましたので答申します。

なお、本プランにつきましては、速やかに決定頂くとともに、下記のとおり意見を付しますので、推進にあたってはこれを十分に尊重するよう求めます。

記

1. 潜在力を発揮した統合的な施策の推進

人口減少時代にあり、社会構造や生活者の価値観に大きな転換の時期を迎えた中で、笠間市づくりにおける課題は多様化が進み、一層複雑化することが想定されます。この課題解決に挑戦していくためには、まずはこれまでの常識から脱却し、その上で笠間市が持つ潜在力を再確認し、かつ単一の分野や個別の施策を進めるだけでなく、統合的な取組みが必要となります。そのため、行政の各部署が一体となることはもとより、人的資源をはじめ笠間市が創り上げてきた社会・文化的資源などあらゆる資源を総動員し、効果的で一貫した形での推進を可能とする体制を含めた実施手法を構築することを求めます。

2. 多様な主体の参画の促進

将来像の実現にあたっては、市民はもとより笠間市の特徴でもある市外のファンやサポーターを含めた多様な主体の参画を促進することが不可欠となり、価値観を共有する主体のマッチングを進める必要があります。そのためには、本プランを自分達の課題として施策内容を理解することが前提であり、周知にあたっては、本プランが身近なものと感じられる分かりやすい資料となるように、使用する語句や数値を用いた論理的な組み立てに留意するなど、継続的な工夫と改善を行うことを求めます。

3. 未来に向けたまちづくりの推進

本プランでは、各施策において将来に向けた「持続」という考え方が多く取り込まれています。本プランにおいて「持続」という考え方が強調されたことは未来へ向けた大きな一歩であると評価できる一方で、笠間市においても地域の課題が一層深刻化していることの表れでもあります。そのような中で、あらためて現状を認識した上で、将来ビジョンにある「希望を持ち続けることができるまち」の実現に向けた取組みを推進する必要があると考えます。そのため、現状の取組みを単に継続するだけでなく、取組みや手法の抜本的な見直しも行いながら本プランを推進するとともに、人の流れを受け止め選ばれる「都市像」の構築を図り、本プランを第3次総合計画につなげていくことを求めます。



⑧ 第2次総合計画後期施策アクションプラン策定経過

期 日	区 分	内 容
令和3(2021)年 3月2日	政策調整会議	○第2次総合計画後期施策アクションプランの策定について(調整)
3月10日	庁議 第1回総合計画策定委員会	○第2次総合計画後期施策アクションプランの策定について(決定)
4月5日 ～5月24日	市民実感度調査	市民1,000人を対象に実施(市民無作為抽出)
7月15日	第2回総合計画策定委員会	○前期施策アクションプランの評価について ○後期施策アクションプランの骨子(案)について
7月20日	第1回笠間市総合計画審議会	○前期施策アクションプランの評価について ○後期施策アクションプランの骨子(案)について
9月17日	第3回総合計画策定委員会	○後期施策アクションプラン(素案)について
9月21日 ～9月22日	市内団体との意見交換会	○市内30団体との意見交換会の開催
9月27日	第2回笠間市総合計画審議会	○後期施策アクションプラン(素案)について
11月15日	第4回総合計画策定委員会	○後期施策アクションプラン(原案)について
11月26日	第3回笠間市総合計画審議会	○後期施策アクションプラン(原案)について
令和4(2022)年 1月19日	第5回総合計画策定委員会	○後期施策アクションプラン(原案)について
2月1日	第4回笠間市総合計画審議会	○後期施策アクションプラン(原案)について
2月4日 ～2月23日	パブリックコメント	○後期施策アクションプラン(原案)に対して実施
2月25日	第5回総合計画策定委員会	○後期施策アクションプラン(原案)に対するパブリックコメントについて ○後期施策アクションプラン(原案)の最終案について
3月3日	政策調整会議	○後期施策アクションプラン(案)の調整
3月4日	第5回笠間市総合計画審議会	○パブリックコメントについて ○後期施策アクションプラン(原案)答申について
3月11日	庁議	○後期施策アクションプラン(案)の決定
3月31日		○後期施策アクションプランの決定

⑨ 後期施策アクションプランとSDGsの関係

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標です。2016年から2030年までに達成すべき17のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国でSDGsの達成に向けた取組みが行われています。

SDGsで示される多様な目標の追求は、日本の自治体における諸課題の解決に貢献し、自治体の持続可能な開発、すなわち地方創生に資するものとも捉えられます。わが国では、平成28(2016)年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定時にあたってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組みを推進していくことが求められています。

このように、SDGsの目指す17の目標は、国レベルで取り組むものが含まれ、本市の総合計画の分野別計画の施策と各事業・取組みとは、対象や規模は異なりますが、その目指すべき方向は共通するところがあります。このようなことから、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、本計画に基づき計画的にまちづくりを進めることで、SDGsの目標達成につなげていきます。

ゴール	目標意識分(説明)自治体行政の果たし得る役割
 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対してきわめて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することも貢献することができます。

ゴール	目標意識分(説明)自治体行政の果たし得る役割
 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任つかう責任	12 つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	14 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 15 陸の豊かさも守ろう	15 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	17 パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

(「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン- 2018年3月版(第2版)」発行：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 (IBEC) より作成)



発行：令和4年3月

発行者：茨城県笠間市（市長公室 企画政策課）

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号